

令和2年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日 程	備 考
12.	7	月	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員長報告、採決 ・議案上程	
	8	火	休 会	
	9	水	本会議（2日目） ・一般質問（6人）	
	10	木	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会	
	11	金	休 会	
	12	土	休 日	
	13	日	休 日	
	14	月	休 会	
	15	火	休 会	
	16	水	休 会	
	17	木	休 会	
	18	金	休 会	
	19	土	休 日	
	20	日	休 日	
	21	月	休 会	
	22	火	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会	
	23	水	休 会	
	24	木	本会議（最終日） ・常任委員長報告、採決 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続調査の件 ・閉会	

令和2年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和2年12月 7日

閉会 令和2年12月24日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案70	令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について	R2.9.25	R2.12.07	認定	決算特別
71	令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
79	さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	R2.12.07	R2.12.24	原案可決	総務厚生
80	さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃
81	さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
82	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
83	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	可決	〃
84	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
85	さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
86	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
87	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
88	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
89	さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
90	さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
91	さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
92	さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
93	さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
9 4	さつま町平川郷の指定管理者の指定について	R2. 12. 07	R2. 12. 24	可決	文教経済
9 5	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
9 6	さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
9 7	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
9 8	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
9 9	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 0	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 1	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 2	さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 3	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 4	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 5	さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 6	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 7	北薩広域公園の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃
10 8	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）	〃	〃	原案可決	2委員会
10 9	令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	総務厚生
11 0	令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
11 1	令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	〃
	議員派遣の件	R2. 12. 24	〃	決定	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
	閉会中の継続調査の件	R2.12.24	R2.12.24	決 定	—

令和2年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○ 12月7日（第1日）	
会議を開催した年月日及び場所	1
出席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	4
議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について	6
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	11
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	11
（提案理由説明）	
議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について	11
（提案理由説明）	
議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	11
（提案理由説明）	
議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	11
（提案理由説明）	
議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	11
（提案理由説明）	
議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	11
（提案理由説明）	
議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について	11
（提案理由説明）	
議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	11
（提案理由説明）	
議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	

.....	1 1
(提案理由説明)	
議案第 8 8 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 8 9 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 0 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 1 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 2 号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 3 号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 4 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 5 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 6 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 7 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 8 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	1 1
(提案理由説明)	
議案第 9 9 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 1 0 0 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 1 0 1 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 1 0 2 号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 1 0 3 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 1 0 4 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 1 0 5 号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	
議案第 1 0 6 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	1 2
(提案理由説明)	

議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について	12
(提案理由説明)	
議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算(第11号)	12
(提案理由説明)	
議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	12
(提案理由説明)	
議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	12
(提案理由説明)	
議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	12
(提案理由説明)	
散　　会	17

○12月9日(第2日)

一般質問表	19
会議を開催した年月日及び場所	22
出席議員氏名	22
出席事務局職員	22
出席説明員氏名	22
本日の会議に付した事件	23
開　　議	24
一般質問	24
岸良　光廣議員	24
行政改革について	
上園　一行議員	36
少子化対策について	
外国人就労者の対策について	
田野　光彦議員	41
企業誘致について	
有害鳥獣対策について	
川口　憲男議員	48
学校備品の管理について	
児童虐待への対応は	
柏木　幸平議員	56
子育て支援について	
会議のペーパーレス化について	
米丸　文武議員	66
森林管理について	
散　　会	72

○12月10日(第3日)

会議を開催した年月日及び場所	73
出席議員氏名	73
出席事務局職員	73
出席説明員氏名	73
本日の会議に付した事件	74
議案付託表	75
開 議	77
議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について (総括質疑・委員会付託)	77
議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について (総括質疑・委員会付託)	77
議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について (総括質疑・委員会付託)	77
議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について (総括質疑・委員会付託)	77
議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について (総括質疑・委員会付託)	78
議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について	78

(総括質疑・委員会付託)		
議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について	78	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）	79	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	82	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	82	
(総括質疑・委員会付託)		
議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	82	
(総括質疑・委員会付託)		
散 会	83	

○ 12月24日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	85
出席議員氏名	85
出席事務局職員	85
出席説明員氏名	85
本日の会議に付した事件	86
開 議	87
議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	

議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	87
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	88
（委員長報告・質疑・討論・採決）	

議員派遣の件	9 7
(決定)		
閉会中の継続調査の件	9 7
(決定)		
閉会	9 7
会		

令和2年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

令和2年1月7日

令和2年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年12月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	上 圏 一 行	議員	2番	上久保 澄 雄	議員
3番	三 浦 広 幸	議員	4番	柏 木 幸 平	議員
5番	米 丸 文 武	議員	6番	田 野 光 彦	議員
7番	舟 倉 武 則	議員	8番	岩 元 涼 一	議員
9番	朝 倉 満 男	議員	10番	岸 良 光 廣	議員
11番	新 改 幸 一	議員	12番	宮之脇 尚 美	議員
13番	川 口 憲 男	議員	14番	森 山 大	議員
15番	新 改 秀 作	議員	16番	平八重 光 輝	議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩木場 一水	君	議事係長	竹下和男	君
議事係主査	西 浩司	君			

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝	君	副町長	上野俊市	君
教育長	原園修二	君	総務課長	崎野裕二	君
企画政策課長	角茂樹	君	財政課長	原田剛志	君
税務課長	松山和久	君	保健福祉課長	佐藤秀樹	君
高齢者支援課長	有村哲	君	農政課長	四位良和	君
耕地林業課長	櫻伸一	君	商工観光PR課長	市來浩二	君
ふるさと振興課長	米丸鉄男	君	建設課長	野田真一郎	君
代表監査委員	新屋敷浩	君	監査委員事務局長	久保田春彦	君
教育総務課長	中間博巳	君	社会教育課長	三腰善行	君
子ども支援課長	羽有郁夫	君			

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 70 号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 71 号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 79 号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 80 号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 81 号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
- 第 10 議案第 82 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 11 議案第 83 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 84 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 85 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 86 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 87 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 88 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 89 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 90 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 91 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 92 号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 93 号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 94 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 95 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 96 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 97 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 98 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 99 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 100 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 101 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 30 議案第 102 号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
- 第 31 議案第 103 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第 32 議案第 104 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第 33 議案第 105 号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
- 第 34 議案第 106 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第 35 議案第 107 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第 36 議案第 108 号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）

- 第37 議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
第38 議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第39 議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

△開　　会　　午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

ただいまから、令和2年第4回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長、選舉管理委員会委員長から、本定例会に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。

△開　　議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、舟倉武則議員及び8番、岩元涼一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月24日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月24日までの18日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。一般的なことについては印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

9月25日、第3回定例本会議において設置された8人の委員で構成する決算特別委員会については、同日正副委員長の互選が行われ、委員長に新改革一議員、副委員長に舟倉武則議員が選任されたことを報告します。

次に、監査委員から例月出納検査及び令和2年度備品監査の結果報告並びに教育委員会から令和元年度教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。町長の報告を許します。

[町長　日高　政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますが、この中で10月20日の国道整備等4期成会合同県要望、11月19日の全国治水砂防促進大会中央要望活動、11月20日の新過疎法制定実現総決起大会中央要望活動、11月25日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望につきまして、補足して御報告を申し上げます。

初めに、10月20日の国道整備等4期成会合同県要望に関する事項のうち、会長を務めております国道328号整備促進期成会の要望についてであります。

県への要望につきましては、主に国道267号及び国道328号の重複区間であります、本町下船木から宮之城屋地地区までの4車線化の整備促進のほか、鹿児島市の国道328号と県道小山田谷山線を結ぶ区間に、南九州西回り自動車道へのアクセス道路としましてのバイパスの建設を毎年求めてきているところでございますが、この中で、現在郡山町の市街地から小山田交差点に出まして3号線を逆戻りの形で県道小山田谷山線に乗り入れることになるところでございますが、郡山市街地からバイパスでこの線につないでほしいという要望でございますけれども、このバイパスについて県から初めて災害時の利用や渋滞の緩和などにも重要であることから、現在事業化に向けて検討を進めているという前向きな回答をいただきました。早い機会での事業化を期待いたしているところであります。

次に、11月19日の全国治水砂防促進大会についてであります。

全国治水期成同盟会連合会、私も評議員ということになっておりますので、今回鹿児島県の支部としまして促進大会及び要望会に出席をいたしました。

大会では、国土交通大臣をはじめ、国の幹部、全国の関係市町村役員、都道府県関係者など多くの参加の下、開催をされ、土砂災害防止施設の強力な整備促進、大規模な土砂災害が発生した地域等における直轄事業の実施など、5つの提言が議決をされたところであります。

大会後におきましては、本年度で期限を迎えます7兆円規模の防災・減災国土強靭化のための3か年緊急対策につきまして、インフラの老朽化や気候変動の対応など、近年の情勢を踏まえまして、さらに5か年延長し、必要十分な予算の継続と砂防施設等の整備推進などについて、県の選出国会議員並びに国土交通省等への要望を行ったところでございます。

菅首相が12月1日の閣僚懇談会におきまして、事業規模15兆円の新たな5か年計画を取りまとめるよう、関係閣僚に指示をいたしております。

次に、11月20日の新過疎法制定実現総決起大会でございます。その後も、また中央要望がございました。

過疎対策については、昭和45年以来4回にわたり議員立法としまして制定をされました過疎対策法、これに基づきまして過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、過疎債を中心に一定の成果を上げてきたところでございます。

しかしながら、急速な人口減少や少子高齢化の進行、集落の維持、雇用機会の減少、また、農地森林の荒廃や度重なる豪雨、地震など、多くの過疎地域においては課題を抱えているところでございます。

こうした中、現行の過疎法が今年度いっぱい、令和3年3月末をもって期限を迎えることになりますことから、新たな過疎法の制定をはじめ、過疎対策事業が円滑に実施できるよう、国の支援の充実を求めるために総決起大会が開催されまして、鹿児島県の過疎対策の理事として出席をいたしました。

大会は、総務大臣をはじめ、各党の代表者の皆様、関係省庁の幹部、全国の過疎市町村の役員、都道府県関係者など、多くの参加の下に開催をされ、過疎地域の継続的な発展、地方交付税の充

実など、5つの提言が議決されたところでございます。

大会後におきましては、県の過疎地域自立促進協議会の役員におきまして、新過疎法制定の実現並びに関係政府予算や施策について、県選出の国会議員の皆様方へ要望をいたしました。指定要件のうち、人口要件の見直し案も検討されているところでございますが、基準年度、いわゆる昭和35年からの分と昭和50年、55年という比較の人口減少率、あるいは、また、財政要件に、いわゆる財政力指数の関係でございますけれども、こういった要件によりましては、卒業団体が多く出る見込みでございます。継続指定について、一丸となって要望に努めてきたところであります。

最後に、11月25日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望などについてでございます。

当期成会の会長として、そして出水市とさつま町の議会で組織されております、国道504号さつま町・出水市区間改良整備促進議員期成会の関係につきましては、本年度は出水市の杉本議長さんが御同行いただきました。国土交通省、財務省、県選出の国会議員へ、それぞれ要望活動を行ったところでございます。

なお、国土交通省の幹部と財務省には、地元出身の小里泰弘国会議員に先導いただきまして、共に地元の現状と考え方をお伝えいたしたところであります。

北薩横断道路につきましては、総延長70キロメートルで、現在25キロメートル、36%の供用率でございます。本年4月は、空港から野坂までの約14キロメートルが事業化されたところでございますが、この横断道路のうち唯一未事業化区間であります広瀬インターから泊野インター間につきましては、本年度概略設計が既に進められているところでございます。この区間の早期事業化とともに、現在事業実施中でございます広瀬道路、阿久根高尾野道路及び溝辺道路の早期整備の促進をお願いいたしたところでございます。

現在、予算編成の時期において大詰めの時期を迎えておりますので、今後ともしっかりと取り組んでいただくよう強く要望をいたしてまいりました。広瀬インターから泊野インター間のことにつきましても、遠からず事業化ができるというふうに期待をいたしているところでございます。

あわせて、鶴田ダムの水力交付金につきましても、過疎法と同じく令和3年3月末をもって10年間の期限がくるということでございましたので、県の会長としまして、これについても全国の協議会の皆さん方と一緒にになって、安定的な電力供給を行うベースロード電源として、10年間以上の交付期間の延長とともに、単価の引上げについても要望を行ってきたところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出
決算の認定について」、日程第6「議案第71号 令和
元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」及び日程第6「議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」の議案2件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会審査の中で、決算書に併せて提出のありました書類に印刷誤りがあり、

執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配布されました正誤表により訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

[新改 幸一議員登壇]

○決算特別委員長（新改 幸一議員）

おはようございます。決算特別委員会に付託されました「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月25日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私新改幸一が、副委員長に舟倉武則委員が選任されました。審査は9月29日から10月2日までの4日間の日程で行い、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査は、既に監査委員が例月出納検査や決算審査等をはじめ、専門的立場で照査をされていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案2件については、認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計のほかに、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計が含まれています。

はじめに、社会教育課の関係では、新しい文化施設建設で、民間資金を活用した早期建設の検討もなされているようであるが、令和元年度時点での進捗状況についてただしましたところ、県内では文化施設での事例はないが、公営住宅などの活用事例は多く見られた。この事例を参考に、どのように民間活用できるか検討委員会やプロジェクトチームで検討したが、具体的な指針や方針は出でていないとのことであります。

次に、学校教育課の関係では、鹿児島県学習定着度調査は小学5年生、中学1年生、2年生が対象となっているが、調査の結果では、平均点以下の科目もあるようだが、原因と今後の対応についてただしましたところ、学校では定着度調査以外にも様々な調査を行っており、年度当初で学習の状況を調査したところ、学年が上がるにつれて学習内容の定着率が悪い状況である。今後どのような対策が必要か分析をして、各学校に指導していきたいとのことであります。

次に、教育総務課の関係では、学校再編について、薩摩地区は平成28年度に説明会を実施後一定期間が経過していることから、PTA役員等との意見交換を計画したいとのことであったが、その後の状況についてただしましたところ、平成30年度当初に1地区のPTAから説明会の再編計画案に対するアンケート調査の結果等を踏まえた報告書が提出されており、それ以降における現状把握の観点からPTA等との意見、情報交換会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の影響等で開催できていない状況である。会議等の開催は難しいため、本年度中に未就学児の保護者も対象にした再編に関するアンケート調査を実施したいとのことであります。

次に、学校給食センターの関係では、民間委託はいつ頃を目途に考えているのか。また、今後1センターとなったときの場所はどこを予定しているのかただしましたところ、民間委託はできるだけ早くという指示もあり、令和4年度を目標として宮之城センターを予定しているが、三役調整会議も終わっていないことから、明確な時期を示すことはできない。場所としては、現在の宮之城センターを基本に考えているとのことであります。

次に、高齢者支援課の関係では、老人福祉センターは老朽化が進み、維持管理費も増加していると思われるが、施設の今後の方向性についてただしましたところ、本町は高齢化率40%を超えており、高齢者がくつろいだり、ゆとりの場は必要と考えており、事務レベルでの話し合いは進めているが、今後全庁的に全施設の方向性が示されるとのことあります。

次に、税務課の関係では、現年課税分と滞納繰越分の不納欠損処分の内容についてただしましたところ、現年分については不存在の法人等に係る固定資産税と軽自動車税で、滞納繰越分については5年の時効によるものや、執行停止を行ってから3年経過したものなどである。内訳としては、納税義務者の死亡によるものや生活困窮等により納付の見込みがないものを不納欠損処分したことあります。

次に、町民環境課の関係では、令和元年度から町内全域で生ごみの分別収集が開始されたが、可燃ごみの減量など効果についてただしましたところ、平成30年度と令和元年度との比較では、生ごみ収集では約385トン増えており、全体としては約220トン減ってきているが、燃料費は焼却炉の管理などあまり変化はないとのことです。今後も、さらに分別収集を推進することで焼却炉の延命にもつながることから、効果的なごみ収集ができるように調査研究されるよう要請しました。

次に、保健福祉課の関係では、救急医療施設運営事業費は主に薩摩郡医師会病院の休日や夜間の医師人件費と思われるが、医師確保は十分であるかただしましたところ、休日夜間の体制についても医師確保はできているとのことです。救急搬送されても担当医が診療科目以外ということではほかの病院へ転送されるという事案があることから、この事業の目的を再度確認し、薩摩郡医師会病院とともに密に連携を取りながら適切な運営がなされるよう要請しました。

次に、総務課の関係では、防犯カメラを交差点等に現在6か所設置しているようだが、今後の設置計画についてただしましたところ、事前に警察署と協議し設置箇所の選定を行い、令和2年度において2か所設置し、合計8か所になる予定とのことです。通学路にも重点を置きながら学校の意見も参考にし、設置箇所の選定を計画的に行うよう要請しました。

次に、農政課の関係では、有害鳥獣の捕獲業務で狩猟登録者数が年々減少しており、捕獲に支障を来していると思うが、今後の捕獲業務の対策についてただしましたところ、銃猟では銃刀法規制が厳しく申請されても取得が難しく、取得される方は非常に少ない状況である。わな猟については若干増加しており、今後はわな猟免許等の講習会を開催したり、免許取得の補助も行いながら担い手を確保していきたいとのことです。また、有害鳥獣捕獲も大事であるが、自分の農地を自分で守るための対策も進めていかなければならないとのことです。

次に、消防本部の関係では、消防団員の欠員補充の対策についてただしましたところ、団員数は令和2年9月末現在で452名の定員に対して404名在籍しており、処遇の改善及び活動内容について検討を行いながら団員確保に努め、令和4年度予定の定数改正及び分団再編について慎重に協議を進めているとのことです。

次に、耕地林業課の関係では、農地の適切な管理保全を図り、農業農村の持つ多面的機能を適切に発揮するための多面的機能支払交付金事業は非常に良い事業であるが、令和元年度に組織の活動が減少となった理由についてただしましたところ、地域の高齢化や役員を含めた担い手不足で事務作業等が大変であることから減少してきており、このことを踏まえ県へ事務作業の簡素化について要望しているとのことです。

次に、企画政策課の関係では、薩摩中央高等学校は毎年入学者が少なく存続が危ぶまれているが、高校振興対策事業の今後の取組についてただしましたところ、離島にある島根県海士町で先進地研修を行い、町独自で学習センターの設置と島根県自体で各学校に地域と行政と高校をつな

ぐコーディネーターを配置したことで、生徒の島外流出に歯止めがかかりV字回復された。今後は、先進地研修で学んだことを基に、経済的支援も一つの方法ではあるが、高校生の声を聞きながら根本的に見直しを図り、生徒数が増えていくような魅力的な高校になるよう、事務作業を進めているとのことです。町内唯一の高校存続のためにも、研修での成功例を参考に努力されるよう要請しました。

次に、商工観光PR課の関係では、町内小売店舗等の整備により売上向上につながることを目的とした小売業店舗改装支援事業を活用し5店舗実施されたようだが、改装後の売上げについて追跡調査等は行っているのかただしましたところ、追跡調査は行っていないが今後は改装後の効果も検証していきたいとのことです。

次に、ふるさと振興課の関係では、企業の設備投資や規模拡大の支援に向けて8社と立地協定が締結されているが、新たな雇用者の採用予定についてただしましたところ、これから工場を新設し操業をされることから確実な数は把握していないが、最低3名以上を新規雇用することが補助事業の交付要件であることから、24名以上の新規雇用が見込めるとのことです。

次に、建設課の関係では、町営住宅使用料について依然として未納が多く、特に過年度分が多いようだが回収の見込みがあるのかただしましたところ、滞納額は年々減少しており、長期滞納者についても分納誓約書を取り交わし、毎月少額ではあるが納入されている。高齢でもあることから、今後徴収方法なども含めて検討する必要があるとのことです。

次に、財政課の関係では、交付税も減り人件費比率も高い中で、財政運営は年々厳しさを増してきているが、今後の財政計画についてただしましたところ、財政計画は新町建設計画変更時に見直しを行っており、令和元年度決算に基づき財政シミュレーションをしていくことになる。この中で、普通交付税については合併算定特例として激変緩和措置が5年間で約15億円の減額となったことから、今後は財政の硬直化や経常収支比率が上昇すると予想されるが、後年度に負担を残さないためにも、職員一丸となり常に財政状況を把握し、行財政改革に基づき徹底した経費節減に努めていきたいとのことです。

次は、議案第71号令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定についてあります。

水道事業では、料金改定を行ってから約2年半が経過しており、令和元年度の収益的収支では約22万6,000円の純利益であった。

適正な水道事業が運営されるには、料金改定も視野に入れておく必要があると思うが、現在の水道使用料金は県内では平均的かただしましたところ、一般家庭での使用水量20トンでは約2,800円で、県平均は2,979円である。しかし、県本土は料金が安く離島では相当高くなっています、本町は県本土では高いとのことであります。今後は、料金収入の増加もあまり見込めないことから、早めに次期料金改定を検討していかなければならぬとのことです。

最後に、次の2点については特に町長の出席を求め、見解をただしたところであります。

まず、債権管理条例の制定については検討をされていると思うが、今後も交付税の伸び悩みや課税客体の減により税収が下がってくることが予測される。債権管理条例に基づき、適切な税収確保の対策が必要であり、滞納処分の執行停止も行われると思うことから、債権管理条例の制定と執行停止の要綱を制定する考えはないかただしましたところ、債権管理条例の制定については、これまで担当職員による検討を重ねており、債権対策委員会でも早急に条例制定するよう要望もある。また、滞納処分の執行停止の要綱制定については、税法に基づき執行停止を行うが、執行停止するための要件など具体例が分かるように明示して、条例、要綱とも年度内の制定に向けて準備を進めたいとのことです。

次に、監査委員の審査意見書では、財務事務での指摘事項に対し各担当部署で改善が図られて

いるが、職員削減の一方、業務量が増えることにより事務ミスによるリスクが高まっているという指摘がなされている。行政事務に当たってのミスは許されないことであり、職員の資質を高めるために総論的な各種研修は年間を通して実施されていると思うが、具体例を使った実務的な研修を計画的に取り組む考えはないかただしましたところ、例月出納検査の意見書を毎月確認しているが、単純ミスが多い現状であり、小さなミスが度重なることで重大なミスにつながるおそれがあることから、チェック機能を十分に生かすよう指示してきたが、十分に生かされているとは言い難い。外部からの講師による研修も必要であるが、事例を取り上げた実務的な研修を徹底していく必要があり、職員一人一人が自覚を持つことを徹底するよう努力していきたいとのことです。

この回答を受けて、ミスがあることにより最終的には町民へ迷惑がかかるということを念頭に置きながら、実例に基づいた研修を実施し理解を深め、職員の資質向上を図れるよう要請しました。

以上、審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても慎重に審査した次第であります。

なお、監査委員及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し効率的な行財政運営に努められるとともに、後年度の予算編成や行政執行に十分生かされるよう要請し、報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。

これで決算特別委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第70号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから「議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」を採決し

ます。この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平八重光輝議員）

起立全員です。よって「議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

△日程第7 「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」、日程第8 「議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」、日程第9 「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び滞納金徴収条例等の一部改正について」、日程第10 「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第11 「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第12 「議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第13 「議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」、日程第14 「議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第15 「議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第16 「議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第17 「議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第18 「議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」、日程第19 「議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、日程第20 「議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」、日程第21 「議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」、日程第22 「議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第23 「議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第24 「議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、日程第25 「議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第26 「議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指

定管理者の指定について」、日程第27「議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第28「議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第29「議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第30「議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、日程第31「議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第32「議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第33「議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、日程第34「議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第35「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」、日程第36「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」、日程第37「議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第38「議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第39「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」から日程第39「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの、議案33件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第79号から議案第111号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」であります。これは、公職選挙法の一部改正に伴い、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙公営に関する規定を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」であります。これは、公職選挙法の規定に基づき、さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規定を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」であります。これは、租税特別措置法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しよう

とするものであります。

次に、「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。これは、地方税法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、指定管理者の指定についてであります。

「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」「議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」「議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」「議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」「議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」「議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」「議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」

「議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」「議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」「議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」「議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」「議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」「議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」「議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」「議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」「議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」「議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」「議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」「議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」「議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」「議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」「議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」「議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」

「議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」最後に「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」以上25件につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、さつま町が管理するそれぞれの施設について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）について」であります。これは、開発振興費に要する経費及び物産観光費、学校管理費、児童福祉費、担い手育成費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,604万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億2,960万円とするものであります。

次に、「議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」であります。これは、一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等療養給付費並びに退職被保険者等高額療養費を補正しようとするものであります。

次に、「議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。これは賦課徴収に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,038万9,000円とするものであります。

最後に、「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険特別事業特別会計補正予算（第

3号)について」であります。これは、介護認定審査会費及び総務一般管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億884万4,000円とするものであります。

内容につきましてはそれぞれ所管の課長にさせますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○総務課長（崎野 裕二君）

それでは、「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」及び「議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○税務課長（松山 和久君）

それでは、「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○企画政策課長（角 茂樹君）

議案第83号について内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩いたします。再開は、おおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時43分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、議案第84号について内容の説明を申し上げます。

議案集は84ページです。

「議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（有村 哲君）

続きまして、議案第85号について内容の説明を申し上げます。

議案集は85ページです。

「議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

それでは、議案第86号から議案第93号について内容の説明を申し上げます。

議案集は86ページからでございます。

「議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

次に、「議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

次に、「議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

次に、「議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

次に、「議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

次に、「議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

次に、「議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○社会教育課長（三腰 善行君）

次に、「議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（四位 良和君）

それでは、議案第94号から議案第99号まで内容の説明を申し上げます。

議案集は94ページからです。

まず、「議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（四位 良和君）

次に、議案集は95ページです。

「議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（四位 良和君）

次に、議案集は96ページです。

「議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（四位 良和君）

次に、議案集は97ページであります。

「議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（四位 良和君）

次に、議案集は98ページであります。

「議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○農政課長（四位 良和君）

次に、議案集は99ページです。

「議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

それでは、議案集の100ページを御覧ください。

「議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

次に、議案集の101ページ、「議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」です。

[以下議案説明により省略]

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

次に、議案集の102ページ、「議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」です。

[以下議案説明により省略]

○商工観光PR課長（市來 浩二君）

議案第103号から106号までの説明を行います。

議案集は103ページです。

「議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○商工観光PR課長（市來 浩二君）

次に、議案集は104ページです。

「議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○商工観光PR課長（市來 浩二君）

次に、議案集は105ページです。

「議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○商工観光PR課長（市來 浩二君）

次に、議案集は106ページです。

「議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の

指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○建設課長（野田真一郎君）

それでは、議案第107号について内容の説明を申し上げます。

議案集は107ページであります。

「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」であります。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（有村 哲君）

「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいま、議題となっています議案第79号から議案第111号までの議案33件に対する質疑は、12月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。12月9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時20分

令和2年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

令和2年12月9日

令和2年第4回定例会一般質問

令和2年12月9日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(10) 岸 良 光 廣	<p>1 行政改革について</p> <p>(1) 安心安全を考える上で、消防団の必要性をどのように考えているか。</p> <p>(2) 町が販売を行っている住宅用地の情報を、正確に町民（購入者）に伝えているか。</p> <p>(3) 今後的人口推移を国の予想ではなく、町としてどのように考えているか。</p>
2	(1) 上 圏 一 行	<p>1 少子化対策について</p> <p>少子化対策については以前質問したが、これは本町だけでなく全国的な課題である。少子化対策への具体的な方策をどのように考えているか。</p> <p>2 外国人就労者の対策について</p> <p>建設業や介護施設の事業者から、求人の募集を行っても応募者がなく、外国人に頼らざるを得ないと相談を受けている。外国人就労者の確保について、町としてどのように考え、対策をとっていく考えか。</p>
3	(6) 田 野 光 彦	<p>1 企業誘致について</p> <p>人口減少の中、町の活性化のためには企業誘致が必要である。町長は、就任当初から積極的に企業訪問を行うなど企業誘致に力を入れられてきたが、これまでの企業誘致活動に対する課題と成果をどのように捉えているか。</p> <p>2 有害鳥獣対策について</p> <p>(1) 有害鳥獣対策は、これまで何回も取り上げられているが、各地区等から被害の声が上がっており、捕獲対策への要望はかなり強い。ここ数年の被害状況と捕獲の実態はどのようにになっているか。また、捕獲した有害鳥獣の処分の実態はどのようにになっているか。</p> <p>(2) 有害鳥獣対策の一つに防護柵等の設置があるが、実施する農</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		家や各地区に対する補助の状況はどのようにになっているか。また、防護柵等以外にどのような対策を講じていく考えか。
4	(13) 川口憲男	<p>1 学校備品の管理について</p> <p>(1) 閉校となった小中学校の備品や寄贈絵画等の管理等について、現在までの取組や保管状況は万全か。</p> <p>(2) 閉校した学校跡地に、町内各学校の歴史等を展示する資料館又は歴史館を整備することを、教育委員会として提案あるいは取り組む考えはないか。</p> <p>2 児童虐待への対応は</p> <p>先の一般質問で、いじめ等については関係団体と連携し、解決に向けて努力するとの答弁を受けた。つい最近、鹿児島県でも児童虐待等が増加傾向にあるとの状況を聞いたが、いじめへの対応や児童虐待等は、幼児期から児童・生徒期まで影響があるのではないかと考える。所管は違うが、子ども支援課との横の連携が必要と感じており、教育委員会として率先して取り組んでいくべきだと考える。いじめ等の状況及び児童虐待への取組はどのようにになっているか。</p>
5	(4) 柏木幸平	<p>1 子育て支援について</p> <p>さつま地区保育連合会と議会との意見交換会で、保育現場が抱える要望や保護者からの要望など様々な質問が出された。そのうちの3点について考えを問う。</p> <p>(1) 保育士不足と処遇改善について</p> <p>(2) 小学校と園の連携について</p> <p>(3) 親子が集まる施設や公園など幼児が遊ぶ場所の確保について</p> <p>2 会議のペーパーレス化について</p> <p>昨年6月議会において、行財政改革対策調査特別委員会の所管事務調査報告を執行部行ったが、その後タブレット導入について検討されたか。</p>
6	(5) 米丸文武	<p>1 森林管理について</p> <p>県内及び町内森林は、植林後五、六十年を経過して主伐期を迎える、森林の皆伐が急速に拡大しているが、伐採後の森林の管理が大</p>

順番 質問者	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>きな課題となっていることから、次の点について問う。</p> <p>(1) 伐採搬出経費のコスト削減を図るために大型機械の導入が進み、林地荒廃が大きな課題となっているが、町内の状況をどのように把握されているか。</p> <p>(2) 豪雨による林地崩壊や土砂崩れにより、宅地、耕地及び河川の災害が発生する可能性が高いと指摘されているが、伐採後の管理はどのように指導されているか。</p> <p>(3) 伐採後の再造林を推進しているが、進捗状況はどうか。</p> <p>(4) 森林環境譲与税の具体的活用をどのように考えているか。</p>

令和2年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和2年12月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	上 圏 一 行	議員	2番	上久保 澄 雄	議員
3番	三 浦 広 幸	議員	4番	柏 木 幸 平	議員
5番	米 丸 文 武	議員	6番	田 野 光 彦	議員
7番	舟 倉 武 則	議員	8番	岩 元 涼 一	議員
9番	朝 倉 満 男	議員	10番	岸 良 光 廣	議員
11番	新 改 幸 一	議員	12番	宮之脇 尚 美	議員
13番	川 口 憲 男	議員	14番	森 山 大	議員
15番	新 改 秀 作	議員	16番	平八重 光 輝	議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩木場 一水	君	議事係長	竹下 和男	君
議事係主査	西 浩司	君			

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝	君	副町長	上野俊市	君
教育長	原園修二	君	総務課長	崎野裕二	君
企画政策課長	角茂樹	君	財政課長	原田剛志	君
子ども支援課長	羽有郁夫	君	農政課長	四位良和	君
耕地林業課長	櫻伸一	君	ふるさと振興課長	米丸鉄男	君
消防長	田中俊朗	君	教育総務課長	中間博巳	君
学校教育課長	界敏則	君			

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式としております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、10番、岸良光廣議員の発言を許します。

[岸良 光廣議員登壇]

○岸良 光廣議員

おはようございます。

通告に従いまして質問をいたします。

まず、行政改革についてであります。

1番目に、安心、安全を考える上で消防団の必要性をどのように考えておられるのか伺います。これは、消防団を町長がこれはもう必要なんだというふうに考えておられるかどうか、そういうところを簡単に答弁していただきたいと思います。

2番目に、町が販売を行っている住宅用地の情報を適正に町民、購入者に対して伝えているか伺います。

3番目に、今後的人口推移を国の予想ではなく、町としてどのように考えているのか伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

[岸良 光廣議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

岸良光廣議員から行政改革について御質問をいただきましたので、それでお答えをいたします。

まず、1点目の安全、安心を考える上で、消防団の必要性についての御質問であります。

消防団員の皆様には、それぞれ生業の傍ら自分たちの町は自分たちで守ると、そういった崇高な消防精神の下に町民の安全、安心のために日夜を分かたず献身的に御尽力をいただいているところでございます。心から敬意とともに感謝を申し上げているところでございます。

特に地球温暖化の影響によりまして、近年、各地で大規模災害が頻発をしております。多くの尊い人命や財産が失われておりますが、このような尊い人命、財産を守るという非常に崇高な使命でございます。そういった災害の対応とか、あるいは行方不明者の捜索等、昨日も行方不明者がございましたが、消防団が出るところまではいかずに早く発見できたところでありますけれども、やはり長期間になりますと、やはり消防団の御協力も必要になってくるわけであります。

こういったことで、常備消防だけではなかなか対応するということについては不可能がございます。地域消防の、いわゆる地域防災の要として、また、安全、安心を守る団の役割というのは、なくてはならない重要な組織であるというふうに認識をいたしております。

次に、2点目の町が販売を行っている住宅用地の情報を正確に町民に伝えているのか。いわゆる購入者の皆さん方に対することであると思っております。

現在、町及び土地開発公社が販売をしております住宅団地は、御案内のとおり佐志ニュータウン、湯田原ニュータウン、東谷住宅団地の3団地でございます。この住宅団地の販売につきましては、ほとんどが初期の問合せから区画の決定に至るまでの間は、購入者の方がそれぞれ住宅を建設されますハウスメーカーと協議をされまして、役場のほうにはハウスメーカーの営業担当者が代行して手続をされることから、購入者の方とは、売買契約を締結する時点において、初めてお会いをする状況となっております。

したがいまして、御質問にあります住宅用地の情報につきましては、ハウスメーカーとの協議の段階で造成地における状況として販売区画が盛土あるいは切土であることや、計画平面図、地積測量図を提供するなどいたしまして、区画の情報を説明している状況でございました。

町としましては、ハウスメーカーに説明した内容が購入者に伝わっているものと捉えておりましたことから、購入者本人への直接な説明は、これまでしていなかったというのが現状でございます。

失礼しました。今後の人団推移を国の予想ではなくて、町としてどのように考えているかとの御質問でございます。

本町における今後の人団推移の予測につきましては、5年ごとに公表されております国立社会保障・人口問題研究所の推計値を用いているところでございます。この推計値は、直近の国勢調査の結果などを基に算定をされておりますが、近年、本町の人口につきましては、国の推計を上回る減少率となっておりまして、町の将来ビジョンを考える上で非常に厳しい状況となっております。

本町の人口減少が国の想定を上回る勢いで加速する状況を、何とか緩やかな状況に持つていけるようにということで、これまで様々な施策を講じてきているところでございます。これまでの議員の御指摘などを踏まえまして、今後の行政運営においても、国の推計値だけでなく人口動態等も注視しながら、強い危機感を持った中で、施策の推進をさらに図っていく必要があるというふうに認識をいたしているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○岸良 光廣議員

質問時間が掲示されていませんが、よろしいですか。時刻のままになっていますけど。今からまた60分していいんですか。

それでは、今、町長答弁もありましたんで、3町合併してから町長をリーダーとしてさつま町の財政運営は非常にいい状態になってきていると思います。なお、鹿児島県の市町村の中でも上位に位置するぐらい、さつま町の財政についてはよくなってきてていると。そういう中で、いろいろと私の知り合いの消防団員からもいろんな話を伺いまして、いろいろ調べてみました。

その中で、特に消防団員の水害もしくは火災等、そういうときの出動したとき、あるいはそういう場合の待機や警戒をする、若しくは訓練をする、こういうときにさつま町として1人当たり4,500円という報酬が支払われております。これを鹿児島県の町村20市町村、調べてみました。そしたら、さつま町の4,500円というのが20市町村の中で安いほうから、下から3番目です。一番高いのは湧水町が8,000円、それ以外は大体5,000円から5,100円、一番安いのは枕崎市が3,800円、与論町が4,300円、その次にさつま町が4,500円なんです。

4,500円が高いか安いかというのもあると思うんですけども、実際、ほかの市町村を見て

も人口比から見ても、大体これ平均が5,100円ぐらいになるんですけど、やっぱり町長、せめて県の平均ぐらいには見直してやるべきだと思うんですが、この点について、町長ちょっとお伺いしますけど、20市町村の中で下から3番目というのは、やはり隊員に対して、今のさつま町の財政からいけば、せめて平均値、5,100円ぐらいには見直しをしてやるべきじゃないかなと思うんですが、その点について町長にお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今ございましたとおり、消防団員につきましては、非常勤の特別職という位置付けでございます。したがいまして、これまで報酬の引上げということにつきましては、職員も特別職もほとんど今までやっていないところがございまして、報酬改定を値上げすることにつきましては、町民の皆さん方の特別報酬審議会というところにお諮りをした中で審議をいただいて、答申をいただき、そしてまた、改定を行っているわけでありますが、これまでほとんどが今まで減額とかそういうことがずっと続いておりまして、今回も期末手当も減額ということになっておりますけども、そういうことがありますと、今、見直しをしてから数年経つておるようでございますので、こちらについては、おっしゃるとおり非常に額として平均にもいっていないというところもあるようありますから、これについては次の改定の時期に、しっかりとそういう状況も踏まえて、それなりにさつま町にふさわしい改定については、検討する必要があるかと思っているところであります。

○議長（平八重光輝議員）

岸良議員、しばらくお待ちください。

先ほどの残り時間の掲示、ちょっと不手際がありまして申し訳ありません。こちらの時計で10時31分までということでお願いをいたします。

○岸良 光廣議員

ぜひ、この報酬については、せめて県内の平均の5,100円を上回るような状況にやっぱり改定をしていただきたい。特に町長が今説明をされましたけど、もうこれは町長が上げるというふうに決断されればできることです。だから、できれば来年の3月の当初予算、ここまでにはこの報酬については、これは今町長もいろいろ説明されましたけど、町長がやるかやらないかの判断だと思います。そこはぜひやっていただきたい。

その中で、この報酬もなんですが、私の調べる中で、本当にこれで今後消防団に若い団員が集まってくれるのかなと。本当に消防本部もですが、消防本部の一番のトップは町長ですので、あまり私も言いたくないんですが、今回こういうのがありました。出動手当1回につき4,500円以内と明記しておりますと。その中で5月31日、日曜日に防災点検とかそういう活動時間が短かったということで、団員には何も連絡もせずに、消防本部のほうで4,500円の報酬を3,000円にカットした。これは何の連絡もなかったそうです。入金された金額を見て3,000円しかなかった。何ですかと聞いたところが、4,500円以内としてあります。以内、4,500円じゃないんですよ、これ。これ本当に言葉のだましです。本当に消防本部と消防団はパートナーでなきやいかんと思うんです。お互いいろんなものを情報共有して、お互い助け合って町民の生命、財産を守らんにやいかん。

ということは、消防本部も消防団員に対してのやっぱりそういうところはきちっとしたパートナーとして、こんな、以内と明記してあるからカットしましたというようなことがあってはならんと思うんです。この点について、町長どのようにお考えか。町長はこの件知らなかつたと思うんですけども、恐らく消防本部がやつたと思うんですが、町長、このカットされたことについてどう思われますか。

○町長（日高 政勝君）

確かにこの条例のうたい方というのは、限度額を定めた形で「以内」というふうな表現をしてあると思いますが、何らかの事由があったのかよくまだ把握はしておりませんけれども、通常はやっぱりこうして限度額として定めてありますので、何らかの事由が特別ない限りは、4,500円であるというのが筋じゃないかというふうに私は理解をいたしております。

○岸良 光廣議員

町長の言われたとおり私もそう思うんです。しかし、下げる理由は活動時間が短かったことが理由になっているんです。じゃあ逆に、例えば夏の台風、水害、あったときに消防団の待機、警戒するときに、中には12時間以上待機する場合もあるでしょう。そういうときには増額ないんです。4,500円となっているから。だから、増やすほうはしないけど減らすほうだけは消防本部のさじ加減、これはやっぱり変えんにやいかんと思う。だから、町長、今後のこういう文言については、もう4,500円と決めたのであれば4,500円であって、消防本部が自由に削減できる「以内」という文言は、私は削除すべきだと思うんですが、その点についてもう一回お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

確かにそれはいろんな災害の場合、火災にしましても待機時間を含めていろんな対応があるかと思っております。場合によって、出動の場合、団員のいろんな事情等で現場に駆けつけて、すぐ早く来ていただく、あるいは事情によって遅くなつたという場合もあるかと思っています。そういう事情等でそれ差異があるということで、その辺のこの「以内」の中で調整がされているのかなというふうに感じているところでありますが、いろいろ、団員の皆さん方、それぞれ先ほど申し上げましたとおり生業をそれぞれ持っている中で、昼夜を分かたずやっぱり出動しなければならないと。非常に、そしてまた、身の危険も当然あるわけでありますので、基本的にはやっぱり定めたところでお支払いをするということが基本にならざるを得んのかなとは思っております。

ただ、特別な事情があれば、それなりにはまたお互いの団員の間でいろいろ不協和音があると、またいかんところがあるかと思いますので、その辺はまたそれなりの判断をして支給していかざるを得ないのかなという面もあるかと思っています。

○岸良 光廣議員

ぜひ今町長も言われましたんで、次、例えば報酬改定、できれば来年3月の当初予算でできれば改定していただきたい。なおかつ、そこでこの「以内」というのではなくて、例えば県内の平均の5,100円か若しくは5,200円に上げていただきたいと同時に、「以内」というこういう表現はやめて、はっきりと報酬の金額だけを明記していただきたいというふうに要請をします。

その中で、特に今、各消防、私のほうでいろんな話を伺いました中で、この報酬もなんですが、なぜこの報酬のことを言うかといいますと、いろんな状況があつて消防団の団員には、今、各個人の口座に報酬が支払われます。これは各消防団によって状況が違うと思うんですけど、特に後援会、ここの後援会が大きいところは後援会からの補助金、これが大きいところ、少ないところあると思うんです。ただ、この消防団を運営する中において、報酬として各消防団員に入金された金額を、また消防団の運営を賄うためにその個人口座に入ったお金を団に納めなきゃならんと。この入った報酬だけならいいんですけど、聞いてみると、報酬として入った金額プラス消防団員の個人のお金を追加して、例えば報酬が2万円入りました、だけど団を運営するのに足らないから1万円自分のお金をプラスして3万円団に納める。こういうことが続くと、当然奥さんのほうからの不満も出るわけです、当然これは。

だから、町長が最初言われました消防団が必要なんだと。消防本部だけでは駄目なんだと。やはり町民の生命、財産を守るために消防団がなくてはいけないというふうに、最初、町長申されました。そこを考えていくと、消防団の活動、これがスムーズにいくためには、消防団の個人に入った報酬を団に納めるんじゃなくて、やはり今後はある程度は行政が消防団の活動費というのを見るべきだと。そうしなければ、消防団が必要なのに、若い消防団が増えてこないということになると本末転倒です。

だから、まず消防団員に報酬として入る分は消防団員の報酬として、なおかつ消防団として運営するためには、各消防団それぞれ事情があるでしょうから、各消防団の状況をしっかり調査した上で、行政が運営費の一部をやはり補てんしてやる、そういうことをしなければ、今後の消防団の長期にわたる存続ということを考えますと、非常に今の状況は厳しいんじゃないかなと。

その点について、町長、最初に、町長がリーダーシップを取ってさつま町の財政基盤はよくなってきたというふうに私言いましたけども、特に今、さつま町は約80億円を超える金額の基金があります。この基金というのは、一般の方々には非常に判りにくいでしょうけど、例えば一般財政調整基金、これは一般の個人の方若しくは会社に例えると普通預金です。それと、そのほかの基金は、目的のために貯める定期預金です。この普通預金が大体平均40億円ぐらいある。そのほかの基金、要するに定期預金がトータルで80億円です。要するに、定期預金が40億円ぐらいで、普通預金が40億円ぐらい、トータル80億円ぐらいをさつま町、現在持っております。これは町長をはじめとする行政の方々の努力によってそれだけ財政が改善してきた。そうならば、やはり消防団、町の町民の生命、財産を守る、そういう消防団に対しても、何らかの待遇改善をすべきだろう。

それについて、私は各消防団をそれぞれ状況調査していただいて、ある程度の運営費の補助を出すべきであるというふうに考えますが、町長、その点についての考え方伺います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから消防団の役割というのは非常にすばらしいものがあって、もう本当尊敬に値するところであるわけでありますが、報酬の改定等については、やはりこれまでも特別職とか職員とか、そういうことの改定の時期に合わせて見直しをやってきた経緯がございます。そしてまた、消防団員と類似するような他の非常勤特別職というのもたくさんいらっしゃるわけであります。そういう均衡というのも当然やはり考えて改定が必要になってくるかと思っておるところであります。

確かに消防団員について、私も年末警戒に毎年行っておりますけれども、そういう団員の皆さん方の御苦労もよく判っておりますし、そしてまた、そういう巡回の際にも、団員の皆さんから今おっしゃったような御意見もお聞きいたしております。そういうことで、消防長のほうには、何かこの辺のところも改善できるところは改善できないかと、検討してくれということも指示をいたしておるわけであります。

各地区それぞれ分団の後援会というのが組織をされておりまして、消防後援会のほうからもいろいろまた御支援もあるところもありますし、非常にまた高齢化も進んでおりますので、なかなか消防後援会費を値上げすることもできないという状況もあるわけでありますので、おっしゃるとおり、やはり団の運営というのは非常に大事なことでありますので、そういう今団員確保も難しい状況もなっておる状況からしますと、やはり必要となるような団の運営費については、何らかのやっぱりことをしていかないと、団の報酬からまた出し合ってということになると、おっしゃるとおりいろんな弊害も出てくるかと思っておりますので、そういうところは総合的に考えて、これから必要となるものについては、町でもやっぱり等しく考えていくべきではないだろうかというふうに考えておりますので、先ほどの報酬改定等と併せながら検討をさせていただきたいと

思っているところであります。

○岸良 光廣議員

これは本当に、私も消防団の役割というのは非常に大きいと思います、町長も言われましたとおり。これは今後のやはり人口減、これを考へても、何らかの形で消防団員が本当に何ら問題なく活動するためには、今、町長も言わされましたけども、町がある程度の運営費を補助する、これぜひやっていただきたい。

その中で、消防団員のこれは安心、安全じゃないんですけども、実は、当然消防団員は各団員約年間2,300円ぐらいだったですか、消防本部にこれは火災共済とか何とかという保険だと思うんですけども、2,300円納めているそうです。ところが、ある人、名前は出しませんけども、消防団員が平成23年か24年に火災があって出動したときに、消火活動をしていたと。そのときに一番先頭でやっていたらしいんですけど、両腕をやけどしています、やけど。消火活動が終わって気がついてやけどをしていたと。それで病院に行ったと。病院に行って、1週間、自分1人で風呂に入れなかつたそう。この人は自営業だったからまだいいんです。これが会社勤めの人であれば、当然会社を休まなきゃならん。収入が落ちます。そのときに、どうだったんだと聞いたときに、後援会からは見舞金をもらいましたと。消防本部からは病院でかかった2,300円か2,400円、要するに、やけどをしたんだから病院に行きますよね。手当を受けます。そのときにかかった実費の二千何百円しかもらっていないそうなんです。私が聞かれたのが、この2,300円という団員1人年間掛けているんだけど、これ保険じゃないですかねと聞かれまして、よく判りませんでした。

そこで、実際、この年間2,300円保険を掛けているんであれば、消防団員が消火活動あるいは水害、いろんな形でけがを負つたり、あるいは殉職をしたときに、どういう補償があるのかなというのをいろいろ考えて調べてみたんですけども、団員のほうにも消防本部からはこの2,300円の保険の内容の説明をしつかり聞いていないというんです。知らされていない。もしこれが事実であれば、何のためにお金を集めているのかなというふうに思うんですが、町長、この辺をもう一回各消防団の団員が判るように説明をしなきゃならんと思うんですが、その辺について町長のお考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

消防団員が非常に崇高な仕事をしているということで、国のはうもいろんな制度を持っております。例えば消防団員等の公務災害補償と共済制度、そのための掛金であるかと思っておりますけども、やはり公務上の災害を受けた場合に、団員とか、あるいは遺族の皆さん方に対して、その災害によって生じた損害を補償するんだという制度であります。これについては、団員の皆さん方、また幹部会等も通じましてだと思うんですが、いろいろ説明はいたしているかと思いますけど、詳しい内容まで各団員まで周知が徹底しているかということについて、まだちょっと把握はできておりませんけど、とにかくこういう制度があるということは、掛金をもらっているわけですから、やっぱり説明責任というのは当然果たさなければならないと思っておりますので、この辺はまた改めて団員の皆さん方が判るように周知徹底を図っていきたいと思っているところであります。

○岸良 光廣議員

この火災共済なんですが、これも実際、けがをしたその本人には消防本部からは、今言いました治療費しか払われておりません。これは私も確認しました。これも平成23年、24年のことなんですが、やはりこの辺については、消防団員の命を守る、あるいは生活を補償する、そういう意味では非常に大事なことですので、きっちと調べた上で、各団員にもそれが説明できるよ

うな形をやっぱり取っていただきたい。

こういうふうにこれも要請をしておきますが、消防長に伺います。

ここに、消防団員福祉共済というのがあるんです。これ、消防本部で消防団員に奨励されていると思うんですが、これは消防団員個人が掛ける保険ですか。それとも、先ほど申しました年間約2,500円の火災共済というのが、今、各団が掛けていると思うんですけど、これは個人で掛けなさいというやつなんですか、これ。

○消防長（田中 俊朗君）

ただいまの御質問について御説明を申し上げます。

議員御指摘の2,500円の団員からの集金をしている件につきましてですけれども、これは団員の持家の火災共済の部分でございます。それから、先ほどから公務災害のお話、それからもうもろの共済制度の説明がありますというふうに町長の答弁もありましたが、そちらについては、町のほうで全て負担をしております。

公務災害補償についても、団員入団時には新入団員には全て説明をしてございますけれども、そもそもそのほかの共済制度についても説明をしているつもりでございますけれども、まだ浸透していないようであれば、また徹底をして説明をしていきたいと考えております。

○岸良 光廣議員

もう一回やったほうがいいと思います。知らない団員、結構多いです。中には、この2,500円について今説明がありましたけど、団員の家ということですよね。これ、知っている人少ないと思います、私が調べる限りでは。

だからそこの説明はきちんとさせていただきたいと同時に、団員がけが若しくはそういう、あつてはならんことですけども殉職をした場合の保険は掛けてあるという説明だったんですが、それならば、やけどをした団員が消防本部から病院の実費の二千何百円しかもらっていない、これ事実だそうです。これどういうことですか、説明してください。

○消防長（田中 俊朗君）

ちょっと事実をちょっとまだ調べないと、ちょっと判らないところはあるんですけども、団員が活動中にけがをした、負傷をした場合は、活動によって疾病があった場合等については公務災害の適用になりますので、医療費については、全て公務災害の基金のほうから支給をされると認識しております。

二千数百円しか支給を受けていないというところが、そこら辺りが少し認識の違うところがあるのかな。確かに消防本部として見舞金というものを支給する根拠がございませんので、支給はしておりませんけれども、この二千数百円の支給を受けたものがどこからなのか、ちょっと調べさせていただかないと回答ができない状況であります。

ただ、負傷をされた場合は、公務災害のほうの基金から全て医療費は支給をされております。
以上です。

○岸良 光廣議員

これ、私、本人と会って、本人の手も見て、奥さんにも確認しました。後援会からは見舞金もらいました。だけど、消防本部のほうからは実際病院に払ったお金、この分しかもらっていない。

ここで町長、なぜ私がこれを質問しているのかというと、例えば消防団、もともとは昭和、平成の頃は自営業者が多かったと思うんです。農業だとか商売をしている人か、そういう方々が多かったと思うんです。でも、最近はそういう方々が少なくなってきて、消防団員も会社勤めをしている方々が消防団員になってくれているところも結構多いと思うんです。そういう場合に、今、

消防長の説明ありましたけど、見舞金制度はないんだということだったんですが、やはり会社勤めをしている消防団員が消防活動あるいはそういう水害等のいろんな活動の中だけがをした、あるいはそれでもって仕事を休まなきやならんという状況になったときに、そういう消防団員に対する補償というものは、やはりきっちと明確にしておくべきだろうと。

今、消防長のほうから、町で全部掛けたありますということなんんですけど、そのときに、じゃあけがをしたときに1日幾ら、どのぐらいの補償があるのか。これ本当に各消防団全部説明してあるのかなと。私が聞いたところでは、全部は聞いておりませんけど、そこよく判らないんですよと、消防本部からも全部説明受けいませんという返事が返ってきます。だからそれについては、やはり今後の若い消防団員を確保していくに当たっては、あってならないことだけど、そういうけが等が発生した場合には仕事を休む、当然これは生活がかかってきますんで、そういうところも含めて、やはりもう一回消防団員のそういう身分保障、これについてはきっちと見直しをして、問題がないようにすべきであると私は思うんですが、町長、その点について、もう一回町長の答弁を伺います。

○町長（日高 政勝君）

確かにこういう非常に危険な現場ということも多々あるわけでありますので、やはり団員の方は身を挺してそういう安全を保っていくということになっておりますので、非常にその職務柄、やはりそういう危険も当然起き得ることも想定されますので、もしそうなった場合、安心してやっぱりすぐに消防活動ができるということについては、こういう補償制度があるということは事前に、やっぱり説明をすべきだというふうに考えております。

これは、災害の程度に、被害に遭った程度によっていろんな保険でありますから、補償制度ですから、いろんなケースが考えられるかと思っておるところでありますので、その内容についてはよく理解ができるように、これからまたしっかりと対応をしてまいりたいと思っております。

○岸良 光廣議員

消防長、これは確認。この消防団員の福祉共済というのは、これは個人が掛けるべきなんですか。そこの説明お願いします。

○消防長（田中 俊朗君）

今、議員御指摘の件につきましては、全て公費で賄っております。先ほど説明した2,500円の部分だけ個人負担、火災共済の部分だけ個人負担をしていただいているということです。

○岸良 光廣議員

ということは、この消防団員等の福祉共済というのは、これは公費でこの分保険を払ってあると。この補償内容なんですよという理解でいいんですね。

○消防長（田中 俊朗君）

そのとおりでよろしいと思います。

○岸良 光廣議員

ぜひその点について、また一番最初から申し上げました報酬あるいは運営補助、これ町長、お金がかかるとは思うんですが、やはり町民の安心、安全、生命、財産を守るためにには、これはどんなことをしても、やはり消防団員を確保して活動してもらうためには必要なお金だと思います。これはできるだけ、先ほど申し上げましたけども、報酬等についてはできるだけ来年の3月定例議会、当初予算の中で計上していただくように強くこれは要請をしておきます。

その中で、消防団の先ほども申しましたけども、実は4,500円が3,000円に減額されてあるんですよと。これも実際は3,000円に減額されたままで、残りの差額の1,500円は支払われおりません。やはり町長、こういうことがあると、やはり消防本部と消防団の信頼関係

というのが出てくると思うんです。だから町長、私はこの差額の1,500円がやはり支払いをすべきだろうと。

なぜそういうことを言うかというと、4,500円のこれ五千幾らに上げていただくわけですが、この報酬を消防団員の場合は、町長がさっきから申されるとおり正職員でありませんので規定がないわけです。何時間の勤務。何時間の勤務ときちっとしたこれは明記がないと思うんです。なぜかというと、本当は消防団員が出動するような火災、水害、そういうことがないほうが一番いいんですけども、これが起きたときの対処するための訓練あるいはそういう活動をするための時間というのは限定できないと思うんですけど、それに対して、これ私、消防団員の方から頂いたんですけども、要するに何回も言いますけど、「以内」という書かれ方をすると、もう反論できないんですよと。だから、4,500円のつもりが入金された金額を見たら3,000円だったと。こういうのは、やっぱりお互いの信頼関係というのを考えいくと、もう絶対あってはならんことだと思うんです。

町長、もう一回伺いますけど、このやはり差額の1,500円は、これは消防本部、行政のトップとして、私は支払うべきじゃないのかなと思うんですが、その辺、町長のお考えもう一回伺います。

○町長（日高 政勝君）

通常、この報酬、費用弁償条例の中には金額として定額をぴしゃっと示してあるものもありますし、こういった「以内」という表現をしてあるところについては、いろんな対応がいろいろあるから、もう限度的には4,500円、そしていろんな対応によって短時間で済んだとか、いろんな事情があってこういう表現になっているのかなと思っているところであります。

そういう対応の実態に応じて支払われているということに理解はいたしております。したがいまして、3,000円支払ったという実態がどうであったのか、私もよく把握はいたしておりませんので、その辺はまた調査の上、対応をしてまいりたいと思っております。

○岸良 光廣議員

これは町長、本当に調査してください。やっぱりこれはそういう事実があったんだということであれば、例えばいろんな文言で「以内」というのはあるんだと言われますけども、これは消防団の消防団員にやはり報酬として決めたお金です。それを消防本部の解釈で勝手に減額ができるということはあってはならんと思うんです。だからそこについて私が言っているのは、やはり町長がリーダーシップを取っていただきたいというのは、こういうことが起きないように、「以内」という表現があるんだけどという答弁がありましたけど、これは消防本部自体がこの「以内」ということで時間が短いから4,500円を3,000円にカットする、こんな横暴があつてはなりません、これ。

これはつきり言えば人権侵害にもなりますよ、詳しくいえば。そういうことがあっては、消防本部と消防団とのやはり信頼関係、ここが一番大事だと思うんです。だから消防団も消防本部も一緒にになって町民の生命、財産を守る。このためには、やはり信頼関係が第一ですから、そういうことが今後はないように、やはりきちっとした文言の明記をしていただきたいという中で強く要請をしておきます。

次に、あと時間がありませんけど、消防団関係の質問については、今回はこれで終わりますが、やはり来年度、3月の当初予算には、見直すべきところは見直して予算計上をしていただくよう、強く要請をしておきます。

2番目の町が販売を行っている住宅用地の情報を正確に町民、購入者に伝えているかということについてでありますが、これは多少問題がありましたけど、町長の本当に早い決断によってこ

れは問題が解決いたしましたので、これについては質問いたしません。

次、3番目、今後の人団推移を国の予想ではなく町としてどのように考えているかという町長の答弁もありましたが、実際はこの件について、町長とこの4年間ぐらい何回となく一般質問でしたんですが、国の調査機関では、これ町長十分御存じなんですが、2045年、今から25年先にさつま町の人口1万5,000人をキープしたいというのが、今の町長の答弁がありました。しかしながら、現状を見ると、とてもそこまでもちません。

特に今年度11月末までのデータですが、11月末まででさつま町全体で88人しか新生児が生まれておりません。昨年までどうかというと、昨年は125人生まれています。平成30年が113人です。それがもう今年は11月で88人ですので、平均見していくと、もう100人を切るのはもう目に見えております。それと、今の11月現在で、さつま町の人口としてはかろうじて2万人をキープして2万173人です。これが12月を入れますと、恐らく2万100人ちょっとかなあというふうに予想されるんですが、この中で、1年間、じやあさつま町の人口がどのぐらい減っていくのかというのを見てみると、新生児はもう100人切ってきている。その中で自然減というのが約平均三百五、六十人、多いときで400人ぐらい自然減があります。これに高校卒業生が進学、就職で町外を離れる方々も含めていくと、大体平均したら450人前後、毎年。10年間加算しますと4,500人、今後人口が減ることになります。

ということは、今年の11月末で2万173人なんですが、最終的にかろうじて2万100人台キープしますけど、10年後には4,500人減ると、もう1万6,000人切るんです。1万5,000人台。これになるのはもう目に見えているんです。

だから、よっぽど大勢の方が転入していただければ別なんですけど、この転入転出も毎年いろんな差があるんですが、やはり11月までは転入者が528人、転出者が680人、これも出ていく方が約1月から11月までですけど、出ていかれた方が大体160人ぐらい上回っているんです。最終的に平均すると大体450人前後。そうなってきますと、当然10年後に、今2万人いるのが1万5,500人若しくは1万6,000人以下となったときに、当然国からのいろんな下りてくるお金、これは人口比率によって違ってくると思うんですが、トータル的には少なくなるべく。

そうすると、今の町職員、それから非常勤職員、いろんな形があると思うんですが、町長が先般、新聞等でも来年3月で勇退されるというふうに明言されております。ということは、来年の4月以降は新しい町長が生まれて町政を行うわけですが、その中で町長、やはりこういう人口が減っていく、もう10年後には1万5,000人になってしまふということになると、町の職員やいろいろな形でのいろんな分野の調整をしなきゃならん人員、資金というのが出てくるんですが、これ町長、2045年、今から25年先まで1万5,000人といるのは、もう当然これはもう崩れています。

だから、当然そこの見直しをかけなきゃならんと思うんですが、今後の来年以降のそういう新しい町長に任すんじゃなくて、町長がやはりこれまで合併以後一生懸命頑張ってこられて、先ほど申しましたさつま町の貯金、約80億円を超える、そこまで財政を回復してこられた町長でありますんで、その今後についても、来年3月まで、やはり10年後はこういうふうにしなきゃならぬのではないかというような、そういう見通し、ビジョンというのを出していただけるもんだと私は考えておるんですが、その点について町長のお考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

ただいまいろいろな数字を出していただきながら、人口の問題について御意見もいただいたところであります、確かに、今の人口の減り方の度合いというのが大変厳しくなっております。お

っしゃるとおり、私が就任をしたときには年間大体300人ぐらいの減り方だったと思うんですが、今はもう400人から500人に近いところまで進度が深まってきておるような状況がございます。

やはり人口の動態というのは、社会動態、いわゆる転入転出の関係、それから自然動態、出生か死亡の割合、それで両面から見たときも、社会動態についてはそんなに大きく月によっては転出よりも転入が多くなったり、そういう月もあったりしますが、これも社会動態も減の方向になっていく。そうやって一番厳しいのは、やはり自然動態の出生が少ない割にお亡くなりになる方が月によっては3倍、4倍、多いときは5倍というところがありますので、非常に急激な人口減になつていかざるを得ない。

今、地方創生総合戦略の中でも現実の人口動態を見たときに、とても1万5,000人と高い目標設定を確かにしております。出生率については1.8ぐらいとか、現実は非常に厳しい状況になってきておりまして、なかなか子供さんが生まれない。おっしゃるとおり多いときは、就任当時180人、200人近くいましたが、今本当、先ほどありましたとおり88名ですか、今年は。非常にもう2桁になっているというような状況がございます。

やはり将来を見ましても、やっぱり若い女性の出産ができる年齢というのが、やっぱり19歳から、あるいは40歳前後、そういう方々の年齢がどんどんやっぱり将来も減っていく傾向がありますので、恐らくまだおっしゃるとおり人口の減り方というのは、自然減というのはものすごい形で減っていくのかなと思っております。

そういうことで、これまでいろんな子供の関係については手厚くいろんな施策を講じてきたわけでありますけども、なかなかすぐに歯止めがかかる状況にはないというのが、もう本当実態として今厳しく受け止めているところでございます。

とにかく、これから人口あってこそ町の活性化ができるわけですから、これについては国を挙げて、これはもう少子化対策というのはいろいろ講じておりますので、これからも町としては、この少子化対策をいかにするかというのがもう命題というふうに受け止めているところであります。

○岸良 光廣議員

今、町長も答弁されたように、さつま町の人口減がものすごいスピードで進んでいるというのはもう事実であります。特に今の約2万人の人口の中で60歳以上、これは全体の6割をもう超えているんです、さつま町。それで、今先ほど申しましたけども、新生児がもう100人切って2桁台、これが本当に続いていくという状況になれば、10年後に本当にもう1万5,000人ぐらいの人口になって、20年後、2040年、もう私なんか生きていいくと思うんですが、その頃になるとますます人口はもう1万人を切るところまで恐らくいくであろうと。今、湧水町が約9,000人ぐらいですか、そういうところまで20年後いくんじゃないかなと考えたときに、今度は行政が抱える仕事、特に役場職員の仕事もですけど、それ以外の関連のところ、ここについてもやはり早急な見直しをしなければ、財政的に今度は逆に苦しくなってくるんじゃないかなというふうに思います。

その点について、先ほど申しましたけど、町長、来年3月いっぱい御勇退を考えておられますが、それについて、やはり町長、3町合併以来、ここまで町長がリーダーとしてさつま町を引っ張ってきたわけですから、次の世代へバトンタッチするときに、できればこういう目標でやつてほしいんだという形で、やはり本町の職員あるいは非正規職員、関連団体、そのところも本当に見直しをかけていかないと、もうどうにもならないだろうなというふうに思うんですが、その辺ももう一回町長お伺いしますけど、やはり、来年3月までにそういう町長としての方向性を

出していただけるもんかどうか、町長のお考えをもう一回お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

以前から岸良議員のほうからこの問題については御指摘もいただいておりまますので、これについては今、人口も減る中で職員数の適正な数のあるべき姿というのを捉えていかなければならぬだらうと思っております。これまで合併をしまして、平成17年から10年間で100名、職員数も減らしてきているわけでありますが、325人から、次の前に第2次の定員管理計画を立てたときに、それからまたさらに20名減らして305人だったですかね、大体そういうところまで6%ぐらい減らすという計画でしておりますけども、今ありましたとおり、人口の減り具合いの進度が激しいものですから、この割合からいくとそれよりさらに厳しく見直しをせんにやいかんとかなと思って、この前部内でもその辺の協議をいたしております。

これから、管理職の課長級がここ二、三年でほとんどまた退職ということになりますけれども、一方で社会保障の関係が、年金がまだ定年の60歳で辞めても年金もないということで、その辺のことがあって、国としましても65歳定年とかいろいろ言われております。まだ実現もいたしておりませんけれども、それまでの間はやっぱり生活の関係もありますので、再任用という制度がやっぱりあるわけであります。希望があれば再任用しなければならないということがありますし、また一方では、また会計年度任用職員、今年の4月からこういう方々もやっぱり働き方改革で、やっぱりそれなりの待遇改善もせんにやいかんというような、身分保障をせんにやいかんということになって、そういう形にもなってきました。

一方では、将来の職員の構成を見たときに、採用を全くしないと、一旦定年を待って、がたつと辞めて、もう誰ももう仕事になっていかんということになりますので、ある程度そういうバランスのことを考えなければならぬとなると、新規採用もせんにやいかんということになりますので、その辺のバランスをこれからどう作っていくかというのが誠に難しい管理計画にならざるを得ないと思っております。総人件費の問題もありますし、そこを以前から岸良議員から御指摘をいただいておりますとおり、その辺もしっかりと将来展望に合った定員、総合管理計画というのを立てなければならぬと思っておりますので、総務課の人事管理の担当のほうには、来年の3月までには、定例議会までには、その辺がお示しできるように準備をしてくれということは言っておりますし、今までいろいろ論議をやっております。

採用の場合もそういう視野に立って、大体何人ぐらいするかと。もう辞める人はかなり多いわけですから、ほとんど辞めますから、一方では会計年度任用職員はちゃんと保障を入れんにやいかん。そしてまた、一方では新規採用をどの程度採れるかということは、やっぱり退職をしたのをそのまま採ったって、とても定員管理というのはなっていかんわけですので、何名程度採れるかというところもやっぱり十分配慮せんにやいかんというのがあります。非常に難しいところに今きておりますので、それをバランスよく策定をしてお示しできるように努力をしていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

最後です。

○議長（平八重光輝議員）

岸良議員、あと3分です。

○岸良 光廣議員

最初に申しました消防団の団員の待遇改善、それと、今申しました人口について、特に消防団員の待遇改善、待遇改善については、できるものならぜひ来年の3月、当初予算で計上していただけるように、努力していただきたいと強く要請をして、私の一般質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、上園一行議員の発言を許します。

[上園 一行議員登壇]

○上園 一行議員

改めまして、おはようございます。

少子化対策と外国人就労者の働きやすい環境づくりについて質問いたします。

平成29年6月定例議会で少子化対策と子供支援対策について質問しました。この問題は、さつま町だけでなく全国的な問題であると感じていますが、さつま町も早速子ども支援課の設置をいただき、少子化対策として設けましたが、手応えがありましたでしょうか。

令和元年の出生は130人です。統計的に増えていますでしょうか。今まで取り組まれた施策を検証されましたか。今後の具体的な対策と申しますか、方策はどのように考えていらっしゃいますでしょうか、お聞かせください。

次に、外国人就労者の対策について、これも平成30年9月、平成31年3月定例議会で質問しました。外国人就労者が困らないように、外国の言葉で書いたチラシの作成等はすぐ取りかかっていただきました。ですが、外国人就労者に頼らないと、幾ら募集をしても応募者がない状態であると建設業者の社長、介護施設の施設長から最近相談を受けました。

これらの問題をどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

1回目の質問を終わります。

[上園 一行議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

上園一行議員から少子化対策について、ほか1項目について御質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、少子化対策についてでございますが、私の3期目のマニフェストの一番目に、「未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境の町」を掲げまして、主管となります課として子ども支援課を新しく設置をいたしました。課の見直しによるものであります。それから、子育て専門相談員の配置をいたしました。やはり妊婦の皆さん方については、いろんな御苦労も心労もあるというようなことでございますので、そういう相談を気安くできるように、こういう専門員の配置をいたしたところであります。

小中学校の給食費、保育所の副食費、これについても負担の軽減をいたしました。保育料の軽減、これも軽減をいたしました。それから、子供の医療費については、高校生まで全て無料化いたしました。そのほか様々ございますけども、こういったことが上げられると思っております。

ただ、先ほどもございましたとおり、なかなか出生数につきましては、本年11月30日現在

の実出生数というのは50名、母子手帳からの推計数31名ということになって、81名から、先ほどありました88名という本当に厳しい出生数になっております。

減少の要因としましては、今年は特にコロナ禍によります将来への不安、育児への不安あるいは非婚化、晩婚化、晩産化というのが考えられるところでございます。なかなか要因の特定は難しく、問題解決は難しいところがございますが、これからも育児への不安を解消しまして、子どもたちを産み育てやすい環境整備の充実のために、子育て支援策をさらに充実をしてまいる所存でございます。

具体的には、子ども支援課を子育て世代包括支援センターの機能としまして位置付けをいたしました。専門職を配置し、リスクのある妊婦の見守りから、新生児の家庭についてはそれぞれ保健師が訪問をし、あるいは定期検診をしたり育児相談、保育園等との連携もやりまして、切れ目なく支援体制の関係を構築してきたところでございます。職員のスキルアップを図りまして、妊婦の皆さん方が本当に安心して相談や子育てができる環境の整備を行っているところでございます。

次に、平成28年度から本町には産科がないと、産婦人科がないということもありますので、産後ケアにつきましても町内にまた助産院もないということから、平成30年度からは宮之城出張助産所を開設いたしまして、産後健診、産後ヨガ教室等のこういったメニューを段階的に拡充してきたところでございます。今後におきましては、宿泊型の事業の充実ができないかということで、今、研究を進めているところでございます。これについても努力をしてまいりたいと思います。

次に、放課後の児童クラブですが、今は夫婦共働きの家庭がほとんどであります。やはり核家族化も進みまして、学校の授業が終わって帰っても誰もいないというような状況になると不安でありますので、やはりこういう放課後の児童クラブということも設置を進めております。平成27年度の4か所から、現在は9か所まで拡充をいたしてきておるところでございます。理想は全小学校区に最低1か所はこういった放課後児童クラブの設置が必要ではございますので、地域の皆さん方と必要なところは、設置について検討はしてまいります。

次に、児童発達支援センターの設置でございますが、これも社会福祉法人クオラの御尽力をいただきまして、本年7月に児童発達支援センタークオラバンビーノが開設をされまして、増加をいたしております発達障害の子供の保護者からは大変喜ばれているところであります。これも半日運営から終日運営にできるようになったところでございます。

また、お母さん方から要望の多い子供の専用の館といいますか、そういったところで安心して親子が触れ合う場として子ども館というのがありますけども、そういった施設の可能性についても現在検討を進めているところであります。ほかにもフッ化物洗口の充実とか、健康づくりの一環としまして、こういったことについては専用アプリを使った子育て情報の配信にも努めているところでございます。子育ての皆さん方が安心して子育てができるように、こういうスマートフォンを使った専用アプリを使って、いろいろ情報発信にも努めております。

一方で、国の動向としましては、菅政権になりまして少子化対策に関連する不妊治療の保険適用とか、流産・死産、新生児死亡を繰り返す不育症への助成金あるいは児童手当の所得要件の見直し等の報道がなされておりますので、こういったことについては、情報収集に努めながら事業の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、2項目めの外国人就労者の対策についてでございます。

本年11月末現在の在住外国人数は424名でございます。そのうち約8割の332名が日本企業で技術とか技能の関係又は知識を習得しまして、将来的には母国の経済発展を担うために来

日をしております技能実習生でございます。

議員からございましたとおり雇用の確保につきましては、現在、なかなかあらゆる産業の分野におきまして人手不足の状況がございまして、そういうことを解消するために外国人の皆さん方の雇用をされているところでございます。

このようなことからも、本町ではものづくり企業振興会を中心に、高校生を対象としました企業訪問の受入れとか、あるいは学校へ直接出向いての企業説明会をやっていただいております。新卒者や転入者に対する就労支援奨励金も町から独自にこの制度をつくりまして、雇用の確保に努めているところでございます。

ただ、質問にあります外国人就労者の確保とか、特に技能実習生のことにならうかと思いますが、これにつきましては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律というものがございます。将来的に母国の経済の発展を担う者として日本で技術の習得をするという方々でございます。そういうことで、法律でこの実習生の保護等の規定がなされておるところであります。

その条項に、技能実習は労働力の需給の調整の手段として行われてはならないと規定をされておりますことから、技能実習生に対して労働力の確保の手段として捉えることはできないところであります。しかしながら、地域経済を支える貴重な担い手であることはもう事実でございます。町としましても、技能実習生をはじめ、町内に在住される外国人の方々が住みやすく、地域の方々とも親しみのある生活を送るための社会環境、受入体制の整備ということで多文化共生推進協議会の設置を指示しまして、対応をしていくことで進めているところでございます。

[町長　日高　政勝君降壇]

○上巻 一行議員

今まで取り組んでこられた過程はよく判りました。ですが、力強い今後の具体的な施策が聞けると思いましたけれども、少し遠いようでした。

これから発言をいたしますが、回答は要りませんので。

終戦が昭和20年です。その大戦で優秀な若い青年が310万人も尊い命をささげました。そのとき日本は復興するには子供、人口を増やさなければいけないと産めや増やせの施策を取り、昭和22年、23年、24年生まれが団塊の世代と言われ、多くの子供たちであふれています。その子供たちが日本の経済を復興させた、高度経済成長を担ったと言っても過言ではないでしょう。

中学校卒業が昭和38年、39年、40年です。学年の半分以上が集団就職列車で企業に就職いたしました。私事で恐縮ですが、昭和39年卒の真っただ中です。私、求名区で同級生が130人強いたわけですから、現在のさつま町全体で、昨年令和元年の出生と変わらないわけです。さつま町には現在20地区あるわけですから、単純に計算してもこの20倍です。2,600人同級生がいたわけです。

町長も申されました。菅総理大臣も昭和23年生まれでございまして、今、一人でも多くの子供を増やそうと、子供を増やす法案を、あるいは手だてに取り組んでいるところでございます。子供は地域の宝、さつま町の宝、日本の宝です。

今、子供は行政が携わり全体で育てるとありますが、主は子供を産んでくださった母親、お母さんです。よちよち歩きのお子さんの手を引いていらっしゃるのは、誰でもない、お母さんです。このお母さん方には、さつま町独自で援助と申しますか支援、出生祝い金のようなものはできないでしょうか。例えば第1子に50万円、第2子に75万円、第3子以上に100万円と、お母さんに報奨としての考えはないでしょうか。お母さん方は、妊娠・出産のときは仕事を休み、自

分の時間すら思うようにならない状況です。子供を産み、育てるのは大変です。それに対する報奨です。

これもつい最近、二、三日前でしたが、最近のB S 1のテレビ放送がありました。子供を産まないお母さん方の番組でした。これはどちらがよいとか悪いとかの番組ではないでした。子供を産まないお母さんは、自分の時間がない、継続して仕事ができない、母親になることが女性を縛り続ける、このほかにも多くの意見がございました。現在、子供を出産していらっしゃるお母さんは、逆に申せば、言葉は悪いですが、これらを犠牲にして出産、子育てに一生懸命ですから、そのお母さんにそういう制度をつくったら、さつま町独自のというふうに御一考いただきたいものです。

次に、2問目の外国の方の就労者についてですが、鹿児島県も前知事がベトナムに職員あるいは企業の代表の方200名超で出向かれました。また、今年の7月からベトナム航空の飛行機の乗り入れもできるようになりましたけれども、コロナ禍により今休んでいる状況であります。この問題も町独自で、例えば窓口を役場内につくるとか計画はないですか。企業あるいは介護施設の方は、幾ら募集しても日本では応募者がなく、募集に海外へ出向き、また、町内で住んでもらう住宅も自分で見つけなければならず大変な御苦労をなさっています。

今、さつま町には、先ほど町長もおっしゃいましたが、400人超の外国の方がいらっしゃいます。交付税措置も日本人と変わらず、商店街も利用してもらって経済的効果も大と思います。12月3日の南日本新聞でした。「受入方法や環境整備が必要で、それを怠った市町村には人は来ません」と書いてございました。また、2030年には県内で10万人の人手不足が見込まれると掲載してあります。より一層、御一考いただきたいと思います。

町長も最後の年であります。土産に残しませんか。気張ってみてください。
終わります。

○町長（日高 政勝君）

子育てのほうに、もうお答えは要らんということでありますけど、あえてまたお答えをさせていただきますけれども、過去、おっしゃるとおり出産手当金ということで、いわゆる出生祝い金、そういう形で出していった時代もございます。世の中がどんどんやっぱり変わっていきまして、やっぱりいろいろニーズというのが変わっていきます。確かにそういう一時的なお金を出してお祝いをする、そのこともよかったですですが、それを出すことによって子供が生まれてきたかということになかなか相関関係というのがはっきりつかめないというのがございます。

これについては、さつま町も一時実施をしておりましたけども、国がちょうどまたこれに似たような制度を創設しましたもんですから、それについては一応もう町はやめまして、それでもっとお子さんをお持ちの御家庭が必要とされるようないろんな様々な対策、先ほど申し上げたようなことに対して充実をしていきたいということに、そちらのほうに力をやってきたわけでありまして、出産手当金についてはもう一応取りやめをいたしましたわけでございます。

そういうことで、やはり時代時代に応じてそれにふさわしいようなやっぱり取組をしてやっていくことが必要じゃないかと思います。特に言われるのは、お金の問題も経済的な負担の軽減ということも確かに子育てというのはお金が要りますので、それをやることも大事な面がございます。ただ、今の社会環境というのは、若い人はほとんどもう共働きということになっております。そういう中で、子供を産んで育てるということは非常に昔と違って大変なところがありますので、やはりそういった社会環境というのをいかに国を挙げて、地方も全く一緒ですけれども、作り上げていくかということがこれから一番大事なことだと思っております。

やはり、子供が生まれたらやっぱり職場にもうまく十分休めて、いわゆる育児休暇がしっかりと

取れて、そしてまた、そのあともそういう育児ができるような体制というのを、やっぱり作り上げていく、母親一人でやっていく、そういう環境じゃなくて、やはり父親であっても育児休暇を取ってお互いに子育てをやっていく、そしてまた、職場でもやはり休める体制というのをお互いに協力し合ってやっていく、そういう環境をしっかりと作り上げていかないと、なかなか今の社会というのは簡単には生まれない。

したがいまして、実際結婚をする女性の平均というのがもう29歳から30歳なわけですから、昔は二十二、三歳ですよね、早い頃から。大分年齢も上がって晩婚化ということになっている。晩婚化になりますと、当然、子供の数も3人から2人あるいは1人というようにならざるを得ないという状況がなっておりますので、大きく環境が変わってきて、いわゆる子供も数が少なくいかざるを得ないというのが一つは原因ではないかと思っております。そういう環境に応じたような政策ということをしっかりと、そういう立場の皆さん方に立ったところの政策をやっぱりやっていく必要があるかとは思っております。

とにかく、これからはそういう社会全体がみんなでおっしゃるとおり社会の宝として、みんなで作り上げていくということが一番大事かなと思っております。そういう意味で、国も新たな対策も講じていくようありますけども、これらについては町も一緒になって、そういう効果のある事業等については取り入れていく必要があるかと思っているところでございます。

それから、外国人の関係につきましては、非常にもう実態として人手が集まらない。有効求人倍率が県内では鹿児島県の中でもさつまの区域が一時は非常に高くなつて、それだけ募集しても応募がないというところがあったようございます。そういうことで、技能実習生を受け入れていくということが大事かと思っております。

町としましては、いち早く先ほどありましたとおり400人ぐらいの方が働いていらっしゃいますので、こういう人たちがやっぱりせっかくおいでいただいて、職場はもちろんでありますけども、さつま町町内に住んでいただくことが、言わば地域の活性化にもつながっていくわけでありますから、いかに皆さん方が住みやすく生活をしていくかということは大事でありますので、それについては、その出身の言語に応じた外国語でいろいろ情報発信もいたしております。これをやっているところはそんなにないかと思うんですけども、広報紙であってもいろんな情報を伝えたり、あるいはごみ出しにしろ、あるいはいろんな災害の避難にしろ、そういうことまで丁寧に情報発信をいたしております。

それで、私が、これだけ増えていったらますます今後も増えていくだろうと、そうなると共生社会をいかにやっぱり作っていくかということが非常に大事だというようなことで、いろんな関係の横断的な役場の中でも、あるいは企業さんも一緒になってそういう受入体制をどうやっていくかということが大事だということで、それなりの協議会も立ち上げているわけであります。

これから、特にそういう管理団体との連携というのが一番大事かと思っておりますので、例えば町内にもそういう受入れをする管理団体が、役場がというのはなかなか難しいところがありますので、例えば商工会とか農協とかそういうところが管理団体をつくって、そこで受け入れていただくということになれば、そこに対して町が何らかの運営については支援をしていくということはできるかと思っておりますので、そういう体制づくりがこれからは求められていくんじゃないかなと思ってているところであります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、上回一行議員の質問を終わります。

次は、6番、田野光彦議員の発言を許します。

[田野 光彦議員登壇]

○田野 光彦議員

それでは、事前通告しました内容で質問に入ります。

まず、質問事項1の企業誘致についてであります。少子化、人口減少問題については、前の2人の同僚議員が質問しておりますけれども、人口減少が続く中で、まちの活性化のためには企業誘致が必要であると思います。町長は、就任当初から積極的に企業訪問を行うなど、企業誘致に力を入れてこられましたが、これまでの企業誘致活動に対する成果、それとそれに基づく課題をどのように捉えられているか伺います。

2問目の有害鳥獣対策についてであります。

有害鳥獣対策は、これまで何回も取り上げられておりますが、各地区等から聞こえてくる被害の声と捕獲対策への要望はかなり強いものがあります。ここ数年の被害状況と捕獲の実態はどのようにになっているのか。また、捕獲した有害鳥獣の処分の実態はどのようにになっているのか伺います。

次に、有害鳥獣対策の一つに防護柵等の設置がありますが、実施する農家や各地区に対する補助の状況はどのようにになっているのか。また、防護柵等以外の方法として、どんな対策を講じていく考えがあるのか伺います。

以上で、質問を終わります。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

田野光彦議員から企業誘致について、ほか1項目について御質問がありましたのでお答えをいたします。

企業誘致活動に対する課題と成果につきましては、ただいま議員からありましたように、平成21年4月の就任以降、企業誘致は町の活性化に不可欠なものと捉えまして、鹿児島県と一体となって首都圏、関西圏でのトップセールスあるいは独自での誘致活動に取り組んできたところでございます。

1つの企業に本町へ進出してもらうためには、何回となく本社を訪問し、立地に対する情報交換を繰り返し行うことで理解を深め、初めて実現へつながる可能性を秘めていると痛感をいたしたところでございます。事あるごとに県外の本社を訪問し、意見交換等をしてきたところであります。

これまでの成果といたしましては、就任以来、12年間で新規に誘致した企業が5社、町内企業の移転や規模拡張が14社あり、立地協定の件数では31回を数えたところであります。このことが町民の雇用の確保による定住促進、さらには地域経済の活性化につながったものと考えております。

次に、課題という点でございますが、高速通信網の未整備が最大の課題と捉えております。現在のコロナ禍においては、テレワークによります在宅勤務や企業の一部業務を地方に移すなど、いわゆるサテライトオフィスの活用が注目されるようになってまいりました。本町においては、宮之城地区の中心部のみが高速通信網の対象区域となっておりましたが、この高速通信網の整備につきましては、総務省の補助事業を御相談申し上げまして活用をすることに決定をいたしました。前倒しで町内の全地区において、令和4年4月からサービスが開始されるよう取組を進めることにいたしております。

今後におきましては、廃校となった学校施設などの空き施設を工場用地としての有効活用など、課題の解消にも努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの有害鳥獣対策についてでございます。

有害鳥獣によります農作物等への被害につきましては、気候による自然的な要因でも大きく左右されます。本年7月末まで続いた長雨の影響によりまして、特にイノシシについては、農作物被害に加え、地域によっては人家周辺の掘り返し等の被害も散見されるなど、非常にかねてと違った年になっているようでございます。

1点目の被害状況と捕獲の実態でございます。また、捕獲後の処分の関係であります。被害状況は、農作物被害調査によります被害金額で平成30年度分が2,440万3,000円、令和元年度分が2,358万4,000円ということありますので、若干減少ということでございます。

しかしながら、イノシシとニホンジカによります被害割合は依然として大きく、令和元年度分でイノシシが1,523万5,000円、ニホンジカが439万1,000円ということで、被害全体の約8割をイノシシとニホンジカが占めているところでございます。

一方、捕獲におきましては、平成30年度分でイノシシが801頭、ニホンジカが2,146頭、令和元年度におきましては、イノシシが1,219頭、ニホンジカが2,397頭となっておりまして、特にイノシシの捕獲頭数が近年においてはまたぶり返してきているというようなところかと思っております。

捕獲に従事する獵友会も高齢化しておりますが、今、自ら守るといった新規の狩猟者も令和2年度は13名の登録がございました。前年度としますと13名増加し、164名ということになっております。

また、本町では被害の多いイノシシとかニホンジカについては、平成27年度から、通年での捕獲指示を行っているところです。今まで、有害鳥獣とか、あるいは狩猟期間だけということでありましたけど、通年で捕れるように指示をいたしております。

捕獲後の処分については、ほとんどが埋設処理でございます。令和元年度分では捕獲された個体の食料としての自家消費率というのは14%となっております。

次に、2点目の防護柵を実施する場合の補助はどのようになっているか、また、防護柵以外にどのような対策を講じていくかということであります。本町では、有害鳥獣から農林水産物への被害を軽減することを目的としまして、電気柵等を設置する場合に、事業費の3分の1を助成いたしております。また、個人ではなく地域で取り組む広域的な防護柵としまして、国の鳥獣被害防止総合対策交付金によりますワイヤーメッシュ柵等の設置を行っておりまして、これまで27地区で113キロメートルを整備いたしております。

また、平成26年度に県内で最も早く農政課に有害鳥獣対策係の専門の係を設置いたしました。これはやはり獵銃とかわなもですが、やはり集落ぐるみで鳥獣を寄せつけない対策、侵入を防止する対策、これらを推進しながら個体数の調整、いわゆる捕獲に取り組んでいるところであります。

昨年は3年に一度の農林業振興大会がございました。この席上に島根県の美郷町から講師を招聘いたしまして、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策についての非常にすばらしい取組をされておりますので、こういった基調講演も実施をしていただきました。

また、これまでの広報紙等による啓発に加えまして、出前講座をいたして、みんなで取り組む獣害対策として、集落等の学習会を実施しているところであります。

今後もこれらのこととを実施しながら、さらなる被害減少に努めてまいりたいと考えております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○田野 光彦議員

まず、企業誘致関係なんですが、進出した企業もあるということで、進出した後に撤退した企業がありますか、伺います。担当課でも結構です。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

ただいまございましたが、撤退した企業様につきましては、今のところは把握をしていないところでございますが、生コンクリートとかいろいろございまして、事業団が4つあった部分を1つにまとめて出資をされて新しい会社をつくられるとか、そのような形で縮小した分はあろうかと思いますが、撤退というような形ではないところでございます。

○田野 光彦議員

本町で、町長が企業誘致する場合に出かけられて、いろんな企業の社長なんかと会話する中で、企業側が求めているさつま町での有利性というんですか、例えば地価が安いから来たとか、あるいはそれに伴う固定資産税が安いとか、逆に不利益な要件、先ほど町長のほうは光通信が令和4年度にという話だったんですが、不利な条件として今までさつま町は通信網があまり整備されていないとか、あるいは物流が悪いからだとか、そういうような話はあったかなかったか、その辺はいかがでしょうか。町長のほう、お願ひします。

○町長（日高 政勝君）

企業誘致活動で企業主さんの考え方というのは、やはり立地をする場所の問題で、やっぱり土地の値段、当然だと思います。それと、やっぱり立地条件、やっぱり物を生産するときに輸送の関係がどうなるのかという場所の問題、あるいは一番基本になるのは、やっぱり質の高い労働力を確保できるかということになろうかと思っておりますが、そのほか、やはり先ほど申し上げましたとおり、やっぱり町の熱意です。1回行つただけではなかなか、ただ話を聞くだけということになりますから、やっぱり繰り返し訪問をして熱意を伝えていく、そこが大事かと思っているところであります。

○田野 光彦議員

了解しました。本町では、今まである企業がもう少し投資したいといった場合に、新規雇用を行った場合には負担金を補助すると、あるいは立地協定を結ぶという形になっているわけですけども、立地協定をしたときに、3人とか4人とかの企業があると思うんですけれども、その場合に、若い人が雇用されているのか。それとももう60歳以上ぐらいの人が雇用されているのか。というのは、若い人が雇用されれば、さらに先ほどの少子化問題にも対応するのかなという考え方からですけども、その辺はいかがでしょうか、担当課のほうで結構ですので。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

先ほど町長の答弁にもございましたが、町長が就任されましてから新規で5社、拡張で14社、立地協定で31回というような形で協定を締結いたしております。

その中で、ただいまございましたように新規の雇用者数ということでございますが、立地協定の段階では、全体的な雇用者数ということで把握ができているところでございますが、実際は補助金の支給になってきましたときには、さつま町に在住する新規の雇用者数ということで人数を把握しまして、補助金の金額算出をいたすものですから、実際の会社として新しく立地協定を結んだあとに採用された人数と、うちのほうで新規の雇用者数ということで発する情報とは若干差があるところではございますが、年齢層につきましては、今のところ、企業さんといいたしましても若い方々のほうに募集がかかるということではございますが、その年齢層が何歳までというようなところまでは把握をしていないところでございます。

○田野 光彦議員

新規の企業5社から立地協定、拡張までやったということで、具体的には全体で何人ぐらいの

雇用があつたんですか。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

ただいまございますように、31回でさつま町の補助金として対象としております新規雇用者は129名でございます。

○田野 光彦議員

今後、先ほど町長も言われましたように、通信網も回線がよくなるということと、国のはうもデジタル化だとか、あるいはリモートだとかそういったことが出ておりますけれども、さつま町に今後誘致する場合の重要な、先ほど町長も言われましたけど、課題というのは二、三上げればどんなことがあるんでしょうか。町長、お願ひします。

○町長（日高 政勝君）

最近の過去、近年は日本の労働者の質は非常に高いんでしょうねけども、なかなか日本が経済の高度成長が来て、もう所得が相当上がって人件費が高いということがあって、ほとんどが東南アジア、当初は中国、最近は中国がまた世界の工場と言われてから物すごいやっぱり所得が上がってきた。そしてまた、非常にコスト高ということで、ほかのタイとかミャンマーとかベトナム、インドまで含めてですけど、そちらのほうにシフトしていくという流れになってきている。それで、なかなか国内の新規立地というのは、もう全国的になかなか厳しい状況がこれまでずっとありました。

ただ、海外の場合、やはりいろんな国際情勢、国内情勢というのが、資本主義社会でないところ、いろいろありますので、そういう不安もあって、いわゆる政治情勢の不安定なところからちょっと危惧をされて、またほかのところに行かれるという流れもあったようでございます。最近においては、非常にそういう面もあって、国内のほうが見直されてきたということもあるようありますけれども、まだなかなか人件費割合というのが、生産費のコストを下げる、こういう企業というのは儲けていかんにやいかんわけですから、そこを考えると、人件費の安いところに工場は進出をしていくという流れは、あまり変わっていないというふうに考えている。

ただ、新しく立地ということは、極めて厳しいところがありますので、今、立地をしていただいている企業さんのはうに、何とか企業経営の努力をされて、工場の拡張をしていただく、増設をしていただく。このことが一番手っ取り早い雇用確保につながっているということで、先ほどありましたとおり、新規は5件しかないんですが、かなりのところが拡張、14社出てきたということありますので、そこで新たな雇用が創出をされて、また生産費が上がって、税収も上がるということにつながるわけでありますので、そちらのほうに、今は一生懸命、立地をしている企業訪問が主体になっているところであります。

○田野 光彦議員

コロナショック後のことを考えれば、企業誘致は、先ほど町長のはうは海外の人件費が安いからということでしたけれども、コロナのことを考えれば、国内回帰の企業も出てくるのではないのかなというふうに考えるわけですが、さつま町もデジタル回線だとか、あるいは温泉がたくさんあって、水もあって、きれいな空気もある。それにまた国道も3本通っているということを考えれば、もっとメリットみたいなものがないのかなというふうに考えますけれども、そういったことをもう少し強調して企業側に交渉するとか、そういう方法を考えていけばいいのかなというふうに考えます。

それから、もう一つは、企業立地協定を結んだ場合に、大体、約1億何千万円くらい支出されておりますよね。これは毎年それぐらいの支出になるのでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

企業誘致に当たっては、先ほどからいろんな企業側から見た立地をしやすい要件みたいなことを申し上げましたけれども、やはり条件整備というのは非常に大事だと思います。例えば輸送コストをいかに下げるか。こういう地方に立地をする場合に、空港に近いとか、港に近いとか、そういうところがありますから、そのための空港道路の整備というのは一生懸命やっております。これが空港まで30分とか、それ以内になれば、非常に立地条件としてはかなり高まっていくのではないかと思っておりますので。空輸をする。鹿児島空港から外国の、例えばアジアだったら韓国のどこかにハブ空港として、そしてアジアの各国に輸出ができるということができますし、とにかく空港道路としてのそういう整備というのは、非常にこれから大事になってくるだろうと思っております。

企業さんが求めるのは、先ほどもいろいろ言いましたけれども、まちとして、若者が働く場所として、生活の環境がいいところとか、いろいろあるかと思いますので、そういうまちづくりというのは、そういう点からも各面から環境整備というのは大事かと思っているところであります。

そういうことで、先ほどありましたとおり、これからもコロナの関係で、今、都会がああいう密の状態になりますので、これから地方が見直される時代ということが言われております。地方の移住定住が進むのではないかと言われております。そういうことで、デジタル社会になって、テレワークとかオンラインで遠隔地におっても全く変わらなくなるということではありますから、地方も今回、光ファイバーを整備して、あるいは、所によってはWi-Fiも整備をしながら、そういう会社の皆さん方も地方でも働ける、そういう環境というのは大事かと思って、そこに視野を入れて、学校の休校も出てくるし、そういう整備というのも必要ではないかということも、今、指示もいたしているところであります。

現実に、光ファイバーを作つて、全町的にして、相当移住が進んだまちがございます。外国人まで入ってきたり、若い人たちがサテライトハウスを造つて、そこで本社とやり取りをして仕事をするというところもありますが、そういうところまで行けば非常にすばらしいことだなと思っています。確かに、世の中がこれから大きく変わっていくのではないかと思っているところであります。

あと、また関係については、課長から答弁をさせます。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

先ほどの毎年補助金は1億円程度かというようなことでございました。昨年の立地協定件数が8社でございます。本年の立地協定が現在におきましては2社ということでございまして、また、その企業様方におかれまして、投資額というのも各企業で違います。ということもございまして、立地協定をしましてから工場建設に入りまして、操業を開始した後に補助金の申請をされるということになりますので、毎年、一定額で幾らぐらいの補助金というようなことがお示しできないというところでございまして、協定がなければ、補助金のほうもなかなか補助ができないというような状況でございます。

以上です。

○田野 光彦議員

次に、有害鳥獣対策のほうなんですけれども、先ほど、さつま町のほとんどが埋設処理だという話がございました。30市町村に対する聞き取り調査、これは複数回答なんですけれども、捕獲鳥獣の処分状況は、捕獲現場での埋設処理が約8割、それから、ごみ焼却等の焼却処分が約5割、10割以上になりますけれども複数回答なのでそういうふうになります。それから食肉利用が約1割となっているようです。これに対して、捕獲現場で処理する場合に、埋設する場合に

捕獲した人が非常に高齢化しているものですから、その場で捨てるということになっちゃうと、鳥や豚の病原菌感染のおそれも出てくるし、周囲も臭いという状況になるわけですけれども、この辺は、さつま町のほとんどが埋設処理だと。大体、どのくらいの深さで埋設するように指導しているのか。これは、調べた資料によると、本来は深さが1.5メートルぐらいだと。そうすると、普通の人が1.5メートル、スコップで掘るというのは、年を取っていると、ユンボでもなければなかなかできないと思うんです。だからそういうものが、土をかぶせるだけではなくて、もう少しいい方法はないものかということで質問しているわけですが、いかがでしょうか。

○農政課長（四位 良和君）

ただいま議員のほうから埋設処理の方法と、その指導等について御質問いただきました。

まず、埋設処理の関係につきましては、毎年、年度末に免許保持者を対象に説明会を実施しております。ただ、本年は2月の時点ですでコロナが発生しましたので実施はしておりませんが、そういう中で、適切な埋設の処理の仕方についても指導の説明会を実施しているところであります。

議員御指摘のように、この指導の深さは1.5メートルということがございましたが、これにつきましては、鳥獣等の掘り起こしがないような形でということで指導をしているのが1点。それからもう1点は、中には共同でユンボ等を持ち寄って、大型掘削をして、そこに共同で埋設をしていらっしゃる方等も獣友会の中にはいらっしゃいます。そういう形で、今、御指摘のありましたように、いわゆる不法投棄にならないような指導というものをしているところであります。

なお、この処分代につきましては、国の緊急捕獲事業の中で埋設処理経費も見てあるということで、免許所有者の方については、この経費分は見てありますので、埋設をする場合は適切な処理をお願いしますということで指導しているところであります。

以上です。

○田野 光彦議員

今、免許を持っている方ですよね。免許を持っていない方が、例えばイノシシだとか、ほかのシカとか、そういうものを捕獲した場合に、大体どういうふうに処理されているのかということなんですが、その辺はいかがでしょうか。

○農政課長（四位 良和君）

これは法律で免許を持っていないと捕獲ができませんので、恐らく持っていない方が獣肉等を持っている場合は、受渡しというか、そういう形で持っていて、有害鳥獣の処理については、免許捕獲でないとできないというふうになっております。

以上です。

○田野 光彦議員

免許を持っている方がやるのが、もちろん筋なんですけれども、実態としてはそうでない部分もあるんじゃないんでしょうか。

○農政課長（四位 良和君）

先ほど申し上げましたように、説明会を実施しておりますが、仮に免許を持っていない方が補助として行かれたとしても、それは免許を持っている方が適切な処理ということで、説明会の中でも話しておりますし、免許を持っていない方が埋設したとかいう情報は、今のところ入っていないところであります。私どものほうは、この法律に基づいた適切な処理をお願いしているところであります。

○田野 光彦議員

農政課長がおっしゃるのはよく判ります。ただ、実態としては免許を持っていない方が埋設等の処分をしている部分も、かなり私は見ていますので申し上げたんですけれども。その場合に、

例えば尻尾を提示して、大体1万4,000円から1万5,000円ぐらいで町のほうに言えば、それぐらい支給していると。その中には、埋設することも含めているという理解でよろしいんでしょうか。

○農政課長（四位 良和君）

今ありました、例えばイノシシの尻尾等をこちらのほうに御持参いただく、町のほうに出していただくというのは、緊急捕獲もしくは町の捕獲事業に対しての報奨金等の関係で提出されているところであろうかと思います。ありましたように、100のうちの14%が、お互い肉として交換して取り合いをしたり、自分の食する部分としてされていますが、残りの84%については埋設という形で私どものほうは理解しているところであります。

自宅内で小動物等を囲いで捕ってという部分は、法の範囲から外れる部分も若干ありますので、そこはまたしっかり確認した上で指導してまいりたいと考えております。

○田野 光彦議員

これまで電気柵だとか、あるいは防護柵だけで遠ざける、共生するというような対策だろうと思うんですけれども、これだけでは適当ではないと思うんです。捕獲して処分していかなければ、どんどん増えていくわけで、佐賀県の武雄市では、捕獲したイノシシを民間団体の食肉加工センターで処理して、そしてイノシシの個体処理装置CVRDというものを導入している。それは焼却して、乾燥処理することによって、減容化、少なくして、そして減量化して、無臭無害にして、それをまた処理したものを肥料にしている。行く行くはペットの食事みたいなものも考えているというようなことを話されておりました。肥料で売るには申請が必要だということで、今、申請中ということを聞いております。

それから天草市では、来年4月、5月ぐらいから導入の予定であると。それから千葉県の館山市でもそういう予定を聞いておりますけれども、個体処理装置というのは非常にいいのではないかなどと。約2,000万円から3,000万円ぐらいするそうですけれども、国と県あるいは武雄市なんかは市が補助をいたしまして、大体9割補助する。1割、設置した人の負担になるという話をフォーラムの中で説明されておりましたけれども、こういったことはいかがでしょうか。

○農政課長（四位 良和君）

まず、町としての基本方針といいますか、考え方なんですけれども、鹿児島県が指導しておりますのが、町長の答弁にもありましたように寄せつけない対策、みんなで追い払い対策をしたり、学習会をして住み場所をなくすということが県のほうは1番目に取り組みなさいと言っております。2番目に侵入を防止する対策をしなさいと。電気柵を使ったり、ワイヤーメッシュを使ったりして、追い払い活動をしなさいと。3番目に個体数調整、いわゆる捕獲と。この順番で取組を進めなさいということがあって、私どものほうとしては、県と連携しながら、きちんと取組をまずやっていきたいと考えているところであります。

その中で捕獲の部分ですが、捕獲したものを議員御指摘のとおり、焼却という部分につきましては、本町のほうでも捕獲した鳥獣を細かく刻んで環境センターのほうに持ち込むことは、一応、話上は可能となっているんですが、現実には細かく裁断してというところまで手間がかかるので、実際は埋設という形でされているのが実態であります。加えて、今、議員御指摘の部分については研究してまいりたいと思いますが、焼却のものを仮に購入した場合、事業主体がどこになるかということになろうかと思いますので、この辺については、誰がという部分で獣友会とも十分協議をしながら、補助するのか、あるいはそういうものをやるのか、関係機関と連携・確認を詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○田野 光彦議員

防護柵、転作もいいと思うんですけども、最近は、これは教育長のほうにも関連するんですが、森林の伐採が非常に続いている。504号の道路の建設の関係もあって、行き場を失ったイノシシやシカ、猿が出てきている。私も実際に猿の親子連れ、七、八頭を2回ほど見ておりますけれども、そういう場合に、子供たちの学校の行き帰りのときに影響を与えるんじゃないのかと。安心安全の対策も必要であろうかと思いますが、そういうことは委員会のほうでは検討はないんでしょうか。

○議長（平八重光輝議員）

通告外ですので、通告内容でお願いします。

○田野 光彦議員

担当課で結構です。

○農政課長（四位 良和君）

議員御指摘のとおり、確かに私どものほうも、いわゆる群れでなくて、離れ猿等が新生地区辺りに出ているという話も聞いております。ここについては、また教育委員会のほうとも連携しながら、通学の安全対策という部分については、十分連携を取ってまいりたいと思います。

○田野 光彦議員

以上で終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前1時45分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

[川口 憲男議員登壇]

○川口 憲男議員

それでは、昼からの1番目に移りたいと思います。さきに通告いたしました2項について、教育長のほうに質問いたします。

まず、学校備品管理についてですが、この備品管理については、以前にも質問いたしました。そのときの答弁では、学校への転用や役場の各部署や公共施設での手順を踏み処理している。また、町民等から寄贈していただいた資料については、引き続き展示や保管を行い、展示品の定期的な点検、清掃や燻蒸処理など、適切な管理等に努めるとの答弁をいただきました。質問から3年経過しようとしていますが、今までの取組は、また、管理の在り方は万全か、その状況を伺います。

2問目に、閉校した学校跡地に、備品や寄贈品等、町内各学校のこれまでの歴史やいろんな思いを展示、整備する箇所でありますが、歴史館、資料館の創設を、教育委員会として提案あるいは取り組む考えはないか、伺います。

大きな2問目に、児童虐待の対応について伺います。

先般の一般質問で、いじめ等については関係団体と連携し、解決に向けて努力する答弁を受けました。最近では、鹿児島県でも児童虐待が増加していると聞いた。いじめの問題、児童虐待は、幼児期、児童・生徒期まで子供の成長期に大事な問題ではないでしょうか。所管は違いますが、関係各課がお互いの横の連携を図り、さつまっ子の成長に教育委員会が率先して働きかけ、取り組むべきではないかと考えますが、いじめ等の状況、児童虐待への取組をどのように考えているのかお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

[川口 憲男議員降壇]

[教育長 原園 修二君 登壇]

○教育長（原園 修二君）

川口憲男議員から、学校備品の管理についてほか1項目について御質問がありましたので、お答えいたします。

まず1点目の現在までの取組や保管状況についてであります。前回御質問にあったときから基本的なところは変わっていないところであります。再編に伴う学校備品の処分管理の在り方につきましては、一定の方針といたしまして、まずは優先的に再編校において必要な物品等の選別移動作業を実施し、次に再編校以外の小中学校への移管を行っております。そして、その後に役場の各部署や公共施設での活用並びに地元公民館等への無償譲渡など、段階を踏まえながら処分を行っておるところであります。なお、その処分過程において、一部の物品等につきましては、教育委員会での保管や地元公民館で保管場所を確保して、管理、展示を行っているものもあります。また、旧白男川小学校のように、跡地活用がなされている施設については、管理者において備品等の展示や有効活用が図られているケースもあります。ただ閉校した学校にはその価値は別にしまして、地域を初め、関係者の方から寄贈を受けた絵画、備品等が若干残っている学校もあるようですが、保管については、ある程度1か所に整理をしたり展示等をしていた場所にそのまま設置、保存されている状況であります。

次に、2点目の閉校した学校跡地に町内各学校の歴史等を展示する資料館又は歴史館にすることを教育委員会として提案あるいは取り組む考えはないかという御質問であります。閉校した学校に保管をされている備品等の管理の考え方につきましては、議員御指摘のとおり、1つの場所に集約して一元管理、展示を行うという方法もありますし、また一方では、学校跡地活用との関係もありますが、それぞれの地域若しくは学校に残すことで、その場所で当時を懐かしむという考え方もあるものと思われます。学校跡地を活用した資料館等の設置に係る教育委員会としての提案ということがあります。跡地の活用につきましては、まず地域の考え方、意向を尊重すべきものと思われます。また、先ほども述べましたが、既に地域で必要な備品等の管理、展示等をされているところもあり、さらに閉校となった学校自体に展示等ができるような物品が残っていないという現状も見られ、学校によって差異があるところであります。そのようなことから、町におきましては、小中学校跡地等利用検討委員会というものを設置しておりますので、まずはそういう組織の中で、地域の意向を初め、議員からあります御意見や最新の情報収集等も行いながら、総合的に検討判断していくべきものと考えております。

次に、2項目の児童虐待についての御質問であります。児童、生徒を取り巻く諸環境の対応について、横の連携が必要であることは議員御指摘のとおりであると認識しております。

まず、いじめの状況についてですが、各学校では、いじめアンケートを各学期複数回実施したり、日頃から職員が様子を観察したりして、積極的にいじめの認知に努めているところであります。その結果、本年度4月から11月までのいじめの認知件数は、小学校は33件、中学校は

52件の計85件です。主な内容としては、冷やかしやからかいがほとんどで、そのほかには、軽くぶつかられる、たたかれる、無視をされるなどが多い状況であります。いじめの認知については、被害者側に立って、初期の段階やごく短期間のうちに解消していた事例についても計上をしております。現在85件のうち、72件は解消しておりますが、小学校10件、中学校3件の計13件はまだ解消していないところであります。これは、すぐに解決できた事案についても解消とせずに、少なくとも3か月間を目安にいじめに係る行為が確認できなくなった上で解消としておりますことから、この13件につきましては、現在も継続的な指導等が行われているところであります。今後もいじめ防止に当たっては、町教育委員会や各学校で策定したいじめ防止基本方針をもとに、いじめの件数の多い少ないに捉われず、軽微なものであっても、積極的にいじめとして認知し、1件でも多く解消するよう取り組む学校こそが家庭や地域から信頼される学校であるという認識に立って、いじめ防止に向けた取組を進めてまいります。

次に、児童虐待防止の取組についてであります。児童生徒に係る虐待認定件数は、全国的にもまた県内においても増加傾向にあることは、町教育委員会としても大変憂慮しているところであります。本年4月から、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、親の子供への体罰の禁止が明確にうたわれました。さらに、行政や関係機関との連携をより一層強化することが求められています。町教育委員会では、今年3月に県教育委員会から出された問題行動等に対する初期対応例や6月に文部科学省から出された学校教育委員会向けの児童虐待対応の手引き改定版などをもとに、研修の強化、充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの緊密な情報交換、子ども支援課や児童相談所、警察関係機関との連携、保護者に対しての広報啓発活動の充実について、各学校に指導、助言いたしました。

また、児童相談所、地域振興局、警察署、町民児協、子ども支援課、町教育委員会などの関係機関で構成しておりますさつま町要保護児童対策地域協議会の中において、町内における事案を検証しながら、児童虐待防止に向けた通報、連携体制のさらなる強化を図っているところです。

今後も町教育委員会といたしましては、各学校と連携して早期発見に努めるとともに、現在も実施している子ども支援課との情報共有を随時行い、虐待が疑われるような場合には、連携して、迅速に対応に当たるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

[教育長 原園 修二君 降壇]

○川口 憲男議員

まず1問目の備品管理についてですが、以前質問したときとそう大差、変わっていないような管理状況にあるんじゃないかと思っております。教育長の答弁にありますように、まず、各区の対応を、この備品の管理の状況を私もつい最近見て回ったんですけども、例えばピアノにしても、はっきり申し上げまして、柊野小学校の体育館にポツンとピアノだけが残っているというような状況で寂しい気がしたんですけども、ピアノにしても、何でいいですか、調律をしたり、いろんなことをしたりしていくと。今後、音楽会を聞きに行ったら、何か所かあるピアノを一堂に集めてちょっと整理して、もう1台にすると、処分はどうこうするというような考え方だったんだろうと思いますけども、いずれにしても旧学校で使っていたいろんな備品がそのままになっている。そしてまた、前回では整理をしたりして、管理に努めるという答弁をいただきましたけれども、果たしてそれがどこにあるのか、そしてどういう方法をしているのか。いろんな情報収集をする中で、各公民館で管理しているところもあれば、それもないところがあるということも聞きました。いずれにしても、そういうふうに学校で扱ってきた備品あるいは鳥瞰図、それから寄贈された絵とか、いろんなのがありますよね。それがもうどういうふうにされとるのか、先ほど私があれの中で申し上げましたけど、清掃や燻蒸処理をして、適切な管理、保存に努めると

いうことでありましたが、現在はこれはどこに保管されておるのか、まずその1点お伺いします。

○教育長（原園 修二君）

備品の管理、展示等の状況についてであります、それぞれ中学校、旧鶴田中学校のものは鶴田中央公民館のほうに持つていってあります。校旗とかトロフィー、写真、絵画、アルバム等、それから、鶴田中央公民館ロビー、ギャラリー等にも展示をしているのもあります。薩摩中学校にあったものにつきましては、薩摩農村環境改善センターのほうに校旗、年表、写真、校歌書画、歴代校長の写真等、そういったものもあります。それから、ロビーにも展示をしております。山崎中学校も同じような状況であります。それから、泊野小学校には、鳥瞰図や昔の農機具、それから楽器、そういったものが置かれているところです。平川小学校の昔の農機具、それから鳥瞰図、机、椅子、楽器等が置かれています。柊野小学校におきましても、机、椅子、楽器等、トロフィー等、盾等、そういったものが保管されておるところであります。紫尾小学校におきましても、ピアノとか、楽器等、トロフィー等、盾等、そういったものがそれぞれのところに保存してあるということです。白男川小学校はきららの楽校になりましたが、そこの中でも展示をして、きららの楽校の一角を活用して保管しているというような状況であります。現在、そういった廃校になったところやそういったところのものは、基本的には、できるだけ活用する方向でというふうに考えておりまして、そして、先ほど言いましたように、段階性をもちまして、まずは再編するところに持つていき、それから活用できるところどころでやって、どうしても今の現在の段階では、どうしても活用するところはないというようなものに関しては、それまではまず施設が残っている学校の中等に保存しているという状況であります。

○川口 憲男議員

今回、教育長、なぜこういう質問をするかということを申し上げるんですけれども、G o T o キャンペーンで、いろんな行き交いができない状況の中で、ある人が帰ってきて、直接じゃなかつたんですけど、電話いただきました。それは、鶴田中が今現在平地になっております。昔の面影は全然なくなっていて、そして、体育館とその後ろの鶴田体育館が、昔の鶴田体育館があるのみでした。それを見とて、私より年配の方でしたが、よそから帰ってこられて、自分たちのふるさとが完全になくなつたというようなイメージを受けられて、前の中学校の校歌とか、いろんな写真があったけども、あれはどうなつてているのかということを言わされました。教育長の答弁にありましたように、鶴田中のは、一部鶴田中央公民館のほうに教育委員会のほうが展示して、私もそれは見ました。しかし、ほかのところ見まして、今の先ほどの答弁にもありますように、各小学校、平川にしろ、それから紫尾小にしろ、柊野小にしろ、現状にそのままの状態が閉校した当時のまま、そのまま続いているということが現状です。つい最近も、泊野小の閉校行事がありまして、そのときにドローンで写真を撮ったり、いろんな写真を撮った人がCD化されておって、私も見せていただきました。あれを見ると、やっぱりよそから帰ってきた先輩の方々がふるさとを見て、思いが新たになるのは、こういうことなんだろうなとつくづく感じたところでした。それは、泊野小学校でしたので、借りて持つていくわけにはいきませんでしたけど、やっぱり、午前中から質問がありますように、少子高齢化あるいは子供たちが少なくなったという状況の中で、教育委員会として、やっぱり、以前あった14小中学校だったですか、まだ少し残っていますけど、そういう思いのある学校の備品とか、あるいはいろんな鳥瞰図とか、先輩から寄贈いただいたところを、1つの学校に展示する、中の改造をするとかなんか必要ないと思います。各教室のところに紫尾小学校の分、平川小学校の分、そういうふうにコーナーを設けて展示することによって、例えば帰ってきた方々にそういう昔の学校の思い出はこういうところに展示してござりますということをしていけば、閉校した跡地活用にもなるんじやないかと私は考えます。だから、

2問目で質問をいたしました閉校した後の学校の活用策を、教育長は、まず地域の話合いとか、いろいろなのが優先ということをおっしゃいました。これまでに、閉校して地域の活用でいろんなことを望んでいますというか話合いがなされましたけれども、半分はそれが利活用されていない状況にあるわけです。だから、教育委員会として、この地にはこういう展示とか、資料館とか、仮称ですけども、そういうのをつくって、先輩の方々あるいはよそから来た方々に知らせるべき施設を造るというのも1つの提案じゃないかと思います。それによって、さつま町のほうにはこういう学校跡地の分もこういうふうにして残しているよということを知らせるためにも、教育委員会が音頭を取ってでも、その地域の方々に訴えるべきなところがあると思うんですけれども、そういう考え方は、教育長、これから先今すぐということでもないと思うんですけど、早急にそういう考え方をして示される考えはないのか、お聞きします。

○教育長（原園 修二君）

議員のおっしゃることは非常によく理解をします。そういうたった帰ってきたときに、思い出すような、よすがとなるようなものがないということは非常にふるさとに対する思いと、寂しい思いをされるだろうということは十分理解します。ただ、学校の備品とかそういうものに関しては、子供たちの教育に活用できるものはできるだけ活用しようということで、現在必要なところにあればそれを使ってもらったり、そういうふうな活用をずっと図っているところです。そして、どうしてもそういうたった必要性がないというか、そういうところで余ってくる、行き場もないようなものが出てくると思うんです。そういうもの等については、一元的に管理をするというようなことも考えていいかないといけないと思っていますが、例えば現在の段階で鳥瞰図の話が出来ましたけれども、各学校にあちこちにありますが、例えばそれらを一元管理してどこかに展示する、そういう方法もありますし、あるいはそういうものを常設展示はしないまでも、例えば歴史資料センターとか、ああいったところの所蔵品として保存する、管理する、そういう方法等もあると思います。昨年度ですけど、そこで鳥瞰図企画展がありましたけど、ああいうときのように、ある定期間だけをそこが展示場にするんです。ちょっと地元から帰ってこられた方が常に見れるという状況じゃないかもしれません、何らかそういうような工夫が必要かなというふうに思います。ただ、現在の段階では、例えば鳥瞰図にしますと、各小学校区にありますが、あるいは私もよく見るんですけども、あの鳥瞰図を見てみると、現在のものとすると道路が少し変わっていたり、建物の位置が変わっていたりとか、橋の位置が変わっていたりとか、そういうのが幾つかあります。ああいうのは、かなりそこでその地域の地形とかそういうのに詳しい人がその土地で見たときにも初めて価値があるようなところもありまして、それから、そういう地域で残すというのが非常にいい方法かなと思っています。それから、地域の皆さんに集まられる公民館とか、そういうようなところにそういうものが展示できるようなふうになればいいのかなというふうに考えております。一元化するというのも1つの方法ではありますが、その緊急にそういうのがなかなか整わないもの、ただ、保管の方法、保存の方法を、何らかもう少し工夫ができないかなということは考えているところであります。

○川口 憲男議員

以前質問したときは、3年前です。これからしたときにまた3年かかれば、その間にはいろんなアイデアが教育委員会としても浮かんでくるんじゃないかなと思っております。前回したときに、薩摩にあるふるさと薩摩の館が、そのときでも、近い将来にはもう閉館するというような話もおっしゃいました、確かに。それで、この前のときにも、平日でしたけど、行って見るとしても、なかなか中に入っていると、以前見たんですけども、それがもう見られない状況がありました。やっぱりああいうところは、大いに活用して、大きな手を加える心配はないと思います。例えば

先ほど申されたように、これまで使ってあった、この地で使つとった農業のいろんな備品あるいは鶴田中央公民館にも保管してある昔の電話とか、それから、いろいろの回りの備品とか、これは、今はコロナで修学旅行にも、いろんなところにも行けないけれども、子供たちにとっては、昔の生活状態を知る非常に貴重な道具だと思います。それが今後は必要がないからぽいってしまうというのは、全然意味をなさないところが出てくると思います。そこあたりを十分指導というか、指導というのはおかしいですね、子供たちに見せてやる、あるいはそれによって教育をする、それも私は教育の文化的な知識を得る教育の一環だと思います。そういう活用策は、今後何かあれば考えていくということでしたので、ぜひ、それをできないものか、お願いしたいと思っております。

いろんな今テレビ等見とっても、いろんな例えば駅とか、あるいはホールとか、そういうところにピアノを置いて、自由に弾きなさいとかというのはありますよね。なかなか鹿児島にもそういうところがないですけれども、これはちょっとできない面も多いと思うんですけど、役場の下のホールにそういう昔使っていた楽器が置いて展示、これ何年前だよということもできるんじゃないかと私は考えます。ぜひ、そういうことをしてほしい。

それと、これはもう以前の教育長のときに、廃校になる学校の校歌のCD化もしてほしいということがあるんですよ。だけど今回、流水小と鶴田小になり、そして、今後は中津川小、永野小、そして求名小もなくなっていくとか、新しい校歌になっていくとなれば、旧来のその校歌もなくなっていく。今、この前も教育長もいらっしゃいましたけども、宮之城中学校の吹奏楽が当初10名ぐらいだったのが今三十何名おって、非常にいい演奏してくれました。ああいう宮中の吹奏楽を使うとか、町の宮之城吹奏楽ですか、ああいうところを利用して、この以前の学校の校歌をCD化されて、例えば県外にいらっしゃる方とか、いろんな方々にこういうことができましたけどというようなことで、売る工夫ですけど、それもあるし、こういう広めをして、やっぱりさつま町の現在の姿を外に知らされるということも大事だと思います。それも教育の仕事だと思うんですけど、教育長、そこら辺のところはどういうふうに、教育長自体は考えられますか。

○教育長（原園 修二君）

開校になった今の既存の学校もそうですけども、校歌をずっと残していくことなんですが、CD化というのも1つの方法かなというふうに思いましたが、現在、一頃からすると、CD化するのは割と容易になっておりますが、逆に今度はCDを聞く機械というか、ラジカセというか、あれがなかなかなくて、なかなか持っていてもなかなか聞けないというような状況等も若干あるようなふうに思っています。

それと、今、各学校のなくなったものもそうですけど、校歌を聞こうとすると、各学校には全部ホームページで学校作っております。その中には学校の学校紹介というのがあって、その中には校歌の紹介や、学校の地域の紹介などがある、そこに、全部は確認しておりませんが、大概のところは校歌を入れていると思いますので、そういったところ、サイトをもうちょっと、例えば教育委員会のやつでもいいですけど、ホームページの中にそういったところ入れるものを持っていて、そこに入れればどこの校歌も聞けるとか、そういったふうにしたほうが、今スマホで聞く場合が多いですので、そういったふうにして、すぐにでも聞けるような状況みたいなものも、そういったものの整備も必要かなと思っております。CDにまとめるというのも1つの方法であるというふうに思いますが、また現在の状況で見るとまたそういったネットを使って、有効に活用していくというのも1つの方法かなと思っております。

今回、教育委員会では、特に校歌とかそういったものは、楽譜という形で残ればいいんですが、人々の心に残るものとすると、やっぱり音源で入っているのが一番いいと思いますので、何らか

のそういう方法が取れないか研究してまいりたいというふうに思います。

○川口 憲男議員

ぜひ、教育長、研究の段階ということでしたけども、学校のホームページ等にそうして残っているということですので、閉校したところもそういうのが残っておれば、ぜひ一本化して、それを外に広めるといいますか、我々町に残っているものが、うちの学校の校歌がこうして残っているとか、全部残しているよとか、外にもアピールができるんじやないかと思います。そういうことはまだ私は町の活性化にもなっていくんじやないかと考えます。

昨日、たまたま同僚議員がおりますけれども、災害の関係で研修会がありました。そのとき、防災のときに、女の人が講話をされたんですけども、最後に何をされたかというと、私は歌で皆さんに訴えますということをおっしゃったんですよ。それ、私は感動っちゅうか共鳴を受けたんですけど、やっぱり自分たちのふるさとをどうやってあとに残していくかということは、私はそういうCDがあつたりしたら、それはよそに持つていかれて、それが生きてくるんじやないかと考えます。特に教育長も同じ年齢ですから、この年になれば、昔のものが非常によく思える年頃になってきましたので、先ほど鶴田中学校のあるいは全部なくなつて平地になった、寂しい思いをされた方にそういうのが伝えられたら、また1つさつま町の宣伝というか、またこういうふうにして、昔のさつま町のところはこういうのは残っていますよということをアピールができると思いますけど、ぜひこの閉校になった跡地活用と、備品等のこういうところは研究して、早い時期にそれができるようなことをしていただけるように、この点は、要請をいたします。

次の2問目ですけども、児童虐待のこの件につきましては、種々説明をいただきました。教育委員会あるいは関係団体でいろんな活動というか、連携を取つて動いていらっしゃるということを聞きました。しかし、このいじめと虐待について、教育委員会のほうでも、例えばPTAの家庭教育学級あるいはそのPTAの中で、親の方へも指導というか、一緒に勉強会ができるんじやないかと思っています。この虐待の状況は、こういう言葉はちょっとおかしいですけども、今の若いお父さん、お母さんたちの養育機能が低下したことや、家庭の崩壊につながる1つの大きな原因だと思っております。なぜ、先ほども子ども支援課ですか、課は違いますけど、連携を取つてできませんかということを申し上げましたけど、私は家庭教育学級は以前も質問しましたけれども、やっぱり今の若いお父さん、お母さん方には、PTA関係の方々には、この家庭教育学級というPTA活動をちょっと指導していく必要性が出てきているんじやないかと思います。先ほど町内だったですか、情報共有の中で、この地域協議会を開催しているということでしたけれども、ここあたりのところで虐待のところまでどういうような踏み込んだ話し合いといいますか、会合がされているものかをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○学校教育課長（界 敏則君）

先ほど答弁の中でございましたさつま町要保護児童対策地域協議会につきましては、こちらのほうについては、年1回子ども支援課等を中心にして実施がされておるところでございます。その中におきましては、県内における子供の虐待の実情についてでありますとか、また、要保護児童の対策等についてでありますとか、また、町内の要保護児童、要支援児童等についての情報交換を行つて、今後、どういった形で連携を図つていけばよいか等について、協議がなされているところでございます。

○川口 憲男議員

この要保護対策、この後、同僚議員がまた違った形で質問をすると思いますけれども、そこには私のほうからあれしませんけれども、今この虐待に関しても、町内でも子ども支援課の保健師の方々がそういうのを見られたら、その地域を回つているという情報も得ております。それをや

やっぱり今度はその子供たちが仮に5歳なり6歳で来年学校に上がってきたとなれば、当然教育委員会としてもそれに対応しなきゃならないところに来ていると思います。だから、そういうところで教育委員会としてもやっぱり要保対策協議会があるということですので、このところで連携が取れないと私は信じたいと思うんですけれども、このやっぱり教育行政の立場から、そこあたりのところをもっと強く連携を高めていかれるようなことをなされるべきと思うんですが、教育長、再度お知らせ願いたいと思います。

○教育長（原園 修二君）

ただいまありました未就学児の虐待の例など、子供たち、小学生、中学生の虐待の実態というものについては、学校は例えあざがあるとか、何か発見したら通告をするような義務があるんですけど、現在のところ学校で発見して気づいて何かこうじやないかというようなことで連絡をしたというのは、今のところ聞いておりませんし、まだないと思います。ほとんどの場合が警察に相談があつたりとか、そういったところでされていると思いますが、議員おっしゃったとおり、こういった学校間の連携といいますか、たまたま私ここに本日の南日本新聞持ってきてているんですが、出水市教育委員会で児童虐待の未然防止の取組方の合同研修を行ったという記事が今日出ておりました。出水市の場合は、先般のちょっと新聞報道等もなされて、連絡がうまくいかなかつたということで、問題になったことがあって、かなり意識を高めておられるんじゃないかなと思うんですが、同じようにこういった社会教育団体、こういったものと委員会といろいろ教育サイドの中でも研修会というものがやはり実施していくべきだろうと思いますので、こういった新たにそういう会を設置するということではなくて、現在既存の会の中で、こういったことを取り上げて、話題にして検証していくという方法は十分可能だと思いますので、そういうところについても、子ども支援課等の指導を受けたりしながら、研修等実施できればというふうに思います。来年度、そういうところも考えていきたいというふうに思っております。

○川口 憲男議員

先ほどから申し上げているように、どうしても行政的に政府的にもですけども、これは厚労省、これは文科省というような流れが、どうしてもそれが下に伝わってきて、町としても、こっちは教育委員会だから、文科省だから、こっちは厚労省だからというあれがあると思うんですけども、先ほどの答弁の中にいただきました要保対策協議会ですか、これを広めていくということを聞きました。私もこういうチラシをいただきまして、このいち早く知らせて、「子どもの未来」というようなチラシをいただきました。これは厚労省が出しているんですけれども、身体的虐待とか、性的虐待とか、ネグレクトとか、心理的虐待、これが児童虐待という、ほかにもあるんでしょうけども、こういうことで、いろいろなことから子供たちを守らなきやいけないということがあるんですけども、やっぱり、その家庭の中の先ほど申し上げました親の指導の中で、こういうのもあるんですけど、養育機能の低下というところでもあるんですけども、このいじめ、虐待については、教育長、私は町を挙げて、行政もだけど我々議会のほうもちょっと目を光らせてということじゃないけど、注意をして見守っていく、あるいはそれに手を添えていく、そういう風潮というか形をつくっていかなきゃならない大事なところだと思います。それをまず一番先にしているいただきたいのが、教育委員会あるいは子ども支援課、そこあたり、この要保の協議会をつくって一体化していくと、こういうのが町でできましたということをいち早く私たちにも議会のほうにもお知らせいただきまして、やっぱりその内容として、一緒になって地域を見守るということが私は一番大事じゃないかと思っております。また、それに対しては、今後も自分自身としても地域の中を見守り、気をつけていきたいと思っております。それが、町長が大きく示されておりました産み、育て、過ごしやすいさつま町を形成する大きな使命じゃないかと思っております。そ

の点を教育長のほうは、どうお考えですか。

○教育長（原園 修二君）

ただいまの議員御指摘のとおりでありまして、どうしても縦割りの部分というものを乗り越えていかないといけない部分がかなりあると思います。本町の教育委員会と子ども支援課ですけど、昨年度子ども支援課のほうから積極的に連携を図るべきだということでアプローチをしていただきまして、随時情報をいただいたものについてはこちらのほうにも、子供は学校にいたりしますので、そういう場合の情報などはいただいて、緊密に連携を取っているところであります。そういう垣根を乗り越えていかないとといいますか、そういうところは、そうしないと進んでいかないということは実感として持っておりますので、おっしゃったようにそういうところを連携を十分、連携と言葉でよく言いますけど、具体的になかなか進まないというのがこの連携でありまして、具体的な行動から起こしていくと、連携を図っていくということが一番確実なといいますか、そういうようなところではないかなというふうに思っております。そういうふうに努めてまいりたいというふうに思います。

○川口 憲男議員

ちょっとこれは最後になりますけれども、先ほど、同僚議員のやっぱり一般質問の中で、町長はこういうこともおっしゃいました。高速通信が確立されると、来年の3月頃には、空き教室の活用もできていくんだということもおっしゃいました。先ほど申し上げましたように、町内に残ったいろいろない備品等も、おっしゃったこういうところの活用ができてくれば、そんな点にもつながっていくんじゃないかと思っております。

何せ、いずれにしても、子育てというのは、昔と違って親1本、例えば家族連れというのがありましたけども、今は地域全体で見守り、育てるということがもう大きな柱になっております。だから、どこで、私もさつま町内というか、自分の家の周りを回っておりますけども、放置されたということじゃなくて、虐待を受けているとか、あるいはあそこの子供が泣いているよということはあまり感じてはおりませんけれども、やっぱりそういうところも我々自身も一緒になって見守っていかなければならぬ、それが子育て支援であったり、地域の人口増にもつながっていくところにもなっていくんじゃないかと思っております。

ぜひ、先ほど答弁いただきました虐待に関しては、町内では保健師も大なり小なり回っているということも聞きました。ぜひ、この要保対策地域協議会、こういうのができとるということですでの、これの核を広げていって、さつま町は地域の子供は地域で守るという風潮が大きくできているよということを、我々議会のほうにもお知らせ願いたいと思います。

ちょっと早いですけど一般質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

次は、4番、柏木幸平議員の発言を許します。

[柏木 幸平議員登壇]

○柏木 幸平議員

通告に従いまして、質問をいたします。

最初に、子育て支援について質問をいたします。

去る11月20日、さつま地区保育連合会と議会との意見交換会をいたしました。その中で、保育現場が抱える要望や保護者からの要望など様々な質問がありました。本日は、その中の3点についてお伺いをいたします。

まず、保育士不足と処遇改善についてですが、園長さん方から保育士の募集をかけるが、なか

なか応募がないとの意見を多くいただきました。また、最近は、保護司の人材不足から来る過酷な労働環境も年々増加している上、新たなコロナウイルス感染予防の関係で、今まで以上に気を使い、保育に従事しなければならないとのことであります。国も、保育士の労働環境の改善に向け、処遇改善手当やキャリアパス手当などを設けているのですが、申請手続の煩雑さや研修付きなどの縛りがあり、保育現場とされては、使い勝手の悪い制度になっているようあります。町とされては、このような保育現場の現状をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

次に、保育園、保育所、認定こども園等と小学校の連携についてですが、園長さん方からは、小学校の情報がなかなか伝わってこないとのことであります。年間を通じて園などとはどのような連携をされているのかお伺いいたします。

次は、親子が集まる施設や公園など園児が遊べる場所の確保についてですが、子育て支援センターでは、乳幼児とその母親を対象として事業を実施されておられるようですが、これまで、ひまわり館、虎居地区公民館、保健センターなど、施設の空いたところを利用して活動をされているようあります。先に施設を予約していても利用優先順でキャンセルになったりして、運営側も利用者も場所や利用時間が一定していないので困っておられるようです。同じ場所で時間に制限されず、いつでも時間に集まれる施設が欲しいとの要望あります。

また、乳幼児を持つお母さん方から、親子で遊べる安全な場所が少ないので、もう少し増やすか、今ある公園をゼロから1歳児でも使える環境に備えて欲しいとのことと、山崎地区に子供が遊べる公園がないので、確保してほしいとの要望もありました。このように、親子が集まる施設と乳児や幼児が安全に遊べる遊具のある公園について、町の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

次は、2項目めの会議のペーパーレス化についてです。

国の骨太方針の重点項目は、行政のデジタル化ですが、新型コロナウイルスの対応で国、自治体、一般社会におけるデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う非効率さ、煩雑な手続や給付の遅れなど、課題が明らかになったところであります。ペーパーレス化については、今年3月に策定された令和2年度から令和6年度までの第4次さつま町行政改革推進計画で、総務課情報政策係の所管ですが、取組事項にペーパーレス化の推進を掲げ、庁舎内の会議資料を電子化することで、紙資源の節約と印刷コスト削減、また、ペーパーレス化による業務の効率化を図るとしてあります。取組内容については、対象業務の洗い出し、庁舎内無線LANの整備、タブレット端末等の整備を掲げてありますので、さつま町もいよいよ取組が始まると期待を持っているところであります。議会からは、昨年5月21日に熊本県あさぎり町において、タブレット端末の導入について調査を実施し、6月26日の定例会最終日において、行財政改革対策調査特別委員会の所管事務調査報告で執行部に所見を申し上げ、報告をしたところですが、その後のタブレットの導入については、どのように検討されているのか、お伺いいたします。

これで1回目の質問といたします。

[柏木 幸平議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員から、子育て支援について、ほか1項目について御質問がありましたので、それをお答えをいたします。

1点目の保育士不足と処遇改善についてでございます。まず、保育士不足につきましては、毎回さつま地区保育連合会の会合でも課題となっております。厚生労働省の資料によりますと、2020年4月の保育士の有効求人倍率は2.45倍ということで、人材確保に向けた競争が非

常に高まっている現状がございます。潜在保育士が多数存在をするということもありまして、全国的にも課題とされておりますので、保育士の発掘あるいは町外から呼び込むという取組につきましても、保育士の人材バンク、いわゆる地方版のハローワークを子ども支援課内に令和元年度に設置をいたしたところでございますが、なかなか登録がない状況が続いております。これからも保育連合会と連携を図りまして、SNS等の活用もいたしまして、潜在保育士の登録につなげてまいりたいと考えております。

国によりますと保育士の労働環境の改善に向けました取組としまして、先ほどございましたとおり、これまで待遇改善の手当に加えまして、平成29年度からキャリアアップパス手当が創設をされたところでございます。園長と主任保育士の役職のほかに、新たに副主任の保育士、専門リーダー、職務分野別のリーダーの3つの役職を設けまして、勤務年数がそれほど長くない若手や中堅層についても、キャリアアップをしやすい仕組みもつくられたところでございます。これらに対しましては、最大で月額4万円の給料アップが可能となっております。しかし、先ほどもございましたとおり、保育の現場からいたしますと非常に使いにくい、手当をもらう代わりに、過酷な研修参加の義務があるとか、細かい書類の提出が必要だというようなことで、年々業務の煩雑さというのが増えてきているというお話を聞いているところでございます。国の制度でございますが、御意見については、今後また機会がありましたら、関係機関にもこのような事情等を訴えまして、改善ができれば、簡素化できる形になればありがたいと思うところであります。

保育士不足を解消するためには、それぞれ保育所等が働き方改革を進めまして、労働環境を改善し、特色あるこの保育で魅力のある保育園経営というのが必要であるかと思っております。そのためになれば、保育士からの選択というのも増えていくのではないかと思うところでございます。

次に私のほうから3番目になるところでありますが、親子が集まれる施設や公園など、乳幼児が遊ぶ場所の確保についてでございます。これまで親子が集まる公園としましての役割というのは、児童遊園地というのが主体的な役割を果たしてきたと思っておりますけども、やはり、時代の変遷と申しましょうか、児童遊園地の関係についても、設置をされて、早いものからするともう52年経過をいたしております。老朽化というのは当然出ておりますので、危険性があるということは本当に遊ぶ場としては危ぶまれるところがありますので、そういう危険な遊具等については撤去をいたしているところでございます。また、少子化とか、子供の遊びのスタイルというのが最近では大きく変化をしてきております。公園の場での遊ぶという機会というのがなかなか見受けられないというのが実態ではないかと思っておりますが、ただ、こういう機会を全くないということになりますと子育てにも影響が来ますので、やはり近年においては、こういう乳幼児の皆さん方も遊べるような遊具の設置というが必要じゃないかと思っております。そういう面では、現在では轟の児童遊園地にこういった乳幼児が遊べる道具を設置いたしておるところであります。

今後の親子が集まって乳幼児が遊ぶ場所としましては、遊具が充実をしており、また芝生の広場があるという面では、北薩広域公園の活用とかあると思いますし、また、室内でのいろんな触れ合いという場になりますと、ほかの自治体にはない子ども図書館ということもございますので、そういった利用についてもお考えになっていただければありがたいと思っているところであります。

先ほども午前中の議員の皆さんからもありましたとおり、親子が安心して集まる専門の館としまして、例えば子ども館、そういうことも考えられるところでございますので、本町にも必要な施設ではないかなと考えて、これまでも検討はしてきております。ただ、現在公共施設の全体的

な総合管理計画、個別的な計画ということも策定中でございますので、こういったことを踏まえまして、今後の方向性というのは、総合的な観点から、検討をしなければならないと思っているところであります。

次に、2項目めの会議等のペーパーレス化の取組、タブレットの導入等についてでございます。デジタル社会の構築につきましては、今回のコロナウイルス感染症の流行によりまして、新しい生活スタイルの提言から改めて注目をされてきております。このたび発足しました菅内閣の政策の柱の一つにデジタル社会の推進というのが盛り込まれたところであります。近年のデジタル化に向けました社会の取組というのは、A I、I C Tなどの人工知能の開発とあらゆる職場への導入への研究、大容量の情報を地球規模で即座に展開、共有できる環境の提供など、どちらかといいますと、都市部を中心に集中、固定的な職場環境から場所を選ばない形で新たな勤務環境への変化、構築など、働き方というのが大きく見直されるきっかけとなってきているところであります。特にA I、I C T化の推進につきましては、今後、将来的には、公務サービスの大きな変革が求められることになると考えております。その導入に向けた研究に取り組むために、職員向けの指示と合わせまして、昨年は県内の先進町村で設立されました鹿児島県町村I C T・I o T利活用推進協議会、これにおいて早く加入をいたしまして、職員と一緒になりまして、研修や視察等を実施いたしております。

〔町長　日高　政勝君降壇〕

〔教育長　原園　修二君登壇〕

○教育長（原園　修二君）

それでは、1番目の子育て支援についての2項目め、小学校と園の連携についての御質問にお答えいたします。小学校と幼稚園保育所等の連携につきましては、幼稚園教育要領、保育所保育指針において、小学校教育との円滑な接続を図るために、研修会、保育参観、授業参観などを通して、連携を図るようにすること。また、小学校の学習指導要領は、入学当初に子供が新しい学校生活に円滑に移行していくために、子供のリズムに合わせた時間割の作成や学習活動の内容、時間配分等に考慮したスタートカリキュラムを編成し、指導の工夫等を行うことが示されています。これらの要領等にのっとって、町内全ての小学校において、スタートカリキュラムを作成しております。入学した児童がスムーズに学校生活に適応していくよう、指導や支援を行っているところであります。また、入学前には、1日体験入学を実施し、授業参観や学校生活について説明等を行い、安心して入学できるような手立てを取っております。教職員の連携についてですが、入学前の連絡会等で学級編成の検討や幼児に係る情報共有を図り、個に応じた丁寧な対応に努めしております。このような取組から、現在のところ小学校1年生の不登校や重大な不適応などの報告は受けていないところであります。

また、児童については、幼児との交流学習を年1回から3回程度、生活科や総合的な学習の時間に位置付けて実施をしておりますが、小学校の職員や幼稚園の保育所等の先生方にとっても、子供たちの様子を知ったり、情報交換を行ったりする機会となっております。町教育委員会におきましては、子ども支援課との連携におきまして、年3回、子供の発達支援連絡会を開催し、幼稚園、保育所、認定子ども園、療育センター、小学校等が研修や情報交換等を行っております。

また、就学時健康診断、就学教育相談会を実施し、幼児の健康状態や発達の状況等の把握を行い、一人一人の特性に応じた教育環境や方法を整備するために、幼稚園、保育所と小学校、子ども支援課等との連携を図るとともに、保護者には必要に応じて個別に学校を見学することも推奨しております。入学前の子供たちはもちろんですが、保護者にとっても学校生活への不安は大変大きいものがあります。また、幼稚園や保育所等の先生方にとっては、子供たちが順調に学校生

活を過ごしているか御心配のことと思います。

町教育委員会といたしましては、今後も各小学校に対しまして、子供たちや保護者が安心して入学し、スムーズに小学校生活を過ごせるよう、より一層幼稚園、保育所等と緊密に連携を図るよう指導してまいります。

[教育長 原園 修二君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

ここで、しばらく休憩いたします。再開はおおむね午後2時20分とします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時19分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○柏木 幸平議員

それでは、まず保育士不足と処遇改善についてですが、さつま地区保育連合会も全国組織で国への要望活動をされております。先ほど日高町長のほうから、機会を捉えて関係機関にもつなぐということあります。それで、町長だけのあれじやなくして、県の町村会なども通じて、支援の縛りを緩め、事務手続等の簡素化ができるよう、国の制度改正の要望をしていただきたいということを要請しておきます。また、保育給付費の増額などについても、残りの在任期間中、国への要望活動を行っていただければありがたいと思っております。

ところで、保育士不足についてですが、子ども支援課によると、現在、町内には教育保育施設が事業所内施設を含め14施設あるようですが、14施設には、入所者、園児のことですが、697人で、職員数は常勤が153人、非常勤が128人で、合計281人が保育業務に就いておられるようです。しかしながら、依然として保育士養成校の新卒者を初め、潜在保育士も採用できない状況のようです。町の子育て人材バンクの活用も先ほど答弁がありましたように残念ながら現在は登録者がいることがあります。国は、保育士試験を年2回に増やしたり、地域限定保育士試験や保育士マッチング強化プロジェクトの創設をしたりして、支援を行っているようです。また、鹿児島県は保育士就学資金貸付事業を行い、養成施設を卒業後1年以内に保育士の登録を行った上で、鹿児島県内の保育施設等において保育業務に5年間従事した場合は、資金の返還免除になるそうで、貸付額は就学資金として月額5万円以内、入学準備金としては入学時に20万円以内、あと就職支度金として卒業時に20万円以内だそうです。さつま町は保育士限定の支援はないと思いますが、ふるさと振興課のほうで、新卒者就労支援奨励金制度に新卒者の就労促進として、町内の企業に、これは保育園等も含まれるそうですが、2年以上勤務する者に20万円、また、若者定住促進家賃補助金制度で、転入者に最大36か月、限度額月1万円、交付されるものがあります。このような鹿児島県とさつま町の支援をまとめて、さつま町の保育士求人のパンフレットを作ったらと思うわけですが、これを町で作成していただきまして、まずは町内の中高生に配布することは考えられないものか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

お答えをさせていただきます。

この保育士の処遇改善の関係につきましては、全国町村長大会の開催の際に、重点要望の項目の一つであります一億総活躍社会、こういった実現に向けました地方創生のさらなる推進に関する

る事項の中の少子化対策の推進、またその1つとしまして、良好な保育の提供のため、保育士の養成や待遇改善の充実、こういったことについては、引き続きこの人材確保に取り組むことを毎年要望いたしております。今回もこの議会の開会の冒頭の町長報告の中でも申し上げましたとおり、今年はコロナの関係で、全国町村長全て出席ということじゃなくて、各県の正副会長だけの出席ということになったわけでありますけども、その中でも、大会決議をいたしまして、その1項目として、こういう今申し上げたようなことも入っております。大会の決議の後、また厚労省とか、あるいはまた出身の国会議員の先生方には、要望して回ったということを御報告したんですけども、毎年このようなことを続けておるわけでございます。こういうこともございますし、先ほどありましたとおり、保育連合会等の永年の要望活動が実を結びまして、実現したものというふうに考えております。厚労省の制度設計の際には、保育関係者の代表者の方も当然出席をされて、いろいろ議論を重ねた経緯があるかと思っているところでございます。実際の運用の中で業務量が増加したなど、様々な課題が発生をしておるようでございますので、第一義的には、現場の声を上部団体に上げていくことが重要であると考えますが、行政としても丁寧に保育連合会の声をお聞きしまして、課題を整理して、町村会等を通じまして情報提供を図り、関係機関へ現場の声をしっかりとこれからも届けてまいりたいと思っております。こういう待遇改善も当然でありますけども、いろいろ制度ができますが、なかなか手続上煩雑なところがある、そしてまた、研修もたびたびやっぱりせにやいかんという、非常に課題もあるようでございますので、こういったこと等についてもこれからまた機会がありましたら、申出をしていきたいと思っております。

それから、鹿児島県とさつま町の支援をまとめたパンフレットを町で作成して、まずは町の中高生に配布する考えはないかということですが、鹿児島県の保育士就学資金貸付事業、こういったことを始めまして、県とか町も独自の奨学資金を持っております。教育委員会で今持っていることも、この奨学資金も経済的な理由でそういった上級の学校に行きたいという方については、貸付けの制度があります。それを利用していただきまして、就学をし、卒業後も地元のほうに就職をしたら、全額返還については町が助成しますよと、一旦償還はしてもらわないといかんんですけど、その上については全額町が助成しますからと、実質ゼロになるわけでありますので、そういった制度も設けておりますし、先ほどありました町単の新卒者の就労支援奨励金、これも金額は20万円とかございますけども、企業も事業所も、本人にもそういった1人でも人口が増える、地元で働いていただく、そういう機会をつくるために、こういった制度を設けておるわけでありますので、これらについては、各家庭にもお知らせはしておりますけども、なかなか細かなところを理解していただいているというのがあるかと思います。改めて、こういった保育士志望の生徒の皆さん方にしっかりと届くように、こういった制度の説明のチラシを作成して、学校に配布をして、今後の進路指導等に役立てていただければありがたいと思っているところであります。

○柏木 幸平議員

今、町長のほうから、前向きな答弁をいただきました。町村会の全国大会等でもそういう要望等続けているし、また、保育園等の現場の声を整理して、そういう要望活動につなげたいということでありましたので、了解いたしました。

あと、パンフレットの活用については、これがどこまで効果があるかというとちょっとわからないわけですが、そういうこともパンフレットなどの活用も含めて、今後においても本来ならそういう保育士に特化したような支援があつたらいいなとは思っておりますが、今後はそのようなパンフレットの活用や町の公式サイトからの発信などを、園の保育士募集の後押しをしてい

ただければと思っております。この件に関しては終わります。

続きまして、小学校と園の連携についてであります。連携については、先ほど教育長の答弁がありまして、小学校、教育委員会が関係機関とともに園や保護者との研修や情報交換等をされていることはわかったわけですが、情報交換会の中で、園が経営されている放課後児童クラブにおいて、当日預かる児童の学校での生活状況や健康状態などが把握できないときや、これは後から聞いた話ですが、学校行事等の変更やインフルエンザなどで、急に学年、学級閉鎖になったときは、支援員の調整などを早めに行う必要があるために学校からの連絡を早めにいただきたいとのことでした。また、先ほど連携としてはやっているということでしたけど、この児童クラブにおいては、そういう連携が取れていないのかなという関係もありました。それで今後は、情報交換や支援員の資質向上のためにも、小学校と支援員との連絡会を設けてほしいとのことでしたが、教育委員会とされでは、そのような支援員との連絡会については、どのように考えられるかお伺いいたします。

○教育長（原園 修二君）

小学校と児童クラブとの支援員との連絡会ということであります。議員御指摘のとおりであります、児童クラブと小学校の連携については、各学校それぞれに工夫をして、連携に努めているところなんですが、まだ十分とは言えない点があるということは認識をしておるところであります。このような状況もあり、町教育委員会では今年の9月ですけども、学校行事等の変更や急な学年・学級閉鎖等、例えばこの間の感染症のように、急な学年・学級閉鎖等を行う必要が生じた場合などに児童クラブへの学校からの連絡の方法というものなどを少し整理しまして、各学校に指導を行ったところであります。今後は学校からの学校行事の計画表、それから学校だよりの配布など、これまでもされているところでありますが、これに加えて、学校から保護者への連絡メール、緊急の場合には保護者の連絡のメールを持っておりますので、そういうメールも児童クラブへ配信することなどを通して情報が確実に伝達されるように努めていきたいと、努めさせたいというふうに思っています。

また、児童クラブと小学校の連絡会、御質問にありました、各学校単位で年度当初に顔を合わせのような形で、新入生や児童クラブを利用する児童の様相については、情報交換を行っております。それをもっと年度初めの段階で密にしたり、学期末には児童の様子や取組等についての情報交換の機会を設けたりするなどして、情報の共有を図るように学校を指導してまいりたいというふうに思っております。

○柏木 幸平議員

今、教育長のほうから情報の共有化を図って取り組むというようなことであります。教育長のほうはメール配信のことを言われましたけど、メール配信だと確実に聞きもれがなかつたりとか、全体的なそういう横の連絡が取れると思いますので、ぜひそのような方法で、連絡を行ってほしいと思います。あるいは東京のどこかでも全て学校だよりとか、いろんな欠席届、そういうのまで全部メールで行っている小学校が何とか小学校でしたけど、先日の教育新聞に載っておりましたので、これ、ちょっと外れましたけど、そういう利用法もあるようでございます。

それでは、この件については了解いたしました。

それでは、3つ目の親子が集まる施設や公園など、幼児が遊べる場所の確保についてですが、答弁ありました子ども館みたいなのができれば一番いいことだと思うわけですが、まだ検討の段階でもあるとのことであります。また、公園に関しては、轟公園に乳幼児が遊べる遊具があるとのことです、現在のところ、町内に1か所だけなのかなと思っております。確かに答弁がありました北薩公園ののびのびゾーンですが、ここも天気のいい日に行ってみると、かなり多く

の家族連れがいます。町外からも来ておられるようですが、なかなか遊具を自由に使えるという状態じゃなくして、待ち状態があつたり譲り合いとか、そういう状態の中での使用であります。近隣の薩摩川内市、出水市、それから長島町とか、水俣市なんかにも遊具がそろった公園があるわけですが、やはりちょっと密な状態があるようでございます。

さつま町の令和元年総合振興計画実績調書によると、児童遊園地管理費の具体的な取組は、町内15か所の児童遊園地について、トイレや街灯、遊具の管理を行い、健全な遊び場を提供し、児童の健康増進が図れるよう維持管理を実施したとのことで、2か所のトイレ改修と、4か所の遊具の修繕で約168万円であります。これまでに危険とみなされ撤去された遊具はあると思いますが、このところ近くの公園を見ましても、新設された遊具があまりないのかなと思っております。近年、どれだけそういう新設された遊具があるのか、お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

児童遊園地の遊具につきましては、先ほど少しふれましたけども、経年劣化と申しますか、遊具が老朽化しておりますと、危険性があるというようなことがございますので、そういうところの点検をしながら、遊具の撤去を進めているところでございます。最近、先ほど申し上げましたとおり、子供の遊びのスタイルというのがやっぱり変わってきてるというようなことがいえるかと思っております。そしてまた、乳幼児の保護者の皆さん方からの要望というのも屋外施設から、できたら全天候型の屋内施設での遊びというのが触れ合いというものが求められているようでございますので、先ほど申し上げましたような、そうなりますとやはり子供専用の中で、親子が触れ合う場所としては、子ども館みたいなものは求められているのかなというふうに受けとめをいたしております。

そういうことで、危険な遊具については撤去をしておりますけども、新しくこういった事情等もあるものですから、新しく遊具を設置するというところまでは今でも至っておりません。新しいニーズにやっぱり応えていくという方向がやっぱりこれから望ましいのかなというふうに考えておるところでございます。非常に時代の変化というのが著しいところもありまして、これから児童遊園地の在り方についても、やはり集約をして、やっぱり必要なところは、先ほどありました小さい乳幼児の皆さんが遊べるような遊具については、計画的なやっぱり整備というのには必要になってくるかとは思っておるところでありますので、そこは、またおいおい、全体的な先ほど申し上げましたような公共施設の管理計画、個別計画としての中で、総合的に判断をしながらやっていくということになろうかと思っているところであります。

○柏木 幸平議員

遊具の新設はないということですが、子供たちに言わせますと、遊具がないのは公園じゃないというようなことを言います。そういう遊び場をやはり公園自体がいろんな役目はあらうかと思うんですが、大人の健康づくりから、災害等の避難場所とか、そういうのを考えながら、スペースを考えた遊具のそういうのも必要かと思っております。先ほど言わされました子ども館を造るにもすぐに予算化できるわけでもないですし、遊具にしても、各児童遊園地に設置できる予算は限られてくると思います。先ほど年次的みたいな感じで考えてもというようなことでしたけど、それで、そういう目がつくというか、計画ができるまで当分の間、廃校利用で山崎中学校跡地の校舎や校庭の一角を利用し、そういう乳児や幼児の遊具施設や芝の植栽をして、また教室は親子が集える場所として二、三教室を改築できないものかと思うわけです。緊急的にはそういう教室の解放とかしてほしいなとは思っておりますが、子育て日本一を目指す町長は、どのようにお考えかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

子育てに関して、そういう育てやすい環境ということは非常に大事なことだと受け止めておりますので、各分野からそれに対応しなければならないとは思っております。山崎のほうにつきましては、例えば中学校の例をお示しになったんですけども、やはり施設そのものが中学生を対象にした施設ということになっておりますので、あそこは階段があつたり、いろいろ乳幼児の皆さん方がここを利用するということについては、それにふさわしいようなトイレの改修であつたり、あるいは階段の修復であつたり、いろんな改修が必要になってくるのではないかと思っているところであります。そしてまた、山崎中学校の場合はこれまで工場跡地とか、あるいは事業所のほうからも問合せがまいりまして、基本的にはもう処分という方向を打ち出しているわけでございます。そういう子供の乳幼児の皆さん方の利用を考えたときに、場所として適切な場所がということになると、近くはいつも使っていただくというのは山崎小学校であるかと思っておりますけども、そこは学校教育との関係がありますので、放課後利用とか、そういう場合に、一応どのようにできるかということも考える必要がありますので、その辺はまた、今後、教育委員会とも協議をしながら、そこを利用するとなりますと、協議をするようになってくるかと思っているところであります。とにかく、これだけ公共施設がたくさんあって、ちょうど今、先ほどから申上げますとおり、統廃合とか、あるいは民間に譲渡をするとか、そしてまた、施設によつてはさらに長寿命化を図つて利用の効果を高めていくということを、それぞれ整理しなきやならない時期に来ておりますので、そういうことを踏まえて、やはり子育て環境という意味合いの面からは、どうするかということも考え合わせて、そのときにまたいろいろ検討させていただきたいと思っておるところであります。

○柏木 幸平議員

教育施設で乳幼児とか、そういうのに向かないということですが、できたらそういう子ども館とか、先ほど言われたができるまでは、どうしても不自由をされるわけです。ですから、できたらまた今ある施設の中でそういう専用に使えるような場所とか、そういうのがあれば一番いいわけですが、今現在使えるところが、そういう限られた状況であるということありますので、今後ぜひ、そういう乳児や幼児が集まるところの場所も、既存の施設をどつか利用できるところを探していただければということを要請しておきます。

先ほどの公園に関しても、全国でいろんな工夫をされて、公園ごとの個性を出すために土管を置いたレトロな昭和の空き地公園とか、異国情緒と花の公園とか、遊具いっぱいの公園とか、そういう特徴のある公園が次々と生まれているそうであります。また、目的や気分に応じて公園を選べたり、公園を地域の庭として住民の交流の場にすることを目指している自治体もあるようでございます。そういうようなことも含めて、また検討していただければと思います。

今回、保育士連合会の皆さんと意見交換を通して感じたわけですが、町からの子育てに関わる情報や制度などの情報が各園に届いていないのかなという思いを感じました。今年3月に第2次さつま町子ども・子育て支援事業、これです。各園には配布済みのことなんですが、園で活用されていないと感じました。これいろんな資料が載っているようですが、それで、今後の子ども支援課と園との研修で、こういうのができておりますので、そういう会合などで生かしていくだくように、これも要請して、子育て支援に関する質問は終わります。

次に、会議のペーパーレス化についてですが、さつま町議会では、昨年のあさぎり町の研修後にこれまでの紙での連絡をメール配信に変えるなど、一部ペーパーレス化に取り組んでおりますが、行政からの連絡や会議の資料は、これまでどおりの紙対応です。本町では、文部科学省のG I G Aスクール構想の実現において、来年3月までに町内小中学校の全児童生徒を対象に、1人1台教育用タブレット端末の導入が行われます。今後は、議会も含め、庁舎内の整備を急ぐべき

だと思いますが、今後の計画と時期についてはどうなのかわかりませんが、そこまでわかつたら教えていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの子育てに関係することでございますけども、町から子育てに関わる情報あるいは制度、こういった情報が園に届いていないという感じだということでございますけれども、子ども支援課のほうにおきましては、必要に応じて年1回以上は、施設の代表者の皆さんにお集まりをいただきまして、そういった事業内容の説明等を実施いたしております。そしてまた、新しい子育てに係ります制度などの情報につきましても、できるだけ早くお伝えするために、やっぱり直接園に出向いてお話をしたり、あるいはファックス等を活用して連絡を取っております。今第2次さつま町子ども・子育て支援事業計画をつくっておりますけども、これも配布時期がちょうど今年はコロナの関係がございまして、集まりがちょっと難しいところがございましたので、これからまたその後の子ども・子育て会議において、内容の説明を行ってきておりますので、御理解をいただきたいと思うところです。今後も保育連合会を初め、各教育、保育施設と連携をして、情報の共有には努めていく所存でございます。

それから、デジタル化の関係でございますが、ペーパーレス化というのが1つは基本になっております。今年度から来年度にかけて職員の端末を一斉に更新をする時期になってきておりまして、一部汎用性の高いノート型のパソコンを導入する予定にいたしております。主に部内の会議等につきましては、これによりまして、事前に資料を送信するなどして、会議の効率化とか、あるいはペーパーレス化が図れると考えておりまして、新たな歳出を計上しないで進められる1つの手法ではないかと思っております。御指摘のありましたタブレットの導入に関しましては、運用に関するソフトの経費などを含めまして、新たな歳出の計上も伴うということになりますので、慎重に進めていく必要があるかと思っております。

議会のほうも一緒になっての運用ということで頼もしいとそのように思っておりますが、やはり説明をする側の職員については、踏み込んだ理解がなければ、一般的に持っているイメージどおりの運用にすぐつながるかということはちょっと心配なところがございます。引き続き先進事例の研修とか、利用に関しては、制度設計をもう少し研究をしていく必要があるかと思っております。それで、タブレット等にしてみると、ペーパーレス化というふうになると、やっぱり今までずっと紙の資料に基づいてやってきて、そういう慣習はずっと慣れてきておりますので、やっぱり早くタブレットにするとなると、一方ではタブレットにしながら、やっぱりこれじゃわからないで資料出せと、紙がないとならざるを得ないと思わざるを得んです、しばらくは。二重のコストがかかってしまいますので、その辺に行きつくまでの移行期間というのは当然必要になってくるのかなと思っておりますので、やはりペーパーレス化にするそういう効率性が図れるということはわかっておりますけど、そこまで行きつくまではやっぱり移行期間というのは大事かなと思っております。急にはっと切替えは難しいなと思うんです。今までずっと書類でこうしてやっていますから、画面だけでできるかと言ったら、慣れた人は本当にそうだと思いますけど、みんなが一斉に、職員みんなが、そしてまた、議会の中でも、みんな一緒にそういうスタートができるかと言えば、できればいいんでしょうけど、恐らくそういうことができるには相当な勉強をして、お互いに同時スタートできるような態勢をやっぱりする必要があるかと思っておりますので、そこは御理解をいただきたいと思うところであります。

○議長（平八重光輝議員）

あと4分です。時間内でお願いします。

○柏木 幸平議員

そのような多分職員のほうもだと思いますが、議員側のほうもそういう一気には多分できない、急激に変わるということはできないと思う。ほかの研修の中でも、やはり町長側のほうも3年ぐらいかけてされていたようですし、議会のほうもやはりそういう研修期間を設けながらされてい るようあります。

また、4年度でしたよね、光ケーブルも全町に整備される予定でありますので、こういうやつぱり機会に一緒になって導入ができればと思っております。様々なそういう努力や労力が必要になると思うんですが、成功すればたくさんのメリットがあると思いますので、そこを踏まえ、職員側、議会側一緒になって勉強を取り組めるよう、また努力をしていただければと思います。終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

次は、5番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

本日最後の質問者になります。どうかよろしくお願ひをいたします。私は通告に従いまして、町内の民有林、町有林の森林管理について町長に伺います。

県内及び町内森林は、戦後復興のため木材が伐採され、その後植林されたスギ、ヒノキなど、50年、60年経過して、これまでの除伐、間伐などの育林主体から、全伐する主伐期を迎えたことによりまして、森林の皆伐が急速に拡大している状況にあります。国は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養など、様々な公益的機能は国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備が国土や国民の命を守ることにつながるとしております。しかしながら、価格の低下等で、所有者の経営意欲の低下や所有者不明林の増加、森林担い手の不足等が大きな課題であるとしております。先般、南日本新聞に沈みゆく山々と題しまして、霧島、大隅地区の状況が連載されましたが、さつま町も同様な状況にあり、伐採後の森林管理や林地保全が大きな課題となっていることから、次の点について質問をいたします。

まず1番目に、伐採搬出経費のコスト削減を図るために大型林業機械の導入が進み、伐採後の林地荒廃が大きな課題となっている。町内の状況はどのように把握されているのか。

2番目に、伐採後の作業道や林地保全が放置されれば、豪雨により林地崩壊や土砂崩れにより、宅地、耕作地、河川災害が発生する可能性が高いと指摘されているが、伐採後の林地保全管理はどのように指導をされているのか。

3番目に、循環型森林管理が大切であり、伐採後の再造林を推進しておりますが、進捗状況はどのようにあるのか。

4番目に、平成30年度税制改正の大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まり、森林環境譲与税は、平成31年度から自治体への譲与が開始されましたが、この森林環境譲与税の具体的活用をどのように考えているのかお伺いしまして、1回目の質問とさせていただきます。

[米丸 文武議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員から、森林管理についての御質問をいただきましたので、お答えをいたします。本町の森林面積は、2万1,472ヘクタールございます。そのうち、民有林面積は、1万5,776ヘクタール、このうち、スギ、ヒノキを主体とする人工林面積は7,665ヘクタール

ございます。民有林面積に占める割合は、人工林率48.6%となっております。また、このうち10歳級、51年生から55年生以上の木材生産可能な林分というのは、5,636ヘクタールでございまして、議員がおっしゃるとおり73.5%が主伐期を迎えております。近年の林業の現況につきましては、木材価格の低迷、林業採算性の悪化などによりまして、森林所有者の森林生業への意欲が減退してきており、森林の有する多面的機能の発揮というのが、年々低下の懸念がされているところであります。

まず、1点目の大型機械の導入に伴う林地荒廃の町内の状況についてでございます。木材輸出では、木質バイオマス発電施設の建設等によります木材需要の拡大が見込まれるところでございますが、この中で、森林施業の集約化、路網等の生産基盤の整備、高性能林業機械の導入促進などによります低コスト化に取り組む森林施業が最近では主流になってきているところでございます。このようなことから、林内に造られました路網は、雨水の浸透によるのり面崩壊あるいはこの路面を流化する雨水によりまして、路面の洗掘及び土砂流出などの要因となるところであります。

本町におきましても、林内に設置されました路網を原因とする崩壊や土砂流出などが数件確認をされております。

林内に設けられる路網は、特定の者が森林施業のために利用するものであり、崩壊した場合は、森林所有者等がそれぞれの責任において対応していかなければならないものであります。壊れにくい森林作業道を開設するためには、地形地質を考慮したルート選定、路面水の処理対策というのが必要になってくるところでございます。

次に、2点目の伐採後の管理の指導についてであります。

伐採の届出があった場合におきましては、伐採業者の立会いのもと、林務担当者と地域林政アドバイザーによりまして現地確認をいたします。その場で施業方法や路網設置についても、土砂流出等が発生しないよう指導をいたしております。

しかしながら、伐採後の森林においては、大雨に対する貯水能力が低下していることに加えまして、路網が被災の原因となり、崩壊や土砂流出が発生している箇所も見受けられているところであります。

これらを踏まえまして、地理的条件に即した路網線形や水の集中を防ぐための水切り対策など、あらゆる措置を講ずるよう強く指導をいたしておりますと共に、地域住民の安全確保に努めてもらうようお願いをいたしておりますが、今後ともより一層それらが遵守されるように指導をしてまいりたいと考えております。

また、近年の県内における森林伐採の状況を鑑みまして、北薩管内の市町村が一体となって伐採届の厳格化に向けた協議を進めております。

次に、3点目の伐採後の再造林の進捗状況についてでございます。

再生可能な資源であります森林資源の循環利用、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、計画的な森林整備に加えまして、伐採跡地の再造林が大変重要であると考えております。

令和元年度の本町における伐採届出面積は92.98、約93ヘクタールでございます。そのうちスギ、ヒノキの人工林の皆伐であります、75.91、約76ヘクタールとなっております。

さらに、この中で再造林計画のある届出というのが31.39ヘクタールでございますので、再造林の計画面積は41.6%となっております。

鹿児島県内の再造林率も先ほどの新聞にも報道がなされておりましたけど、2019年度までの5年間で約4割にとどまっているようであります。やはり木材価格の低迷が続いているという

ことから経営コスト高で、また一方では、苗木が不足とか、従事者が十分確保できないとか、そういう状況からなかなか伸び悩みをしているというのが背景と思われます。

今後におきましても、県森林組合、林業事業体など関係機関と連携して再造林を推進し、持続可能な森林経営を目指すとともに、森林の持つ多面的な機能の発揮に努めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の森林環境譲与税の具体的な活用についてであります。

平成31年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。本町におきましても森林環境譲与税が交付をされているところであります。

また、この税につきましては、間伐や路網といった森林整備に加えまして、森林整備を促進するための人材育成、担い手の確保、木材利用の促進あるいは普及啓発というソフト面にも充てなければならぬとされているところであります。

本年度の森林環境譲与税の使途につきましては、現在設置しております地域林政アドバイザーの雇用とか、森林経営管理法というのが新しくまたできましたので、それに基づく森林所有者への経営管理に関する意向調査、こういった経費に充てております。

また、今後、意向調査の結果を踏まえまして、町が実施することとなります森林整備等のために、当面は額が少ない関係もありますので、基金を設置しまして積立てをいたしているところであります。

来年度以降におきましても、森林の経営管理に関する意向調査を実施しまして、地域林政アドバイザーの雇用とか、あるいは意向調査の結果によります町が管理することとなります森林の整備あるいは森林資源調査などに活用をしていきたいと考えております。

以上であります。

[町長　日高　政勝君降壇]

○米丸　文武議員

それぞれ今お答えをいただきましたけれども、まずこの質問の1番の、低コストのための大型重機の導入によりまして林地の荒廃、作業道等です。こういうものの崩壊も町内でも数件発生したという報告でございますけれども、今このさつま町内の山を見ておりますと、本当に主伐の面積が拡大してきているというのを目の当たりにしておるわけでございます。

そしてまた、町内の林業体、認定林業体はじめとする林業の融合体だけではなくて、町外からの要するに木材のそういう伐採業者の方々が大きな重機を持って入っておられるというのをこう見るわけでございますが、そういうところに対するこの林地の管理、そういうものに対しまして指導はどのようにされているのか。

町内の業者におきましては、北薩地域振興局等で一緒になりながら研修や講習をしていただきしております、それに従って仕事を進めていくと、管理しておられるだろうというふうに思うわけでございますが、町外から来た業者の方々に対するそのような指導、森林の所有者から本当に粗い仕事しておるんだというようなことをこう聞くもんですから、そのようなところについてはどのように把握されているか、その点についてお伺いしたいと思うんです。

○町長（日高　政勝君）

確かに町内の林業事業体以外にも、やっぱり町外とか、また県外のほうからも入ってきていらっしゃっておりますが、町外の割合というのが全体的には平成29年で51%、平成30年で約38%ですか、令和元年度で44%近くということで、約半分近くですか、平均しますと半分近くがやっぱり町外の方っていうことになります。

そういうことで、やはり以前も町外のいわゆる県外から入ってきて皆伐をして、なかなか後整

理というんですか、うまくいかずに、作業道も雨が降ったら危険な状態になるというようなことがございましたので、とにかく伐採届をしっかりと出していただいて、ちゃんと現地にも表示板も設置をしていただく。そしてまた、伐採届の届出の旗も掲示をしていただくとか、肝要な、また済んだあとの大雪等が来て災害が発生をしないようにと。特にやっぱり人家に、住家に近い所等については、特にやっぱり注意をする必要がありますので、それについては徹底した指導をいたしているところでございます。

宮崎県とか、この前も、先ほどありましたとおり、非常に山が荒れていくということで心配のところがあったり、宮崎あたりは盗伐まであったということで載っておりましたけれども、本町にはそういうことはないんですが、非常にあととの問題というのが非常に心配でありますので、しっかりとしたやっぱり作業路をやっぱり造っていただく。そしてまた、枝葉等についてもしかりで、また整理をしていただく。そういうことも指導はいたしているところでございます。

○米丸 文武議員

いろいろと伐採届をもとに町外からの業者の方々にも指導されておるということでございますけれども、新聞の一番初めの中で、1面にこうシラス土壌の浸食拍車というような形で写真付きでこう出ておるんです。皆さんも御存じだと思いますけども。

やはり、それが原因で、要するに伐採後1年なり2年後に段々、段々浸食ですか、そういうものが進んで宅地や、それから農地等に崩れていくというような状況もあるという危険性というのもこう感じるわけでございますので、このアドバイザーを中心になしながら、伐採後の跡地の管理というものをしっかりとこう見て確認をしていただいて、業者に、又は山林の所有者の方々にそこの後の管理をきちんとしていただくような指導を徹底していかなければ、地域住民ですとか、農地ですとか、そういうものの被害というものは、すぐに現れないかも判りませんけれども、でもそういう原因があるということは町長も認識していただいていると思いますので、ぜひそのように進めていただきたいというふうに思います。

県内のいろんな、先ほどもございましたけども安全性の、国も安全性の向上、低コスト、それからいろんな作業の人員確保の面などから、高性能林業機械の導入というのを推進し、いろんな補助を出しながら、これも整備されてきておるようでございまして、林野庁のまとめでございますけれど、18年度末で367台の林業機械があるそうでございますが、県内です。10年前の4倍に増えているんだと。10年で4倍に増えたと。これから、先ほどもございますけれども、若い後継者の問題、従事者の確保が難しくなればなるほど、またこういう機械に頼るというようなことも出してくれれば、本当にこの危険性というのが高くなりそうな気もいたしますので、そういう点についてもしっかりと、また御指導していただきたいというふうに思います。

鹿児島の鹿大の地頭蘭隆教授、地震火山地域防災センター長の方なんですが、この方々が鹿児島県はシラス土壌であるので、そのように踏み固められたシラス自体を放置することによって、水切りとかそういうものをせずに置いた場合には、雨水が地中に浸透しにくくなったりし、そして、表面流が発生してシラス地は侵食されて、一晩で数メートル削られることも珍しくないというふうに指摘をされております。このようなことからの面からも警鐘も鳴らされておるわけでございますので、こういうことも認識していただければありがたいというふうに思います。

次にお伺いしますのは、伐採後の再造林についてお伺いしたいと思うんですが、今町長の答弁では、再造林がこうされているということでございますが、今木材の価格というのが本当に安い状況でございまして、森林の所有者も50年、60年経った木を、仮に1町歩売っても100万円もしないんだというような状況が続いているように聞いております。

これを、この前にも私どもも県の林務のほうにお伺いした時に、1町歩新たに植林をして、

5年間の下刈り等を実施した場合にどれぐらいの経費がかかりそうかということでお聞きした時に、150万円かかるんだというようなことを言われております。そうすると結局は、今あった森林は、50年、60年経った山は100万円で売って150万円の小さな木になってしまう。しかも、それにお金を出さなきやいかんというふうな、そんなような状況というのは本当にあって、これ進んでいかないだろうというふうにこう思うわけでございますが。

このような状況では、この再造林というのは、本当に私は難しい。山主の方々も、じいさんやおやじ、お父さん、お母さんが植えられた木が、やっとこう50年、60年経って何かの足しにと思って植えられた木、木材を、また植林のために手出しをしなきやいかんというような、これがおかしいんじゃないかというふうに私は思うわけで。この再造林ができていくためには、いろいろと国や県の補助等があつて進んでいくのかなというふうに思いますが、その再造林を進めしていくためのその補助というものが今現在どのような状況でされているのか、担当課でも結構でございますけれども、御説明いただきたいというふうに思うんです。

○町長（日高 政勝君）

今非常に山の機能を高めるためには、どうしてもこの再造林をしないといかんというようなことになっておりますが、なかなかこの木材価格が低迷をしている中で、この山を切ったにしても、あとをまた下刈りをして、植林をしてと、そこまでまたお金をかけるととても赤字でやっていけないというようなことがありますて、先ほど申し上げましたとおり、まだ4割しかもう再造林はなってないというような状況がございます。

そういうことで、この再造林を促進するためには、やっぱり林家の皆さん方が手出しまでしてとはなかなか進まんわけでありますので、何らかのやっぱり促進をするためには、助成制度を設けんにやいかんだろうということになっております。

まあ、さつま町の場合、間伐とか植林、下刈りあるいは有害鳥獣対策も含めたり作業道まで入れて、こういういろんなこともやっていただくようにということで、事業費の10%を、いろんなこの県の環境税のあれに上乗せを町からもいたしているところであります。これで足りるかというとなかなか難しいところがありますけど。

ただ、ほかのところから見ても、やっぱり隣接のところを見ましても、10分の2.7とか、1ヘクタール5万円とか、10分の1とか、そういう上乗せの状況があるようではありますけど、これはあくまでも除間伐だけということになっておるようであります。

高いところについては、もう10%から32%というところもあるようではありますけれども、こういったこと等を踏まえますと、やはりこの森林環境譲与税、今ですかね、これらをこのまま活用していくことも考えられますけど、これはやっぱり補助事業の裏負担には充てられないということもあるようではありますので、やっぱり町単の中でどの程度できるかということは、また町の全体的な財政状況の中で考えていかなければならぬところであります。

ただ、このまま山の活性化が進まないとなると問題がありますし、やっぱり公益的な機能を高めていくとなると、この辺もちょっと力を入れていく必要があるのかなと思っておりますが。現状は、とにかく木材価格がもっとこう高くなつていけば、そういう山の所有者さんも意欲が出てくるんでしょうけど、余りもうけがない、場合によっては赤字だということなもんですから非常に厳しいところがあります。

今、森林環境譲与税、そして、令和6年から森林環境税になって、国の予算も200億円から600億円になりますので、そうなりますと、アンケート中であります、町のほうにお願いするということになりますと、町がまたそれを引き受けて林業事業体にお願いする、採算性があるところはそういうこと。ないところは町でそういうことをせんにやいかんということになってい

ますから、非常にこれから全体的なそういうことも考え併せて、どの程度ならできるかということも判断をしなければならないというふうに考えておるところであります。

○米丸 文武議員

町長も伐採あとの再造林というものの必要性というのは、十分こう考えておるというようなことでございます。

先ほど申しましたように、実際のこの資料をいただきますと、公共造林事業ということでいたいたんですけども、町の上乗せをして、森林經營計画による間伐の場合ですと、実質補助率が県のほうで68%、町の上乗せ10%で補助率合計78%と、植林においてもこういうような補助率であるようでございます。

また、これは森林經營計画というのは、事業体が要するにその山の維持管理を植林から伐採までの計画を持って進めていく計画のことでございますが、ただ、伐採届による場合だと、この補助率が46%にこうなるわけでございまして、經營計画というものを作つて、それに従つた森林の管理や經營を続けていくところについての補助率でございます。こうなると要するに山林の所有者の方々、契約者ですね、の方々はその負担率も下がつてくるから、植林がいくのかなというふうにも思うわけでございます。

しかし、それでもできるならば、先ほど言いました森林環境譲与税を活用することができないのかなと。国のほうでは、植林のほうについては余り触れてないようでございます、資料を見ますとですね。ですから、森林の管理についてのこと、それから間伐や路網の森林整備、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないというふうに言っておりますので、これは植林については触れられてないなというのを感じましたので、これを何とか生かしていくかないと難しいのかなというふうな気がしましたので、お伺いしたところでございます。

先ほど町長もお答えになりましたけれども、かといって要するに所有者の方々がよそにおられまして、あと植林をしてくださいって言われても放置される可能性も多々あるわけでございますので、何とかそこいらをこう助成しながら管理していくようなことは考えられないものかどうか、町長にお伺いしたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、他町は除間伐のみを対象にしておりますけど、本町は植林まで、あるいは下刈りまで、そしてまた、植林をした際に当初はやっぱりシカの食害があるということで、そういう鳥獣害の柵まで補助をしておりますけども、例えばその辺のところを見直して下刈り、下刈りが本当は大変なというふうに聞きますけど、植林の関係です。植林に特化した形で補助率を見直すのかということもあるわけですが。

例えばもう苗木の確保についても、なかなか今は簡単にはいかないというところもあるようありますから、苗木の助成とかいろいろ考えるところがありますので、これやらまた、この再造林が進むような手だてというのをもっといろいろ工夫をしてみる必要があるかなと思っておりますので、いろんなまた研究をさせていただきたいと思っております。

○米丸 文武議員

私は項目でここに挙げておりませんけれども、伐採跡地の活用ということでございますが、最近、太陽光パネルを、山を伐開して設置されてるのを、入来と山崎の間辺りでも大きな開発がされて、そういうふうにこう見るわけでございますが、1ヘクタール以上の山林を開発する場合には県知事の許可が要るわけでございますが、1ヘクタール以下の場合については、市町村に届ければ済むというふうなことになっておるようでございますが、町内でもそういう山林を開発して太陽光パネル等を設置されてる所があると思います。そこいらのところの要するにそのあとの雨

水、流れた水のそういうような物の管理というのは徹底されているのかなというようなふうにこう思うものですからお伺いしたいと思いますが。通告をその分はしてませんから、ですけれども、そういうふうな形の中で伐採後の山林の活用という面からは、何かこう実情というのが判つておれば御説明いただきたいんですが。

○町長（日高 政勝君）

確かに大規模な太陽光を林地開発、1ヘクタールあれば林地開発の届出が必要ですから、そういう所も確かに出てきておるようあります。ここについては、やはり許可のいろんな手続あるいはまた許可を受けるまでのこの条件というのがありますので、そこをクリアしないとやっぱりできることになりますので、そこはもうしっかりと対応をしているというふうに考えていくところであります。

○米丸 文武議員

要するに、今山林がだんだんだんだん切り開かれていきまして、そのあとの植林が進まない、放置林となっていく。そしてまた、竹が生えてきて竹の手入れも孟宗竹等の手入れもできなくて荒れしていくというような状況が今後続けていくということは、この自然豊かなまちがだんだん荒れていきますし、また、いろんな災害も起こしてくる可能性が高いというような、そのような観点から質問をさせていただきましたけれども、ぜひ今後もしっかりと地域資源である山林の管理というものを行政の立場から見ていただきまして、保全をしていただくように要請をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、米丸文武議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で本日の日程は、全部終了しました。

あすは、午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後3時33分

令和2年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

令和2年12月10日

令和2年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和2年12月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (16名)

1番	上 圏 一 行	議員	2番	上久保 澄 雄	議員
3番	三 浦 広 幸	議員	4番	柏 木 幸 平	議員
5番	米 丸 文 武	議員	6番	田 野 光 彦	議員
7番	舟 倉 武 則	議員	8番	岩 元 涼 一	議員
9番	朝 倉 満 男	議員	10番	岸 良 光 廣	議員
11番	新 改 幸 一	議員	12番	宮之脇 尚 美	議員
13番	川 口 憲 男	議員	14番	森 山 大	議員
15番	新 改 秀 作	議員	16番	平八重 光 輝	議員

欠席議員 (なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩木場 一水	君	議事係長	竹下和男	君
議事係主査	西 浩司	君			

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝	君	副町長	上野俊市	君
教育長	原園修二	君	総務課長	崎野裕二	君
企画政策課長	角茂樹	君	財政課長	原田剛志	君
税務課長	松山和久	君	保健福祉課長	佐藤秀樹	君
高齢者支援課長	有村哲	君	子ども支援課長	羽有郁夫	君
農政課長	四位良和	君	耕地林業課長	櫻伸一	君
商工観光PR課長	市來浩二	君	ふるさと振興課長	米丸鉄男	君
建設課長	野田真一郎	君	教育総務課長	中間博巳	君
社会教育課長	三腰善行	君			

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第10 議案第 88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第 89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第12 議案第 90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第13 議案第 91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第14 議案第 92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について
- 第15 議案第 93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について
- 第16 議案第 94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第17 議案第 95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第18 議案第 96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 第19 議案第 97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第20 議案第 98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第21 議案第 99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第22 議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第23 議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第24 議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
- 第25 議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第27 議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
- 第28 議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第29 議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第30 議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）
- 第31 議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	7 9 8 0 8 1 8 2 8 3 8 4 8 5 1 0 8	さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について さつま町国民健康保険税条例の一部改正について さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 1 1 款 地方交付税 1 5 款 国庫支出金（関係分） 1 6 款 県支出金（関係分） 1 9 款 繰入金 2 0 款 繰越金 2 1 款 諸収入 歳 出 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費 1 2 款 公債費 第3条 債務負担行為の補正（関係分） ※上記費目のほか人件費に関するものは総務厚生常任委員会に付託
	1 0 9 1 1 0 1 1 1	令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
文教経済 (第2委員会室)	8 6 8 7 8 8 8 9 9 0 9 1 9 2 9 3 9 4	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について さつま町求名交流館の指定管理者の指定について さつま町永野交流館の指定管理者の指定について さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について さつま町平川郷の指定管理者の指定について

委員会	議案番号	件名
	9 5	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
	9 6	さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
	9 7	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
	9 8	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
	9 9	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
	1 0 0	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
	1 0 1	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
	1 0 2	さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
	1 0 3	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
	1 0 4	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
	1 0 5	さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
	1 0 6	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
	1 0 7	北薩広域公園の指定管理者の指定について
	1 0 8	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 17款 財産収入 18款 寄附金 歳 出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費 第2条 繰越明許費の補正 第3条 債務負担行為の補正（関係分）

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

これから12月7日に提案がありました議案第79号から議案第111号までの議案33件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま
町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定
について」、日程第2「議案第80号 さつま町議会議
員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置
に関する条例の制定について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第1「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」及び日程第2「議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。これから議案第79号及び議案第80号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号及び議案第80号の議案2件については、配付しております議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促
手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」、日
程第4「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の
一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第3「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」及び日程第4「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みです。これから議案第81号及び議案第82号の議案2件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号及び議案第82号の議案2件については、配付しております議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第6「議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第7「議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」、日程第8「議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第9「議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第10「議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第11「議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第12「議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」、日程第13「議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、日程第14「議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」、日程第15「議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」、日程第16「議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第17「議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第18「議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、日程第19「議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第20「議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第21「議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第22「議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第23「議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第24「議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、日程第25「議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第26「議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第27「議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、日程第28「議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第29「議案第107号 北

薩広域公園の指定管理者の指定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から、日程第29「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」までの議案25件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。これから議案第83号から議案第107号までの議案25件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号から議案第107号までの議案25件については、配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第30「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第30「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○柏木 幸平議員

補正予算の説明資料16ページ、下段のほうの畜防対策事業費の牛重要疾病等防疫対策事業補助についてですが、牛農家にとっては、この疾病は大変飼育で不安なわけですが、症状が出て、もう数日後には食欲がなくなって、数日後には動かなくなるというようなわけですが、これまで実施された戸数と、その後の成果というか、そういう施設においてどのような措置をされて効果が出ているのかお伺いいたします。

○農政課長（四位 良和君）

議員御質問の牛白血病補助金の関係でございますが、本町におきましては平成28年度からこの検査体制を取っております。検査体制を取っておりますといいますか、検査体制に対する抗体検査審査料の2分の1を助成しているところでございます。

今回の補正につきましては、抗体検査を受けたい希望の農家があつたために増額するものであります、議員御質問の検査体制については先ほど言いましたように、平成28年度から2戸、29年度で4戸、30年度で8戸、令和元年度で19戸、そして、令和2年度で現在途中ですが12戸というふうに検査を行っております。

陽性頭数がそれぞれ35%からそれぞれの年で少ない年には10%程度出ておりまして、この陽性検査が出た結果を受けて対策ですけれども、農協職員あるいは本町の畜産担当のほうで分離飼育をすることで効果が最も高いと言われておりますので、そういう指導等をしているところであります。陽性で、いわゆる通称クロと判定された牛については、水平感染と言いましてサシバエ等を通じて横に感染する可能性がありますので、分離飼育等の指導しているところであります。

今後につきましては、簡易牛舎等の補助事業も持っておりますが、こういったところも積極的に進めてまいったり、あるいは先般、さきの9月議会で基金の増額をお認めいただきましたので、基金による支援策あるいは農協や関係機関と一体になった牛白血病に対する農家への正しい周知、

啓発事業を行っていくように計画しているところであります。

以上です。

○柏木 幸平議員

今後、申請の農家があるのか。また今後の計画として、そのような予算的な措置とか、そこあたりはどうなのかお伺いいたします。

○農政課長（四位 良和君）

今回の補助金につきましては、予算に計上しました分については、大型農家の検査依頼があつたことから予算不足を生じ、予算計上したものであります。

今後の見込みとしましては、こうした農家への正しい周知を行っていくことで検査希望が増えてくるものと理解しております。

ただ、一方で課題点として上がっておりますのが、検査を行う体制が不足しているという課題がありますので、この辺についても今後、国、県、こういったところに要望もしながら、この検査体制の充実というものにも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○柏木 幸平議員

農家の不安を払拭するために、その辺りまた要望等もあるうかと思しますから、安心して飼育ができるような体制に近づくように努力していただきたいと思います。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○米丸 文武議員

補正予算の説明資料25ページでございますが、10款1項2目事務局費ということで、感染症対策教育支援事業ということで250万円の補正が組まれております。これは修学旅行における新型コロナウイルス感染症対策として、バスの増便等に係る経費の補助ということでございますが。この新型コロナウイルスの関係で、全国的に修学旅行等のいろんな、生徒児童にとっては、行事が変更になったりしておるわけでございますが、さつま町の実態というのがどういうふうな形でされたのか、私がちょっと情報を聞いていないんですが、ここに補正を組まれた、このことについてさつま町の児童生徒の修学旅行等についての実情と、この内容について御説明をいただきたいんですが。

○教育総務課長（中間 博巳君）

議員御質問の町内の修学旅行の実態であります。県内の修学旅行、あと県外の修学旅行、実施をされているわけですが、一応本町の小学校におきましては全て11月で、修学旅行が本年度実施されなかつた学校が1校、あとほかについては実施されたわけですが、全て終わっております、11月いっぱいです。

あと中学校につきましては一応3月を、来年の3月ということで予定をされております。その中で県内の修学旅行が小学校で4校、あと中学校1校、それと県外の修学旅行が小学校4校といったような状況になっているところであります。

一応この補助金につきましては、記載のとおりバスの増便等ということでありますので、その一応一番予算の大きな割合を占めるのは宮之城中学校ということで、一応今のところでは、バスの4台の増便ということで考えているところであります。

以上です。

○米丸 文武議員

卒業を迎えて、この修学旅行というのは児童生徒にとっては大きな一つの教育の一環でもあります。

また、思い出のそういう一つの大きな行事でもあるわけでございますが、今の説明を聞きますと町内の小中学校においては、この事業においては、一応こういうような対策を取ることによって、問題なく遂行されていくんだというようなことでよろしいですかね。

○教育総務課長（中間 博巳君）

今、議員の御指摘のとおりだと思います。

ただ、修学旅行の内容につきましては、県内ということで推奨されておりましたが、どうしても県外という学校もあったところであります。修学旅行の内容につきましても、3密等の対策を取りながら、一応そういう環境の中で実施できるような修学旅行の内容ということで、学校のほうで検討されて実施をされている状況であります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかに。

○新改 幸一議員

20ページの教育費の関係の事務局費の流れの中で、補助金、交付金の関係ですが、さつま町大学生等応援給付金の減額が654万円計上して、減額のほうで計上してありますが、私の孫も大学生で、このもらったほうで給付金を、もう大変喜んでおりました。そういう流れで、この大学生で対象者といいますか、さつま町の教育委員会のほうで把握されていらっしゃる大学生で、こういう減額になったという、給付金を申請されなかつたという大学生の中身ですね、どういう流れでこんな減額になったのかということの説明と。

今新聞、テレビでいろんなコロナに対する収束の問題出ておるんですが、なかなか目に見えない敵で、国も各市町村、本当に苦労されていらっしゃるようでございますが、このコロナの収束というのが分からぬ状況の中で、第1回のこういう国の政策で給付金を頂くような対策が出てきたんですが、今後この収束が分からん中で、この大学生等なんかが来年、再来年に向けて、こういう困っている一人の将来の若者たちが勉強をやっていこうという形の中で、こういう給付金が将来に向かっても出てくる可能性もあると思うんですよね。

そういうときに、今回のこの給付金が、こういう対象者がおる中で減額になるという、こういう何か対策といいますか、そういう方々に対する思いというのか、さつま町の流れというのも一つの頭に入れちらんにやいかんとかろうかということも私は感ずるんすけれど、そこ辺りの感覚というのは、どんなふうな考え方をお持ちでしょうか。

○教育総務課長（中間 博巳君）

当初予算計上するときには、一応県内の大学等への進学率ということで、それに4年間の大学生等ということですから、4年間の約700名分を進学率に掛けまして、500人ということで算定いたしたところであります。

6割弱の申請ということで、この実績というふうになったわけですが、全協等の中でも報告はさせてもらったんですが、恐らく県内平均よりもかなりさつま町においては進学率が低かったのかなということで、教育委員会としては捉えているところであります。

期限が7月末で事務手続を8月いっぱいということで進めておりましたが、その後に特に問合せとか、そういうものはありませんでしたので、自主的に辞退をされた方もあるかも判りませんが、大体ほとんどの方が申請をなされたものというふうに思っております。このまた減額の対応等については、これは町単独での政策的な経費ということでありましたので、後のまた考え方ということについては、私のほうから控えさせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。

○田野 光彦議員

補正予算説明資料の21ページですけれども、企業立地促進助成金の申請ということで、株式会社片桐工作所から有限会社ウチムラまで、この用地取得の費用と設備投資の費用と、それから新規雇用と、こういうふうになっております。

今回1億1,728万9,000円ということですけれども、これは例えば新規雇用の4人、3人、4人、4人、3人ということが、もう既に新規雇用をされた時点で、今回そういうことになりましたということの補正予算なんでしょうか。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

ただいまの御質問でございます。

御指摘のとおり実際操業を、新規に立地協定後に工場を新設されまして操業を開始されまして6か月以降経ったところで申請ができるということでございますので、6か月経たれた段階での町内に居住の方の新規の雇用の人数ということでございます。

○田野 光彦議員

了解しました。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第108号については、配付しております議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第31「議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第32「議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第33「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第31「議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から、日程第33「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。これから議案第109号から議案第111号までの議案3件について、一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第109号から議案第111号までの議案3件については、配付しております議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から12月14日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

12月24日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時52分

令和2年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

令和2年12月24日

令和2年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和2年12月24日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員 (15名)

1番	上 圏 一 行	議員	2番	上久保 澄 雄	議員
4番	柏 木 幸 平	議員	5番	米 丸 文 武	議員
6番	田 野 光 彦	議員	7番	舟 倉 武 則	議員
8番	岩 元 涼 一	議員	9番	朝 倉 満 男	議員
10番	岸 良 光 廣	議員	11番	新 改 幸 一	議員
12番	宮之脇 尚 美	議員	13番	川 口 憲 男	議員
14番	森 山 大	議員	15番	新 改 秀 作	議員
16番	平八重 光 輝	議員			

欠席議員 (1名)

3番 三 浦 広 幸 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩木場 一水	君	議事係長	竹下和男	君
議事係主任	西 浩司	君			

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝	君	副町長	上野俊市	君
教育長	原園修二	君	総務課長	崎野裕二	君
企画政策課長	角茂樹	君	財政課長	原田剛志	君
税務課長	松山和久	君	保健福祉課長	佐藤秀樹	君
高齢者支援課長	有村哲	君	子ども支援課長	羽有郁夫	君
農政課長	四位良和	君	耕地林業課長	櫻伸一	君
商工観光PR課長	市來浩二	君	ふるさと振興課長	米丸鉄男	君
建設課長	野田真一郎	君	教育総務課長	中間博巳	君
学校教育課長	界敏則	君	社会教育課長	三腰善行	君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について
- 第 4 議案第 82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 5 議案第 83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第10 議案第 88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第11 議案第 89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第12 議案第 90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第13 議案第 91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第14 議案第 92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について
- 第15 議案第 93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について
- 第16 議案第 94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第17 議案第 95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第18 議案第 96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 第19 議案第 97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第20 議案第 98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第21 議案第 99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第22 議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第23 議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第24 議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
- 第25 議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第26 議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第27 議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について
- 第28 議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第29 議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第30 議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）
- 第31 議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第32 議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第34 議員派遣の件
- 第35 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

3番、三浦広幸議員から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので、お知らせします。本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第1 「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」、日程第2 「議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」、日程第3 「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」、日程第4 「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第5 「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第6 「議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第7 「議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」、日程第8 「議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第9 「議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第10 「議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第11 「議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第12 「議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」、日程第13 「議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、日程第14 「議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」、日程第15 「議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」、日程第16 「議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第17 「議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第18 「議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、日程第19 「議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第20 「議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第21 「議案第99号 さつま町薩

摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、
日程第22「議案第100号 さつま町白男川紫陽館の
指定管理者の指定について」、日程第23「議案第
101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の
指定について」、日程第24「議案第102号 さつま
町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定につ
いて」、日程第25「議案第103号 さつま町宮之城伝
統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第
26「議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定
管理者の指定について」、日程第27「議案第105号
さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定に
ついて」、日程第28「議案第106号 さつま町鶴田
ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の
指定について」、日程第29「議案第107号 北
薩広域公園の指定管理者の指定について」、日程第
30「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補
正予算（第11号）」、日程第31「議案第109号
令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第3号)」、日程第32「議案第110号 令和2年
度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）」、日程第33「議案第111号 令和2年度さ
つま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に
関する条例の制定について」から日程第33「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事
業特別会計補正予算（第3号）」までの議案33件を一括して議題とします。

これからそれぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。
まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げま
す。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第79号 さつ
ま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」、
「議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に
関する条例の制定について」、「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴收
条例等の一部改正について」、「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正につ
いて」、「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」関係分、「議案第
109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第
110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第
111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案8件につ
いては、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの

指定管理者の指定について」、「議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」及び「議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」の議案3件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」であります。

本条例は、公職選挙法の改正により認められこととなった町村議会議員及び町村長の選挙公営に関して、選挙運動用の自動車、運動用ビラ、選挙用ポスターの3点について、一定の基準を設けながら公費負担するため制定するものであります。

質疑の中で、供託金の没収点以下の得票だった場合の選挙公営の取扱いについてただしましたところ、公費負担の請求ができないため、全て自己負担となるとのことであります。

次は、「議案第80号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の制定について」であります。

本条例は、選挙用ポスターの公営に関して規定することに伴い、ポスター掲示場の設置について制定するものであります。

質疑の中で、ポスター掲示場の設置箇所等について町民への周知方法をただしましたところ、区公民館長連絡協議会、町お知らせ版、選挙公報「しろばら」等で周知をしていきたいとのことであります。

次は、「議案第81号 さつま町税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法の改正に伴い、延滞金利率の特例に係る表示方法を定めた関係条例を改正するもので、延滞金の利率に変更はないため、町民への影響はないとのことであります。

次は、「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、上位法の改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定基準を改正するもので、7割・5割・2割の軽減区分の判定所得について、基礎控除相当分及び2人以上の給与所得者等がある場合の基準所得を改めるものであります。

質疑の中で、今回の改正により町民にどのような影響があるかただしましたところ、給与及び年金所得者への影響はなく、これ以外の所得者については、基礎控除が10万円増えることにより軽減対象者が若干増え、町民の負担が減るとのことであります。

また、国民健康保険税の税収はどのように変化するのかただしましたところ、今回の改正により税収が320万円程度減少するが、減少分については、国から調整交付金として補てんされる見込みであるとのことであります。

次は、「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、引き続き、明廣建設株式会社を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、令和元年度の単年度収支は赤字となっていることから、運営状況についてただしましたところ、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等も出ているが、それ以前は収支がプラスに転じたとの報告も受けており、公の施設運営の範囲内において、自らの経営努力を積み重ねてこられているとのことであります。

次は、「議案第84号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、社会福祉法人さつま町社会福祉協議会を指定管理者に

指定しようとするものであります。

質疑の中で、令和3年度の人件費の見込みがゼロ円となっているが、夜間の管理体制についてただしましたところ、業者に委託して夜間や休日の管理を行う予定であるため、人件費から委託料に変更を行っているとのことであります。

次は、「議案第85号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、社会福祉法人さつま町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の2款1項7目企画費については、鹿児島銀行の主催で鹿児島県内の特産品や観光情報を発信する鹿児島フェアを台湾で開催するための参加負担金であり、10万円が計上されております。

質疑の中で、本町からはどのような特産品が選定されたのかただしましたところ、最終的には、いも飴、薩摩西郷梅、梅ジュース及び香辛料（ひらめき）の4品目が特産品として選定されたとのことであります。

次に、2款1項13目財産管理費については、湯田地区町有地の擁壁改修工事であり、314万6,000円が計上されております。

質疑の中で、改修工事の概要をただしましたところ、町内企業に貸し付けている町有地の擁壁が老朽化により倒壊のおそれもあるため、石積みからブロック積みに改修し、フェンスを設置するとのことであります。

次に、2款1項19目特別定額給付金給付事業費については、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、国民1人当たり10万円の給付事業であるが、事業実績に伴い2,003万6,000円が減額されております。

同じく、20目さつま町元気応援給付金給付事業費については、特別定額給付金と併せた町民1人当たり5,000円の給付事業であり、事業実績に伴い197万円が減額されております。

質疑の中で、両給付事業の辞退者数や未申請者数をただしましたところ、特別定額給付金については、辞退者が8人、未申請者が5人であり、町元気応援給付金については、辞退者が29人、未申請者が10人とのことであります。

次に、3款1項2目老人福祉費については、養護老人ホームへの措置者数が増えたことに伴う措置費として、544万5,000円が計上されております。

質疑の中で、養護老人ホームへの措置者数は増加傾向にあるのか、また、待機状況についてただしましたところ、ほのぼの苑の定員70人のうち、本町の入所者は62人となっており、このほか町外の施設に17人入所している。入所者は年々増加しており、ほのぼの苑の待機登録者も37人と多いため、今後も増加していくと思われるとのことであります。

次に、3款2項2目児童福祉費については、児童発達支援センタークオラバンビーノが施設を移転して、本年7月に開設したことによる追加の運営負担金として、1,400万円が計上されております。施設やサービスが拡充されることで利用定員や職員数が増加し、給食の提供などが行われており、未就学児だけではなく支援の必要な小学生等に対し、放課後等デイサービスも開始されたとのことであります。

質疑の中で、当初の負担金600万円に1,400万円が追加計上され、合計2,000万円の運営負担となるが、次年度以降の負担金はどのように推移していくと見込まれるのかただしまし

たところ、本町唯一の児童発達支援センターであり、安定的な運営を行う必要があることに加え、町直営で実施すると一層経費もかかることから、決算状況等も確認しながら、当分の間はある程度の支援を継続していく必要があるとのことであります。

次に、歳入についてですが、今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、普通交付税1億4,451万7,000円、繰越金1,495万8,000円が計上されております。

次は、「議案第109号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳出では、2款1項療養諸費は1,100万円の減額、2款2項高額療養費は1,100万円が計上されております。保険給付費の実績見込みにより、歳出予算の調整を行うものであり、予算の総額に変更はないとのことであります。

次は、「議案第110号 令和2年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出では、1款2項1目賦課徴収費については、電算システムの改修に伴う負担金8万8,000円が計上されており、歳入で同額を一般会計から繰り入れております。

次は、「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳出では、1款3項1目介護認定審査会費については、介護認定支援システム改修費用として51万円が減額されております。

最後に、指定管理料を検討する中で、新電力に移行して電気料金を抑えるなどの経費削減を指定管理候補者に提案していく考えはないか、関係課長に一括してただしましたところ、指定管理を更新する際に、新電力を含めた経費削減に努めることを、担当課と指定管理候補者で協議するよう依頼しているとのことであります。

また、クオラバンビーノの利用者数の増加における利用者への支援対策についてただしましたところ、現在の実利用者数は43人であり、1日当たり平均11.9人が利用している。今回、施設を拡充することで利用者数の増加が見込まれるが、保護者による送迎が困難なケースも見受けられるため、クオラによる送迎サービスを検討していただくなど、利用者の立場に立った支援策を講じていくとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」関係分の議案1件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理

者の指定について」、「議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、「議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、「議案第90号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」、「議案第91号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、「議案第92号 さつま町佐志交流館の指定管理者の指定について」、「議案第93号 さつま町山崎交流館の指定管理者の指定について」、「議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、「議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、「議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、「議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、「議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、「議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、「議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、「議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、「議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、「議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、「議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」、「議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」及び「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」の議案22件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程と結果について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第86号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とし、引き続き、神子区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第87号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、鶴田区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第88号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、柏原区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第89号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、求名区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、築後年数も経過していることから、老朽化等により解体する場合の費用負担についてただしましたところ、現在は解体費用の助成はないが、各地区から要望があった場合は、町が解体費用を負担すべきと考えており、所管課で補助要綱を整理するよう検討しているとのことです。

次は、議案第90号 さつま町永野交流館、議案第91号 さつま町中津川交流館、議案第92号 さつま町佐志交流館、議案第93号 さつま町山崎交流館、以上の4か所の交流館については、いずれも指定管理期間を5年間とし、引き続き、当該区公民館に指定管理者として指定しようとするものであります。

次は、「議案第94号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、平川郷管理組合を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第95号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、北さつま農業協同組合を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、1人当たりの客単価が高い理由についてただしましたところ、併設しているレストランを含めた客単価のため高くなっているとのことであります。

次は、「議案第96号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、社会福祉法人さつま町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、郷土文化保存伝習館は譲渡の考えはないのかただしましたところ、現在は湯之元公民会が主に利用している。隣接するいぬまき荘と合併浄化槽を併用しているため、現時点での譲渡は難しいが、今後は状況を見ながら無償譲渡を働きかけていきたいとのことであります。

次は、「議案第97号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、つるだ特産品出荷協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、町内各物産館の新型コロナ対策の費用についてただしましたところ、対策費用は行政負担と考えており、消毒液やフェイスシールドなど、必要な経費等は担当課に連絡するよう周知しているとのことであります。

次は、「議案第98号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、さつま特産品直売所出荷者協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第99号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、農事組合法人薩摩西郷梅生産組合を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第100号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、白男川区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、令和3年度の指定管理料が、令和2年度より8万9,000円増額となった理由についてただしましたところ、平成26年度からの3年間と平成29年度からの3年間の電気料金と水道使用料金の平均額の差額相当分を増額したとのことであります。

次は、「議案第101号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、尾原公民会を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第102号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、紫尾区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、ふるさと創生館の利用形態についてただしましたところ、主にバレー・ボール合宿など体育館として利用されており、令和元年度は102件で826人が利用し、町外の利用者が多いとのことであります。もっと町民に周知するなど、利用促進に努めるよう要請いたしました。

次は、「議案第103号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、協同組合特産品フレッシュ宮之城を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第104号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、丁町婦人会を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第105号 さつま町うましき里きららの楽校の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、うましき里きらら協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第106号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町川内川大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、特定非営利活動法人ひつ翔べ！奥さつま探険隊を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、5年前に税理士の指導の下、経理をすべきではないかと指摘したが、その後の状況についてただしましたところ、これまで実績の算出方法が年度によって異なっていたことから、指摘後は、適切な運営がなされるよう、毎月税理士が経理の確認や指導を行っているとのことであります。

次は、「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き、公益財団法人鹿児島県地域振興公社を指定管理者に指定しようとするものであります。

質疑の中で、令和3年度の指定管理料の積算で、管理経費が約300万円増加している理由についてただしましたところ、管理面積が増えたことや労務単価の改定により増加しているとのことであります。

次は、「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

7目畜産業費には、牛白血病の抗体検査手数料の補助として80万7,000円が計上されています。

質疑の中で、毎年抗体検査を行っているが年々増加傾向にあることから、今後の対策についてただしましたところ、平成28年度から手数料の補助を行っており、県家畜保健所北薩地区管内のデータになるが、令和2年10月で5,250頭検査し、うち陽性が2,625頭で、獣医師不足により全頭検査体制が充実していない状況である。今後は、牛白血病基金の活用や行政とJAで連携を取りながら、簡易牛舎の補助事業を活用し、陽性と陰性を分けた飼育管理を行い、状況を見ながら成牛せり市へ出荷していくなど、陽性牛の割合を減少させるとともに、全頭検査ができる体制づくりを県や国に要望していきたいとのことであります。

9目担い手育成費には、お茶の乗用摘採機導入に伴う補助金225万7,000円が計上されています。

質疑の中で、お茶の生産量は多いものの売上高が少ないとことから、売上げの向上につながる取組についてただしましたところ、まずは、お茶の魅力を伝え親しんでもらうために茶育に取り組んでいる。また、薩摩地区では紅茶への取組もされているとのことです。

次に、7款1項商工費の関係であります。

2目物産観光費には、さつまの逸品振興事業費補助金の精算で107万円の減額補正が計上されています。

質疑の中で、この事業の成果等についてただしましたところ、新型コロナで帰省できない県外の大学生に牛肉を送ることで元気を出してもらえたことと、モニター登録を行うことでふるさと納税返礼品の特産品などを抽せんで贈り、アンケートに答えていただき返礼品を充実させている。また、寄附の受入れを行うインターネットのサイトを1つ増やしたことで寄附が増加し、本年11月の1か月分の寄附件数は、昨年1年間分を上回っており、12月はさらに多くの寄附が集まる予想しているとのことです。

5目開発振興費には、平成30年度から令和元年度までに立地協定を締結した、5社分の企業立地促進助成金1億1,728万9,000円が計上されています。

質疑の中で、県内の他自治体との補助率の比較についてただしましたところ、用地取得費と造成費に係る40%の補助率は高いほうであり、建物や機械等の設備費についても、投資金額によって補助率は変わるもの、投資金額5,000万円までの15%は高いほうであるが、県内で突出して高いということではないとのことです。

次に、10款2項小学校費の関係であります。

1目学校管理費には、中津川小学校改修工事費634万円が計上されています。

質疑の中で、他の学校でもこのような改修が予想されるのかただしましたところ、今回は特別な支援が必要な児童が学校生活で支障を来さないように、教室の改修と屋外階段の手すり取付工事を行うものであり、今後も同様の事例が出てきた場合は、対応していくことになるとのことです。

次に、11款1項農林水産施設災害復旧費の関係であります。

災害復旧工事が翌年度へ繰越しとなっているが、その内容についてただしましたところ、農地と農業用施設163件の災害査定が11月27日で終了し、年明けの工事発注を予定しており、完成は令和3年5月末を計画しているとのことです。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

[宮之脇尚美議員降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これから文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第79号から議案第82号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」から「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」までの議案4件について、一括して採決します。

議案第79号から議案第82号までの議案4件に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって「議案第79号 さつま町議会議員及びさつま町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」から「議案第82号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」までの議案4件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第83号から議案第107号までの議案25件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」までの議案25件について、一括して採決します。

議案第83号から議案第107号までの議案25件に対する各委員長の報告は、可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第83号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から「議案第107号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」までの議案25件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第108号から議案第111号までの議案4件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」から「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案4件について、一括して採決します。

議案第108号から議案第111号までの議案4件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第108号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」から「議案第111号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの議案4件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第34「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第34「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第35「閉会中の継続調査の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第35「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

△閉会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和2年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

さつま町議会議長　平八重　光　輝

さつま町議会議員　舟　倉　武　則

さつま町議会議員　岩　元　涼　一